

平成28年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

平成28年6月13日開会
平成28年6月29日閉会

宿毛市議会事務局

平成二十八年第二回宿毛市議会定例会会議録

平成28年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日 (平成28年6月13日 月曜日)	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会 (午前10時03分)	
○日程第1 会議録署名議員の指名	4
○日程第2 会期の決定	4
(諸般の報告)	
○日程第3 議案第1号から議案第16号まで	5
(提案理由の説明)	
市 長	5
散 会 (午前10時24分)	
----- . . . -----	
第 2 日 (平成28年6月14日 火曜日)	休会
----- . . . -----	
第 3 日 (平成28年6月15日 水曜日)	休会
----- . . . -----	
第 4 日 (平成28年6月16日 木曜日)	休会
----- . . . -----	
第 5 日 (平成28年6月17日 金曜日)	休会
----- . . . -----	
第 6 日 (平成28年6月18日 土曜日)	休会
----- . . . -----	
第 7 日 (平成28年6月19日 日曜日)	休会
----- . . . -----	
第 8 日 (平成28年6月20日 月曜日)	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9
欠席議員	9

事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前10時03分)	
○日程第1 一般質問	11
1 原田秀明議員	11
市 長	11
原田秀明議員	11
市 長	11
原田秀明議員	12
市 長	13
原田秀明議員	13
市 長	13
原田秀明議員	14
市 長	14
原田秀明議員	15
市 長	15
原田秀明議員	15
教 育 長	16
原田秀明議員	16
教 育 長	17
原田秀明議員	17
教 育 長	17
原田秀明議員	18
教 育 長	18
原田秀明議員	18
教 育 長	18
原田秀明議員	19
市 長	19
原田秀明議員	20
市 長	20
原田秀明議員	21
市 長	21
原田秀明議員	22
市 長	22
原田秀明議員	23
2 野々下昌文議員	23
市 長	24

野々下昌文議員	2 4
市 長	2 4
野々下昌文議員	2 5
市 長	2 5
野々下昌文議員	2 6
市 長	2 6
野々下昌文議員	2 7
市 長	2 7
野々下昌文議員	2 8
市 長	2 8
野々下昌文議員	2 8
市 長	2 9
野々下昌文議員	2 9
市 長	3 0
野々下昌文議員	3 1
市 長	3 1
野々下昌文議員	3 2
市 長	3 2
野々下昌文議員	3 3
市 長	3 3
野々下昌文議員	3 3
3 松浦英夫議員	3 3
市 長	3 4
松浦英夫議員	3 5
市 長	3 5
松浦英夫議員	3 5
市 長	3 6
松浦英夫議員	3 6
市 長	3 7
松浦英夫議員	3 7
市 長	3 7
松浦英夫議員	3 7
市 長	3 8
松浦英夫議員	3 8
市 長	3 8
松浦英夫議員	3 9
市 長	3 9

	松浦英夫議員	3 9
	市 長	3 9
	松浦英夫議員	4 0
	市 長	4 0
	松浦英夫議員	4 1
	市 長	4 2
	松浦英夫議員	4 2
	市 長	4 3
	松浦英夫議員	4 3
	市 長	4 3
	松浦英夫議員	4 4
	市 長	4 4
	松浦英夫議員	4 4
	市 長	4 5
	松浦英夫議員	4 5
	市 長	4 5
	松浦英夫議員	4 6
	市 長	4 6
	松浦英夫議員	4 6
	市 長	4 6
	松浦英夫議員	4 7
4	山本 英議員	4 7
	市 長	4 7
	山本 英議員	4 8
	市 長	4 8
	山本 英議員	4 8
	市 長	4 9
	山本 英議員	4 9
	市 長	5 0
	山本 英議員	5 0
	市 長	5 0
	山本 英議員	5 0
	市 長	5 1
	山本 英議員	5 1
	市 長	5 3
	山本 英議員	5 3
	教 育 長	5 3

山本 英議員	5 4
教育 長	5 4
山本 英議員	5 5
教育 長	5 6
山本 英議員	5 6
延 会 (午後 3 時 2 9 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 2 8 年 6 月 2 1 日 火曜日)

議事日程	5 9
本日の会議に付した事件	5 9
出席議員	5 9
欠席議員	5 9
事務局職員出席者	5 9
出席要求による出席者	5 9
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 一般質問	6 1
1 山上庄一議員	6 1
市 長	6 1
山上庄一議員	6 1
市 長	6 2
山上庄一議員	6 3
市 長	6 4
山上庄一議員	6 4
市 長	6 5
山上庄一議員	6 5
2 川村三千代議員	6 5
市 長	6 6
川村三千代議員	6 7
市 長	6 7
川村三千代議員	6 7
市 長	6 8
川村三千代議員	6 8
市 長	7 0
川村三千代議員	7 0
市 長	7 2
川村三千代議員	7 2
3 山岡 力議員	7 2

	市 長	7 2
	山岡 力議員	7 3
	市 長	7 3
	山岡 力議員	7 4
	市 長	7 5
	山岡 力議員	7 6
	市 長	7 6
	山岡 力議員	7 6
	市 長	7 7
	山岡 力議員	7 7
	市 長	7 7
	山岡 力議員	7 8
4	川田栄子議員	7 9
	教 育 長	7 9
	川田栄子議員	8 0
	教 育 長	8 0
	川田栄子議員	8 0
	教 育 長	8 1
	川田栄子議員	8 1
	教 育 長	8 1
	川田栄子議員	8 2
	教 育 長	8 2
	川田栄子議員	8 2
	教 育 長	8 3
	川田栄子議員	8 3
	教 育 長	8 3
	川田栄子議員	8 3
	教 育 長	8 4
	川田栄子議員	8 5
	市 長	8 5
	川田栄子議員	8 6
	市 長	8 6
	川田栄子議員	8 6
	市 長	8 7
	川田栄子議員	8 7
	市 長	8 8
	川田栄子議員	8 8

	市 長	8 8
	川田栄子議員	8 9
	市 長	9 0
	川田栄子議員	9 0
	市 長	9 0
	川田栄子議員	9 1
	市 長	9 1
	川田栄子議員	9 1
	市 長	9 2
	川田栄子議員	9 2
	市 長	9 2
	川田栄子議員	9 3
	市 長	9 3
	川田栄子議員	9 4
	市 長	9 4
	川田栄子議員	9 4
	市 長	9 5
	川田栄子議員	9 5
	市 長	9 5
	川田栄子議員	9 6
5	寺田公一議員	9 6
	市 長	9 6
	寺田公一議員	9 7
	市 長	9 7
	千寿園長	9 7
	寺田公一議員	9 7
	市 長	9 7
	寺田公一議員	9 7
	市 長	9 7
	寺田公一議員	9 8
	市 長	9 8
	寺田公一議員	9 8
	市 長	9 9
	寺田公一議員	9 9
	市 長	1 0 0
	寺田公一議員	1 0 0
	市 長	1 0 0

寺田公一議員	101
市 長	101
寺田公一議員	102
市 長	102
寺田公一議員	103
教 育 長	103
寺田公一議員	104
教 育 長	104
寺田公一議員	105
教 育 長	105
寺田公一議員	106
教 育 長	106
寺田公一議員	107
教 育 長	107
寺田公一議員	107
教 育 長	107
寺田公一議員	107
教 育 長	107
寺田公一議員	107
教 育 長	108
寺田公一議員	108
教 育 長	108
寺田公一議員	109

散 会 (午後3時49分)

----- . . ----- . . -----

第10日 (平成28年6月22日 水曜日)

議事日程	111
本日の会議に付した事件	111
出席議員	111
欠席議員	111
事務局職員出席者	111
出席要求による出席者	111
開 議 (午前10時02分)	
○日程第1 議案第1号から議案第16号まで	113
質 疑	113
1 原田秀明議員	113
環境課長	113

生涯学習課長	1 1 3
原田秀明議員	1 1 4
2 川村三千代議員	1 1 4
産業振興課長	1 1 4
生涯学習課長	1 1 5
川村三千代議員	1 1 5
委員会付託省略（議案第 1 号から議案第 6 号まで）	1 1 6
委員会付託（議案第 7 号から議案第 1 6 号まで）	1 1 6
散 会（午前 1 0 時 2 3 分）	
議案付託表	1 1 7

----- . . ----- . . -----
 第 1 1 日（平成 2 8 年 6 月 2 3 日 木曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第 1 2 日（平成 2 8 年 6 月 2 4 日 金曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第 1 3 日（平成 2 8 年 6 月 2 5 日 土曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第 1 4 日（平成 2 8 年 6 月 2 6 日 日曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第 1 5 日（平成 2 8 年 6 月 2 7 日 月曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第 1 6 日（平成 2 8 年 6 月 2 8 日 火曜日） 休会

----- . . ----- . . -----
 第 1 7 日（平成 2 8 年 6 月 2 9 日 水曜日）

議事日程	1 1 9
本日の会議に付した事件	1 1 9
出席議員	1 1 9
欠席議員	1 1 9
事務局職員出席者	1 1 9
出席要求による出席者	1 2 0
開 議（午前 1 0 時 0 1 分）	
○日程第 1 議案第 1 号から議案第 1 6 号まで	1 2 1
（議案第 1 号及び議案第 2 号）	
討論・表決	1 2 1
（議案第 3 号）	
討論・表決	1 2 1
（議案第 4 号）	

討論・表決	1 2 1
(議案第 5 号)	
討論・表決	1 2 1
(議案第 6 号)	
討論・表決	1 2 1
(議案第 7 号から議案第 1 0 号まで)	
委員長報告	
予算決算常任委員長	1 2 2
総務文教常任委員長	1 2 3
産業厚生常任委員長	1 2 3
質疑・討論・表決	1 2 4
○日程第 2 陳情第 7 号	1 2 4
委員長報告	
総務文教常任委員長	1 2 4
質疑	1 2 5
討論	
松浦英夫議員 (賛成)	1 2 5
山本 英議員 (反対)	1 2 7
表決	1 2 9
○日程第 3 委員会調査について	1 2 9
継続調査	1 2 9
○日程第 4 意見書案第 1 号	1 2 9
(提案理由の説明)	
野々下昌文議員	1 2 9
質疑	1 2 9
委員会付託省略	
討論・表決	1 3 0
(閉会あいさつ)	
市 長	1 3 0
閉 会 (午前 1 0 時 5 2 分)	
委員会審査報告書	1 3 2
陳情審査報告書	1 3 5
閉会中の継続調査申出書	1 3 6
意見書案第 1 号	1 3 9

----- . . ----- . . -----

付 録

一般質問通告表.....	付－ 1
議決結果一覧表.....	付－ 4
議 案.....	付－ 4
陳 情.....	付－ 6

平成28年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成28年6月13日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第16号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 5号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 7号 平成28年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 8号 平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 9号 平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第10号 平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について

議案第11号 宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第12号 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号 宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について

議案第15号 指定管理者の指定について

議案第16号 幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第16号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番	川田栄子君	2番	川村三千代君
3番	原田秀明君	4番	山岡力君
5番	山本英君	6番	高倉真弓君
7番	山上庄一君	8番	山戸寛君
9番	岡崎利久君	10番	野々下昌文君
11番	松浦英夫君	12番	寺田公一君
13番	宮本有二君	14番	濱田陸紀君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈淳司君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野りか君
議事係長	奈良和美君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中平富宏君
副市長	岩本昌彦君
企画課長	黒田厚君
総務課長	河原敏郎君
危機管理課長	楠目健一君
市民課長	立田ゆか君
税務課長	児島厚臣君
会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長補佐	田中博幸君

水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時03分 開会

○議長（岡崎利久君） これより平成28年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において原田秀明君及び山岡 力君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） おはようございます。議会運営委員長、報告をいたします。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきまして、議長の要請により、去る6月9日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案をした上、慎重に審査した結果、本日から6月29日までの17日間とすることに、全会一致をもって決定をいたしました。

以上、報告申し上げます。

○議長（岡崎利久君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月29日までの17日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月29日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

本日まで陳情1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

市長から、6月6日付をもって、地方自治法

第243条の3第2項の規定に基づき、平成27年度宿毛市清掃公社事業実績報告及び決算書、平成28年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書、平成27年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び決算報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を、本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成28年第2回宿毛市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

報告事項の説明に入ります前に、本市が運営しております特別養護老人ホーム千寿園において、入居者に対するたび重なる投薬ミスや、虐待があったことに対しまして、入居者の方々を初め、その御家族の皆様にも多大なる御迷惑をおかけしましたこと、そして市民の皆様にも大変な御心配をおかけしましたことを、まずもって、衷心よりおわびを申し上げます。

二度とこのようなことを起こさないために、原因究明を図り、職員の意識改革を徹底して、再発防止に全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、報告事項につきまして、御説明申し上げます。

報告第1号は、平成27年度宿毛市一般会計

予算繰越明許費として、地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金事業ほか18事業、総額4億5,163万円を繰越計算書のとおり、平成28年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

報告第2号は、和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分したものでございます。

詳細は、お手元にお配りしております資料のとおりでございます。

次に、平成27年度の各会計の決算状況につきまして、お手元に資料を配付しておりますので、その概要を御説明申し上げます。

一般会計では、実質収支は約2億4,243万円の黒字決算となり、剰余金として、1億5,000万円を、財政調整基金に積み立てをいたしました。

特別会計では、介護保険事業、後期高齢者医療の2会計が黒字決算となりましたが、国民健康保険事業は、財政調整基金が底をついたため、初の赤字決算となり、翌年度会計から約4,939万円の繰上充用を余儀なくされました。

また、学校給食事業につきましては、給食費の未納により、赤字決算となり、翌年度会計から約41万円の繰上充用となっております。

今後も、南海地震対策関連の事業など、多くの予算を必要とするため、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。報告事項の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第1号から議案第16号までの16議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 御提案申し上げました議案につき、提案理由の説明をいたします。

議案第1号は、平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成27年度決算に伴う国保会計における収支不足額について、繰上充用金を緊急に予算補正する必要が生じたので、4,939万4,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

議案第2号は、平成28年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算について、同じく専決処分の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、平成27年度決算に伴う給食費の未納金について、繰上充用金を緊急に予算補正する必要が生じたので、41万9,000円の追加について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

議案第3号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求めるものでございます。内容につきましては、固定資産評価審査委員会委員3名のうち1名の委員が7月13日をもって任期満了となりますので、引き続き現委員の山本卓助氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号から議案第6号までは、人権擁護委員候補者の推薦について意見を求めるものでございます。

内容につきましては、9月30日をもって任期満了となります3名の人権擁護委員について、現委員の示野孝雄氏と野口節子氏、並びに新委員として埜々下典晃氏を推薦することについて、

人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

議案第7号は、平成28年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で6,883万1,000円を追加しようとするものです。

歳入で増額する主なものは、基金繰入金4,102万5,000円、国庫補助金1,317万4,000円、諸収入1,104万円となっております。

一方、歳出で増額する主なものは、総務費で、コミュニティ助成事業助成金として730万円、地方創生推進交付金事業として、総額1,880万6,000円を計上しております。

本年度のコミュニティ助成事業の対象地区は、田ノ浦地区、大深浦地区、鶴来島地区の3地区を予定しております。

地方創生推進交付金事業の内容としましては、事業名称を「直七高付加価値化計画」と銘打ち、宿毛市の地域資源である直七を筆頭に、文旦や小夏などのかんきつ類、そして直七マダイなどの養殖魚の生産量増大・販路拡大を通じて、宿毛市の活性化を図っていかうとするものでございます。

そのほか、歳出の主なものといたしまして、衛生費で、宿毛市斎場施設修繕料として500万円、空き家対策調査委託料として621万円、教育費で、陸上競技場フィニッシュタイマー購入費として567万円を計上しております。

議案第8号は、平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。

総額で109万2,000円を増額しようとするもので、主な内容としましては、臨時的任用職員の賃金でございます。

議案第9号は、平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算でございます。

総額で64万8,000円を増額しようとする

もので、内容としましては、沖の島へき地診療所の診療時間を延長するため、渡船の確保が可能な8月から10月までの3カ月間、柏島・沖の島間の往復について、渡船をチャーターして医師の移動手段を確保することにより、診療時間の延長及び医師の負担軽減を図るものです。

議案第10号は、平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算でございます。

内容としましては、工事請負費から委託料へ予算の組み替えをしようとするもので、総額で1,000円を増額しようとするものです。

議案第11号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、今年度より株式会社ピアーサーティに管理運営をしていただいております国民宿舎椰子につきまして、7月1日のリニューアルオープンに合わせて入浴料金の一部を改正しようとするものです。

議案第15号は、指定管理者の指定についてでございます。

内容につきましては、土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅の駅舎の管理運営につきまして、9月30日をもって指定管理期間が満了しますので、引き続き、土佐くろしお鉄道株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第16号は、幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。

内容につきましては、介護認定審査会の委員の定数を変更する必要性が生じたので、本規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定をいただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月14日から6月17日まで休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、6月14日から6月17日まで休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月14日から6月19日までの6日間休会し、6月20日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時24分 散会

陳 情 文 書 表

平成28年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 7 号	平成 28. 5.25	伊方原発の再稼働を認めず廃炉を 求める意見書の提出について	未来の宿毛のために 伊方原発をとめる会 代表者 伊与田尚子	総務文教

上記のとおり付託いたします。

平成28年6月13日

宿毛市議会議長 岡 崎 利 久

平成28年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成28年6月20日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。テレビをごらんの皆様も、おはようございます。

3番、原田でございます。一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、熊本地震を教訓にした災害対策について、お伺いいたします。

私は、前回の定例会で、防災減災についての一般質問をさせていただきましたが、その一月もたたないうちに、あの熊本地震が発生いたしました。また新たな想定外が幾つも起こってしまったのではないかと、強く感じているところでございます。

前回の質問と、一部重複するところもございますが、熊本地震後に多く取り上げられていた問題を、宿毛市ではどう対応していくのか、ここで質問をさせていただきます。

まずは、熊本地震の発生を受けて、今後の宿毛市の災害対策や復興について、市長が今、改めて思うことございましたら、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

まず、初めに、今回、4月14日からの熊本地震で、本当に被災された方々に、衷心よりお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々の御冥福をお祈りをいたしたいと、そのように思っております。

本当に九州、大変な状況になっております。

それでは、早速、原田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

熊本地震を受けて、宿毛市の防災対策について、何か思うことがあるかとの御質問でございます。

熊本地震においては、極めて大きな揺れが複数回続くなど、東日本大震災では見られなかった直下型地震特有の事象が見られました。

本市における南海トラフ地震対策においても、今般の地震で、新たに浮き彫りになった状況を反映いたしまして、施策の見直しを図っていく必要があるのではないかと、そのように考えているところでございます。

特に、本市がこれまで進めてきた津波避難道や、避難場所の整備等の津波対策に加えまして、揺れに対する対策を、一層加速化していく必要があると、再認識をしたところでございます。

このため、今後においても、全庁体制で各対策に取り組んでまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） この件について、再質問をさせていただきます。

今回の地震を教訓にしまして、宿毛市が特に力を入れていかなければならないと思うこと、また既に進めていることなどございましたら、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

熊本地震を受けまして、宿毛市が特に力を入れなければならないと思うことはあるかと、そういう御質問だと思います。

まず、今回の熊本地震は、海溝型の南海トラフ地震とは異なっています。活断層を震源とする直下型地震であったため、緊急地震速報が間に合わずに、いきなり大きな揺れが、しかも複数回にわたって発生をしたものであります。

実際の被災地の映像を見てみますと、被災地では、多くの建物が倒壊、半壊をいたしました。避難所等での生活を余儀なくされている、そのような状況であります。

これを受けまして、発災直後の命を守る対策の中で、最優先で取り組まなければならない課題は、揺れに対する対策の住宅耐震化であると、そのように改めて感じております。

特に、本市では、昨年度から、各地区の自主防災組織の皆様の、そういった御協力によりまして、住宅耐震化にかかわる啓発等の戸別訪問を行っており、耐震診断の申込件数が増加傾向にありましたが、熊本地震発生後には、さらに申込件数、問い合わせ件数ともに増加をしている、そういった状況になっております。

6月13日現在における耐震診断の申請の件数は、昨年度実績19件に対しまして、今年度は既に26件となっております、戸別訪問により、耐震診断を受けたいという希望世帯も80件程度、把握ができています状況であります。

これを受けて、今後、希望世帯に対して、市から電話連絡をし、耐震改修に向けて、一層の促進を図ることにはしておりますが、現在の人員配置のみでは、対応が出来る懸念がありましたので、新たに臨時職員1名を雇用するための予算を、今議会に計上させていただいております。

また、南海トラフ地震が発生した場合は、熊本地震のような直下型地震と異なり、緊急地震速報により、実際の揺れが来るまでの数十秒程度の時間的な余裕、いわゆるリードタイムがあると考えられています。

現在、高知地方気象台においても、この点に注目しており、いざというときのリードタイムをどのように活用するかで、被害に大きな差が出ることになるため、緊急地震速報の仕組みなどの啓発を行っていくとのことでもあります。

今後、本市においても、自主防災会や学校での研修等で、この点の講習を行い、訓練等に生かしてまいりたい、このように考えているところでございます。

このように、以前から、津波対策のみが注目されているところではありますが、やはり、まず襲ってくるのは揺れであります。このまず襲ってくる揺れへの対策を講じていく必要性を、改めて強く感じており、そのための取り組みも進めてまいりたいと、そういうふうに感じている次第でございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 市長の答弁にございました、リードタイムですが、これ、とても重要なキーワードだと、私も感じております。

これ、きっと数秒か数十秒でしょうが、例えば、その地域に関係する地震のときだけ、アラームとか緊急速報のパターンが変わったり、音が変わったりするようなことになったら、さらにいいのじゃないかと思っていますので、もしそういうことができるようでしたら、探っていたきたいと思っております。

続きまして、避難時における問題について、幾つかお伺いします。

まずは、被災後の避難所や、その後に起こるであろう問題について、幾つかお伺いします。

今回、熊本の幾つかの避難所では、車椅子を利用の方や、要支援の方、自動車での避難生活やペット同伴の方などにおいては、避難所では、さまざまな問題が起きていたと、マスコミがその状況を多く取り上げていたように感じました。

宿毛市でも、宿毛市地域防災計画一般対策編の中に、指定避難所の運営については、細かく明記はされておりますが、避難所の運営については、他市町村で起こった事例を、調査研究を繰り返して、その都度、実効性の高いものにして

いくべきだと考えております。

被災後、真っ先に起こる問題ですので、この件について、市長はどのように考えているのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど、リードタイムのお話がありました。せっかく緊急速報で地震が来るよということを知らせていただいて、それから地震が来る前の時間ですので、これが何秒か、ちょっと地震の発生した場所とか、いろいろなことで変わってくるというふうにはお聞きしていますが、数十秒あるということで、この時間をしっかり生かせば、みんなが死ぬことがなくて、命を守ることができる、そのように思っておりますので、せっかくのこういったリードタイムを、もったいないようなことに使わないように、しっかりとした対策を講じていきたい、そのように思っております。

熊本地震によりまして、開設した避難所での問題を受けて、本市の避難所運営においても、計画を実効性のあるものとするための対策を講じていくべきではないか、そういった御質問だったと思います。

議員の御指摘の、熊本地震による指定避難所で発生したさまざまな問題や、南海トラフ地震を想定した本市の被害想定にかかわる問題も含め、今年度から3年間をかけて、浸水区域外の市内の指定避難所、これ33施設ございますが、全ての施設ごとの運営マニュアルを策定することにしております。

全ての施設の運営マニュアル、それぞれつくりたいというふうに思っております。

マニュアル策定に当たっては、各施設の状況も十分勘案をいたしまして、自動車による避難者や、要支援者、そしてお話にもありましたペット同伴者への対策など、各種問題も想定をし

た上で、円滑な避難所運営ができるよう、実効性のあるマニュアル策定に取り組んでまいりたいと、そのように考えておりますので、御理解のほうをお願いをいたしたいと思ひますし、また、御意見等もお伺いしたいと、そのように思っておりますので、協力をよろしくをお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 避難所での対応は、そのときになりましたら、行政の職員の皆様に頼るのではなく、そこに避難して集まってきた人たちで乗り越えていくということになると思います。

ですので、そのためにも、実効性のあるマニュアルづくりを、ぜひよろしく願ひいたします。

それでは、続きまして、罹災証明の発行の体制について、お伺ひいたします。

避難生活が始まり、速やかに始めなければいけないことの一つの中に、住宅の罹災証明書の発行があると思います。

罹災証明書の発行の確保、発行体制の確保、いわゆるこれも実効性の確保でございますが、熊本県では、罹災証明の再鑑定の申請が、先日の新聞ですと、2万2,000件を超えているという記事も出ておりました。

宿毛市でも起こるであろうこの問題を、市長はどのように考え、体制を準備しているのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

罹災証明書の速やかな発行を行うための体制整備についての御質問でございます。

宿毛市でも、こういった状況が起こってくる、そのように想定をしているところでございます。

宿毛市地域防災計画、その中の一般対策編の中では、罹災証明書交付に当たっての体制とい

たしまして、実施責任者を税務課と定めております。そして、災害対策基本法第90条の2第2項の規定に基づく専門的な知識及び経験を有する職員の育成や、本市と他の地方公共団体、または民間団体との連携の確保、そのほか必要な措置を講ずるよう、定められているところでございます。

このため、現在、税務課固定資産税系の職員が、高知県住宅被害認定士養成研修を受講をし、罹災証明発行に必要な被害認定調査業務等のスキルアップを図っているところでございます。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、新聞記事に熊本地震における罹災証明書の発行に当たり、さまざまな課題があったことが掲載されておりましたので、被災後の速やかな罹災証明書の発行に着手できるよう、引き続き、職員への研修を行うなどの体制整備に努めるとともに、今後、近隣市町村とも連携、協議の場をもっていききたいと、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 罹災証明書の発行については、そのときは混乱すると思います。しかし、被災の規模を事前に予想することは不可能ではございますが、やることはある程度、決まっていると思われまので、事前に、時間を少しかけてでも、速やかな体制が整えられるような準備をしていただければと思っております。

続きまして、仮設住宅用地について、質問をさせていただきます。

宿毛市が地震で被災する場合、揺れにより使用不可能となる家屋にとどまらず、沿岸部では、津波により、家自体がなくなってしまう、そんな厳しい事態が起こることは、皆さんも想定しているのではないかと思います。

そのため、被災後の最低限の生活を始まるた

めには、速やかな仮設住宅の建設に入ることのできる体制づくりも重要ではないかと考えております。

熊本地震では、国が新たに条件つきで半壊と認定された被害者にも、入居を認めることとしたことにより、仮設住宅不足も問題になっておりました。

宿毛市でも、現在の想定より、多くの仮設住宅の用地が必要となることも考えられるのではないのでしょうか。

そこでお伺いしますが、仮設住宅用地の事前選定などは、十分になされているのでしょうか。仮設住宅の用地について、市長のお考えをお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

本市における仮設住宅用地の事前選定は、行っているのかとの御質問でございます。

議員も御承知のとおり、南海トラフ地震発生後、本市においては、揺れによる被害、津波による被害、そして長期浸水被害等、さまざまな被害想定がなされております。当然、仮設住宅が必要になる、そのように考えているところでございます。

こうした中、現段階において、議員御指摘の仮設住宅用地の選定が、正式にできているわけではありません。しかしながら、災害被害からの迅速な復旧、復興を図るためには、仮設住宅用地を含め、遺体の安置所や、瓦れきの一時保管所等の機能を、あらかじめ決めておく、事前対策が何よりも重要となってまいります。

このため、本市では、ただいま申し上げました遺体安置所等のさまざまな機能を、事前に決めておくための応急期機能配置計画を、今年度策定をすることにしておりますので、策定をする中で、仮設住宅用地についても、他の機能と同様に、配置場所の選定をしてまいりたい、そ

のように考えているところでございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 仮設住宅の用地の事前選定は、これから応急期の機能配置計画の中で、策定されるということで、理解させていただきました。

それでは、最後に、宿毛市役所、この本庁舎について、お伺いいたします。

前回、市長に対しまして、庁舎の建てかえや、移転をしたらどうでしょうかと、質問させていただきましたが、さすがにあのときは、私も今すぐではありませんが、近い将来にという気持ちでお伺いしておりました。

しかし、その後、間もなく、熊本の5市町で、庁舎使用不能、業務に停滞もというニュースがたくさん流れまして、私も、何とも言いようがございませぬが、これの意味するところは、執行部の皆様や職員の皆様のほうが、切実ではないかと思っております。

市長は、偶然にも、熊本地震のすぐ後、4月21日に岐阜県北方町の新庁舎に行かれまして、総工費や防災拠点としての機能などの説明も聞かれたのではないかと思います。

その日、市長が、SNSで発信されたものを読ませていただきますと、市長は何か、新たな認識を、そのとき持たれたのではないかと、私は思っておりますが、市長に、いま一度、宿毛市役所本庁舎の今後について、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

原田議員の御質問のとおりでありまして、私は、北方町の新庁舎竣工式に出席をいたしました。

フェイスブックでも発信をいたしましたが、北方町の新庁舎は、免震構造を採用して、地震発生時には、災害対策本部としての拠

点機能や、避難空間としての機能を十分に発揮できる、そのような建物となっております。

さて、本市の本庁舎に目を向けますと、平成25年に耐震工事を実施しておりますが、庁舎自体の老朽化は、かなり進んできております。見てのとおりでございます。

また、その立地は、長期浸水区域内にあります。先日行われた全国市長会において、宇土市の市長ともお会いをいたしまして、お話も伺ってきました。

御承知のように、4月14日より発生いたしました熊本地震により、宇土市本庁舎が使用不能となり、災害拠点としての機能に大きな影響を及ぼしました。

当然、罹災証明書の発行にも、大変苦慮したというお話をしておりました。

今回の熊本地震や、私の北方町新庁舎訪問を通じまして、宿毛市本庁舎の移転や建てかえは、本市の重要な課題であると、改めて再認識をいたしましたところでございます。

宿毛市におきましても、老朽化した本庁舎の建てかえについては、財政的な要因の中で、先送りされてきたという事情もあり、庁舎建設における財政支援につきましても、熊本地震発生以後の市長会を通じて、国へ訴えております。

今後も、引き続き、国の動向を注視しつつ、本庁舎の移転や建てかえの実現に向けまして、取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 私は、庁舎については、定例会2回連続で質問をさせていただきました。

予算措置においては、この件は、優先順位を少し上げていってもいいのかなど、私個人は思っております。

また、どこかで3回目の質問をさせてもら

かもしれませんが、そのときはどうかよろしく
お願いします。

以上で、災害対策についての質問は終了させ
ていただきます。

続きまして、小・中学校の英語教育について
の質問をさせていただきます。

最近の子供たちは、外国人や異文化と接する
機会を、相当程度持っておりまして、昭和40
年代生まれの私たちのころよりも、英語活動へ
の抵抗感は少ないのではないかと思います。

小学生の柔軟な適応力は、コミュニケーション
への積極的な態度の育成や、英語の発音や、
基本的な表現になれ親しむことに適していまし
て、それらを育成する上での素地とするために、
大切な時期と考えられますので、ここで英語の
教育の質問を幾つかさせていただきます。

まずは、小学校の英語教育の現状と今後につ
いてでございます。

現在、市内小学校での英語教育にかかわる時
間や授業内容と、27年度から導入されました
外国語活動アドバイザー派遣事業の実施状況と、
その成果や評価など、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） おはようございます。
教育長、3番議員の一般質問にお答えを申し上
げます。

まず、小学校の英語教育の現状についての御
質問をいただきました。

現在、小学校におきましては、5年生と6年
生で、年間35時間、およそ週に1時間の外国
語活動の授業を実施いたしております。

授業内容といたしましては、電子黒板を使っ
た教材として、デジタル教科書のハイフレンズ
を活用し、音声を中心に、外国語になれ親しま
せる活動を通じて、言語や文化について、体験
的に理解を深めるとともに、積極的にコミュニ
ケーションを図ろうとする態度を育成し、コミ

ュニケーション能力の素地を養う内容となっ
ております。

また、外国語指導助手、いわゆるALTにつ
きましては、中学校を主として活動をいたして
おりますけれども、中学校の授業がない日に、
小学校にも行かせております。

ALTの頻度といたしましては、中学校に毎
週1回、小学校には五、六年生を対象に、2週
に1回、4年生以下は、1学期に1回を目安と
して、活動いたしております。

議員御指摘の外国語活動アドバイザー派遣事
業につきましては、昨年度、試験的に咸陽小学
校で実施をさせていただきました。年間18回、
外国語活動の実施時に、元教員を1名派遣をい
たしまして、授業の補佐を行っていただきました。

本年度は、2学期から実施する予定となっ
ております。

成果につきまして、御質問いただきましたけ
れども、成果につきましては、なかなか目に見
える形でお示しをすることは難しいところでご
ざいますけれども、教員が学習指導要領の目的
でございます、コミュニケーション能力の素地
を養うための指導を行う上での支援策の一つに
は、なっているのではないかなというふうにか
えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問をさせていただ
きます。

文部科学省の英語教育実施状況調査で、実用
英語技能検定、いわゆる英検3級以上を取得す
るか、同等の英語力があるとされる県内の中学
生の割合は、25.8%と、全国平均の36.
6%を大きく下回っております。

最下位という報告が出ました。

これを解決する手段の一つに、今以上の小学

校での英語教育の充実も必要ではないかと考えます。アドバイザー派遣事業なども、他校へ拡大していく必要はないのでしょうか。教育長はどのようにお考えなのか、いま一度、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答えを申し上げます。

教育委員会といたしましても、子供たちの教育における英語教育の充実は、他の教科と同様に、大変重要なものと認識をいたしております。

そのために、教員の指導力の向上に向けた研修等の充実はもとよりでございますけれども、子供たちが英語の授業を楽しく感じ、みずからが学ぼうとする意欲を引き出す授業を行うことが重要と考えておまして、ALTの派遣に加えて、試験的に外国語アドバイザー派遣事業を実施をいたしましたものでございます。

この事業を、市内全ての学校に展開していくためには、人材の確保、あるいは予算面など、解決していかなければならない問題等も数多くございますけれども、しかしながら、議員御指摘のように、グローバル化があらゆる分野において進行している現状を考えますと、私といたしましても、他校に拡大していくことを、前向きに検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 教育長の答弁で、前向きに検討していくという答弁がございましたので、今後について、再々質問をさせていただきます。

2020年度から予定されている教育指導要領で、英語の授業を小学校3年生で必修化、五、六年生では、成績がつく教科にかかわると発表されていると思っておりますが、これに向けて、宿毛市

ではどのように取り組んでいくつもりなのか、それらを前倒して、18年度ごろから実施していく自治体も当然あると思っておりますが、教育長はどのように、この件についてお考えか、いま一度お答えください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御指摘のように、次期学習指導要領におきまして、小学校3年生から、外国語活動の授業が必修となります。そして、5年生からは、中学校と同様に、教科化が予定をされております。

小学校における英語教育につきましては、教員の指導力や、熱意によるところが大変大きいというふうにも考えております。

ALTや外国語活動アドバイザーは、教員のサポート役として活動いたしておりますので、何よりもまず、教員が主体的に授業を進めていく必要がございます。

そのような意味からも、教員のスキルアップは、必須であると考えております。このため、平成26年度から、県教育委員会が主体となりまして、外国語コアティーチャー育成事業として、県内の教員に対して研修活動を行い、研究の成果の普及や、県全体の外国語教育の推進を図っているところでございます。

宿毛市からも、毎年、数名の小中学校の教員が参加をいたしまして、勤務校での研究活動や集合研修、及び先進校における研修を通じまして、外国語教育に関する実践研究を行っているところでございます。

こうした取り組みによりまして、外国語教育の専門性を備えた教員が、市内の研究会等を通じまして、他の学校の教員に対し、普及し、共有をすることで、市内全体の英語教育の底上げを目指しているところでございます。

また、市内の英語教育を進める中で、教育研究所が中心となりまして行う教科別担当者会というのがございますけれども、この教科別担当者会におきましても、全国学テや、県版学テなどの結果や、市内の子供たちの課題などを研究をいたしてございまして、外国語活動アドバイザーの配置だけでなく、さまざまな研究や活動を通して、子供たちの学力の向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） この件に関しましては、近い将来を見据えて、出おくれのないように、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、新たな学びの場所の創設について、お伺いいたします。

まち・ひと・しごと総合戦略事業の中で、次世代を担う子供たちから、グローバルな人材を輩出するために、英語を体験させる、日新館という新たな学びの場所の創設をする事業があったと思いますが、今回の中学生の結果を踏まえても、さらに英語教育の必要性が増してきたのではないかと考えております。

日新館事業の今後の予定などございましたら、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えを申し上げます。

英語塾日新館事業につきましては、議員御指摘のように、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業の一つとして、早稲田大学建学の母でございます小野 梓や、小松製作所の創始者であります竹内明太郎等、数々の偉人を輩出いたしました日新館になぞらえて、次世代を担う子供たちから、グローバルな偉人を輩出すべく、週1回、講師により1時間程度、未就学児を対象に、英語を体験させる機会を提供し、英

語でコミュニケーションすることの楽しさを教えようとするものでございまして、計画では、年間50回、1回20人程度の事業実施を目標として設定をいたしております。

しかしながら、平成28年度は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の交付金対象事業とはなりませんので、現在のところ、財源確保ができていない状況がございまして。

加えて、講師の方の人選や、事業実施に当たっての具体的内容の調整が必要な状況ではありますけれども、小学校での英語教育の拡充という大きな流れもありますことから、引き続き、実現に向けて、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 再質問させていただきます。

教育長の答弁にありましたが、日新館で未就学児に英語を体験させる機会をつくるのであれば、学習意欲のある小中学生も参加できるようにしたらどうでしょうか。

現在、市内の中学校では、一つもない英語部の創設なども含めまして、英語の能力を向上させるために、あらゆる場面で学べる機会を生徒に提供していくべきではないかと思いますが、新たな学びの場所の創設について、いま一度、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） お答え申し上げます。

議員御指摘のように、今後の宿毛市での英語教育を展開していく上におきまして、未就学児の段階から、英語になれさせるという日新館事業が、小中学校における英語教育の実践に有機的につながっていく、そういった体制をつくり上げていくことが、大変重要であろうというふうに認識をいたしております。

私は、実践的な英語、すなわち英語を聞いたり、あるいは話したりする能力、そういった能力を高めるためには、日々繰り返し、英語に接していくことが重要であるというふうに考えております。

このような意味から、現在、小中学校において、読書タイムなどで活用している朝の帯タイムでも、何らかの形で、毎日、英語に触れる機会を設けることができないかというふうに、考えてはおります。

ただ、朝の帯タイムの活用につきましては、子供たちの学習状況に応じまして、柔軟に対応すべき、いわゆる漢字ドリルであるとか、算数ドリル、そういったものに充てているところもございまして。

そういったことから、今後、教育委員の皆さん、あるいは学校長などの意見もお伺いしながら、そういった活用については、検討してまいりたいというふうに考えております。

急速な情報化やグローバル化が進行する社会におきまして、議員も御承知のように、既に国内の企業の中でも、公用語を英語としている企業もあらわれている現状もございまして。そういったことを踏まえまして、これからの日本を支える人材、世界で活躍できる人材を育成していく上におきましても、世界共通語ともいえる英語教育の充実をさせていくことは、非常に重要であるというふうに、強く認識をいたしているところでございまして。

今後も、学校現場等と十分協議を重ねながら、英語教育の充実に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁ありがとうございます。

日本を支える人材育成とか、変化の激しいグ

ローバル化が進行する社会において、世界で活躍できる人材の育成に全力を注ぐとか、話はどんどん複雑になっていきますが、そうしているのは、実は私たち大人でありまして、英語なんていうものは、僕も外国人の友達、若いときたくさんつき合っていましたけれども、趣味の延長みたいな感覚で、毎日、気軽にやるということが一番だと。私も質問しておきながら、今、感じております。

やはり、毎日、気楽にやるということが一番だと思います。ぜひ、壮大な構想を、一生懸命練るよりも、一日も早く、毎日楽しく、英語の勉強ができる環境をつくっていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、最後に、市長にお伺いいたします。

平成26年9月議会で、先輩議員が、英語教育に対する質問の最後のところで、財源をどんどん出しますか、という質問をされておりました。行き着くところはやはり財源となりますが、今では、学習塾に通うための助成金制度や、高校生向けの公設塾を開設している自治体もあるくらいですから、教育に関しては、財源に対して、前向きに考えてもいいのではないのでしょうか。

市長が力を注いでいる移住の推進におきましても、教育の充実したまちであれば、移住先に選んでいただける強みにもなるのではないのでしょうか。

市長はどう考えるのか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたしたいと思っております。

お金をかければいいというお話ではないと思いますが、財源も必要になってくるということは、十分、承知をしております。

大阪市や東京都などで、中高生の塾代をサポートしたり、また、大豊町では、今年の9

月から中学3年生を対象とした公設の学習塾を開校するなどする、そういった動きがあるようにお聞きをいたしているところでございます。

移住者にとって、魅力的である宿毛の自然、そこに宿毛の教育という、さらなる看板がふえることは、移住・定住施策を進めていく上で、非常に心強い提言である、そのように思っているところでございます。

「教育のまち宿毛」を、いま一度、復活させる。今まで、「文教のまち宿毛」というふうに言われておりますが、これをいま一度、復活させるためにも、教育委員会と協議をしながら、宿毛市として、宿毛市内に住んでいる子供たちの学力向上や、受験対策に向けて、どういった方法が望ましいのか。また、ふるさと納税の活用や、宿毛市独自の施策の実施について、十分に協議をしていきたい、そのように思っておりますので、これからはぜひ、御提言のほど、よろしくお願いをしたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御答弁ありがとうございます。

今になって思えば、私も少し勉強しておけばよかったと、しみじみ感じております。

地方だからこそ、人数の少ない地方だからこそできる教育の充実を、これから実行していただきますよう、市長お願いしまして、この質問を終了させていただきます。

最後になります。宿毛市の情報発信媒体についての質問をさせていただきます。

行政からは、市民を初め、不特定多数の方々に、多くの情報が、日々発信されております。市民向けサービスを初め、産業や観光の振興、情報発信の方法を、時代に合わせ、その都度、工夫をしておく必要があると考えます。

情報発信の媒体や方法などについて、ここで少しだけ質問をさせていただきます。

まずは、宿毛市の公式ウェブサイトについてお伺いいたします。

現在のウェブサイト、わかりづらいのでホームページと言わせていただきますが、これは何年に作成されたものなのでしょうか。そして、私、前職の関係もございまして、この7年間、ほぼ毎日のように、宿毛市のホームページをチェックさせていただきました。多分、僕が一番見ていると思います。

振り返りますと、今のホームページの運用は、中平市長で3人目でありまして、フェイスブックなどの追加はあったものの、これといった変化を感じるには至りませんでした。

ホームページはそのまちを印象づける、いわゆるまちの顔でございます。ホームページを管理する組織や、その運用体制、方針などは、市長から一つの重要な施策として指示されるべきと考えておりますが、市長、いかがなものでしょうか。

ホームページに対するお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ホームページについての御質問でございます。

まず、宿毛市のホームページにつきましては、平成9年に作成され、何度かリニューアルを繰り返しております。そして、平成21年に、現在の形となっております、その後は、議員御指摘のように、変わってない状況になっております。

ホームページに対する考え方につきましては、宿毛市の顔として、またさまざまな情報発信の場と、そのように私自身も認識をしているところでございます。

市民の皆様を初め、宿毛市内外への重要な状況発信ツールとして、考えているところでもございますが、また、もう一つの顔といたしましては、市民の方々が、行政を知る、そういった情報の媒体ツールとして活用されている、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） ホームページについて、再質問をさせていただきます。

近隣市町村を参考にしますと、土佐清水市がホームページを大幅にリニューアルしております。トップ画面では、まちの写真を一面にオートスクロールさせておまして、まちのイメージを前面に出しております。

本来の行政情報は、ワンクリックすることで、暮らしと観光と移住の三つの新たなトップページがあらわれるという形になっておまして、今までの行政のスタイルとは、少し違うものになっております。

そして、とても目を引くつくりとなっております。

宿毛市のホームページですが、これは私個人の主観になりますけれども、例えば、今、とても重要な防災アプリ、これなどは、もっと、1ページ目で、誰の目にも必ず飛び込んでくるような表示の仕方にするべきだと思いますし、威陽島のライブ中継。これ、ライブではないような感じもしますし、中には、二十五、六年ごろから、更新もなされていないところもございました。

市長の顔写真やページについても、中平市長のさわやかさや、行動力が感じられるようなデザインにしたらどうでしょうか。

市長のセンスがいいと、その町のセンスもよく見えるものです。これは大事なことだと思います。

長くなりましたが、私は、ここで質問をさせていただき以上、少し予算をかけて、若手職員の皆様に意見交換でもしていただきまして、新しいものにリニューアルするべきと考えておりますが、市長のお考えをお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ホームページにつきましては、先ほども述べさせていただきましたが、宿毛市の顔として、またさまざまな情報発信の場として、重要なツールに、今は位置づけられている、そのように認識をしているところでございます。

私の写真がどうかというのは、私自身も大変思っていますので、さらに更新をしていきたいというふうに思っていますし、また、私自身がセンスがあるのかというと、若干、不安もありますので、皆さんの意見を聞きながら、かえていきたい、そのように思っております。

インターネット、本当に普及してきたというよりは、もう本当に生活の一部となっております。そういった中で、どんどん新しい技術であるとか、またそういったデザイン的なものとか、どんどん新しい形になってきているのかなというふうに感じているところでございます。

インターネットを活用して、行政情報を初め、観光や移住など、宿毛市のさまざまな魅力を、市内外の方々に対して、わかりやすく、タイムリーに発信していくことが重要である、そのように考えています。

そのため、フェイスブックも活用する中で、情報発信に努めているところでございますが、質問議員の御指摘にありますホームページの更新の問題につきましては、関係各課におきまして、点検、見直しなどの対応をしまいたい、そのように、まずは点検、見直し、そこから入っていききたい、そのように思っております。

ホームページのリニューアルにつきましては、

デザイン性、使いやすさなど、さまざまな観点から、いろいろな考え方、そしていろいろな御意見等もあろうかと思しますので、質問議員の御意見も参考にさせていただきます。

そういった中で、今後、前向きに検討をしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） このホームページにつきましては、行政情報のとりやすさや、市のイメージアップのためにも、リニューアルについて、一度皆さんで話し合っ、考えてみたいと思います。

最後に、行政チャンネルについて、お伺いいたします。

行政チャンネルですけれども、静止画面で宿毛市の情報を提供している番組の話になりますが、行政チャンネルと言いましても、視聴率の高い番組をつくらなければ意味がありません。

これはテレビでございますから、視聴率が上がれば、その分、情報は多く伝わるということになります。

例えば、過日、高知新聞のほうで、生活情報の音声不足が心配されるというような記事も載っておりましたが、現在の画面の中で、オーケストラのような音楽を、ただ流しておく状態ではなく、音声での同時説明も入れたほうが、お年寄りの方などには理解しやすいのではないかと思います。

画像自体のデザインも、見直したらどうかとも思っております。

執行部の思いが強いお知らせについては、既に一部、動画放送をしておりますが、静止画の放送も、視聴者に丸投げの番組ではなく、情報を受け取りやすい行政チャンネルを作成してみたいかがでしょうか。

画像や画角を向上させるハード面の整備も、同時に必要かと思いますが、こちらはちょっとお金がかかりますので。

以上、多く申し上げましたが、行政チャンネルの番組づくりについて、市長のお考えをお答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

行政チャンネルの文字放送に対する音声化につきましては、3月議会におきまして、松浦議員の御質問に対して、技術的には可能であります。文字放送を毎月、更新する際に、音声の吹き込みや編集作業を別途行う必要があります。新たな人員配置や、専用機器購入等の費用が発生することから、文字放送の音声化導入については、困難であると、答弁をさせていただいておりますが、市といたしまして、御質問をいただく中で、音声放送の必要性も認識をいたしております。検討をしてみたい、そういった状況でございます。

今後も引き続き、音声放送の導入につきまして、技術面や設備面を含め、SWANテレビと調整検討をしてみたい、そのように考えております。

デザインの見直しにつきましても、新たな費用負担なく行うことが可能ですので、少しでも魅力のある、そして見ていただきやすい、そういった文字放送となるように、検討を引き続き、続けてまいります。

なお、画質の向上に関しましては、現在のスタンダード画質から、ハイビジョン画質にするためには、約2,000万円の機器の購入費用が必要であることから、今後、利用者のニーズを踏まえた上で、放送機器の老朽化による更新の際には、検討する必要があると、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 番組づくりには技術や設備の問題がついて回りますが、お金を余りかけなくても、静止面の行政チャンネルについては、リニューアルできる部分もあるのではないかと考えておりますので、できることから徐々にやっていったらいいのではないかと考えております。

以上で、私の一般質問の全てを終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 皆さん、おはようございます。

私の質問も、先ほどの原田議員とかぶってまして、少し眠くなったりするかもしれませんが、より具体的に質問をしていきたいと思っておりますし、もう1題は、これからの地方創生ということで、2題質問をいたしますので、眠くなる方は、我慢して聞いてください。よろしくお願いたします。

それでは、今回の熊本地震であります。4月14日の前震、また16日の本震で、震度7の揺れを観測し、発生から2カ月経過して、今も震度1以上の余震は1,600回を超え、今も揺れが続いております。

私の一般質問は、今回の地震はなぜ発生し、今後どうなるのか。また、今回の震災から何を学び、教訓としていくべきかについて、具体的に質問していきたいと思っておりますので、よろしく

お願いたします。

今回の地震も、想定外という言葉が当てはまるような状況となりました。本当に震災は全ての様相が違っております。

阪神・淡路大震災は、直下地震であり、東日本大震災は津波でした。今回の熊本地震の特徴は、連続地震、大地震と、その後、群発地震、一連の熊本の地震を引き起こしているのは、住宅街の直近を走っている活断層だと言われております。

活断層というのは、言うまでもなく、過去に繰り返しの動きがあり、今後も活動が予想されるもので、震源の浅い内陸地震を起こし、距離が長いほど大きな地震を起こす可能性があると言われております。

この熊本地震では、最初の地震は日奈久断層帯で、本震においては、布田川断層帯の一部が、それぞれ引き起こしたとされております。

そして、最初の地震では、ほとんど被害のなかった築7年の建物が、16日の2回目の震度7の地震では、完全に崩れていて、連続地震の与えるダメージは、非常に大きなものがあつたことを示しております。

熊本県などでは、阪神大震災以降、これらの断層帯はたびたび調査をしていて、被災住民の多くが、この活断層については存在を知っていたそうであります。

知っていたけれども、何の対策もしてこなかった、そういう後悔をしていたと、今回、熊本地震の現地調査を行った名古屋大学の鈴木康弘教授は、コメントをしております。

かつてより、本市にも宿毛起震断層があるのは知られており、一度、議会でも取り上げられた経緯があります。

そのときは、宿毛断層は地震を起こすような断層ではないと聞いております。

先日、熊本地震後に、私も市民の方から、この断層について心配の声が寄せられました。聞かれましたので、改めて本市の活断層に対する認識と対応について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 野々下議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

宿毛市における活断層を把握しているのか、またその対応はどの御質問でございました。

まず、四国には、中央構造線断層帯という大きな活断層が、愛媛県の佐田岬付近から徳島県にかけて存在しており、過去にも大きな地震を引き起こしていると言われております。

一方、本市においては、平井地区から愛南町の脇本にかけて、9キロメートルほどの宿毛断層がありますが、中央構造線断層帯や、熊本地震の原因となった活断層帯とは、規模や活動間隔も大きく異なり、地震が発生する確率は極めて低いという見解がありますので、現状で、特別な対策をとることは考えておりません。

しかしながら、新聞等でも放送されていたように、30年以内に73%の確率で、震度6弱以上の揺れが想定されております海溝型地震の南海トラフ地震への対策につきましては、一層の強化をして、取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 宿毛断層が、直下型の地震が発生する確率は、高知大学の岡本特任教授も、ほぼゼロに近いと、見解を示しているということで、本市としては、特別な対策を考えてなく、南海トラフ地震の対策を、一層強化していくものということで、この活断層については、心配は要らないと受け取りました。

次に、通常、土砂災害というのは、大雨で発生するわけですが、今回、大地震によって、土砂災害も引き起こされております。大学生が犠

牲となった阿蘇大橋の崩落、これは地震土砂災害ともいえるんじゃないかと思えます。

熊本地震は直下型であり、南海トラフ地震はプレート型という、発生のメカニズムの違いはあれ、震度6弱の揺れが想定されており、本市においても、中山間地域に多くの集落が点在をしております。

山の崩落や道路の寸断により、ライフラインが停止し、集落の孤立や、本市自体の孤立も考えられます。

その対応と認識について、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 先ほどの質問の中で、特別な対策というのは考えていないというお答えをさせていただきましたが、当然、南海トラフ地震、これの対策をしていく上で、そちらのほうが、もしも、ほぼゼロ%に近いという見解ではございますが、もしも何らかの地震が発信した際にも、対策として対応できるのではないかと、そのように思っておりますので、引き続き、南海トラフの地震の対策を進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

本市において、地震に伴う土砂災害による孤立集落が発生するのか、またその対策、対応はどうしていくのかとの御質問でございます。

まず、地震による土砂災害につきましては、山の斜面や崖などでは、発生する可能性はゼロではないと考えております。

それに伴い、迂回路がないような地域では、孤立が想定され、行政からの支援というのは、どうしても時間がかかってしまうこととなりますので、やはり日ごろからの備えや、隣近所の支え合いが大切になっていく、コミュニティーが本当に大切になっていく、そのように考えております。

そうした意味でも、今回の熊本地震を対岸の

火事とはせず、市といたしましても、自助、共助の重要性を訴えるとともに、自主防災組織の活動を、現在も活動していただいておりますが、一層、促進するような啓発活動についても、積極的に行ってまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきますが、その前に、今回、震度7の震源地のあった益城町では、役場庁舎は使えなくなり、行政機能は不全の中で、避難所運営が動き始めるのに10日以上かかったということであり、その地域だからこそ、できる準備に、ふだんから取り組んでいくことが大事であり、先ほど市長言われましたけれども、事前の備えを地域ぐるみで考えて訓練することや、自分自身の命や、自分の地域は自分たちで守ろうという自主防災組織を中心とした自助、共助、またそれに御近所を加えた、そういう想定した訓練も、繰り返し行うことが大事ではないかと、そういうことを感じますので、よろしくお願いたします。

では、再質問でございます。

この孤立対策にもつながることだと思いますが、今回、市内を回っている中で、放送設備の改善や、NTTデータの提供している減災コミュニケーションシステムを活用したシステムを導入したことにより、災害の情報の伝達は、かなり宿毛市内、改善されてきていると感じました。

また、今まで、聞こえなかった放送が聞こえるようになったということもよく聞きますし、また、防災行政情報のメール配信も、タイムリーでよくわかるという声も聞きます。

しかし、防災情報の音声も届かない地域であるとか、携帯電話の電波がカバーできない地域

も、市内にはまだまだあります。

このような情報が届かない地域についての認識、取り組み、対応をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

携帯電話の不感地帯や、屋外放送の届かない地域に、どのようにして情報を届けていくのかといった御質問でございます。

このたび、防災情報伝達システムを導入したことによりまして、以前の沿岸部のみの音声放送や、緊急速報メールによる情報伝達に加えまして、山奈、平田、橋上地区等においても、屋外子局を設置したことにより、音声伝達ができるエリアがふえております。

また、宿毛市防災アプリにより、スマートフォンや携帯電話へ、文字による情報伝達ができるようになったため、以前と比べて、格段に情報伝達の幅が広がったと、そのように感じております。

しかしながら、全ての市民の方々に、防災情報を伝達できているかということ、残念ながら100%ではありませんし、また100%というのは不可能に近いのかなというふうに考えているところでございます。

といいますのも、議員御指摘のとおり、携帯電話の不感地帯にお住まいの方々には、屋外子局からの音声伝達ができず、携帯電話へも情報が届きません。

こうした事情を解消するため、現在、さまざまなシステムが開発されており、中には、放送内容を録音した音声や、電話を通じましてお聞きいただけるシステム、これ電話応答サービスといいます。こちらを導入している自治体もあるようでございますので、現行の防災情報伝達システムを運用する中で、補完できるような仕組みについての研究を進めてまいります。

一方で、災害時の情報は、ただいま申し上げ

たもの以外にも、テレビやラジオ、インターネット等、さまざまな伝達手段がありますので、平素と異なる事象を感じましたら、行政からの情報を待つのではなく、自分の命は自分で守る、そういった自助の意識で、市民の皆様には積極的に情報収集もしていただきまして、自主的に避難するなど、早目の対応もお願いしたいと考えておりますし、またお願いしていきたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今後、本市の場合、津波が来るということに対しては、一人一人が自助意識を高めておく必要があるかと思えます。

伝達手段を、より100%に近づけていくために、電話応答サービスなどの研究は、ぜひ進めていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

次に、今回の熊本地震は、多くの被災者が、先ほど原田議員の質問でもありました、寝泊りする車中泊を余儀なくされたことも、非常に特徴でありました。

震度7の大地震が、夜間に連続して起こったことは、トラウマとなって、恐怖感で自宅に帰れなくなって、多くの人が車中泊をせざるを得なかったとされております。

熊本県のイベント施設、グランメッセ熊本というところでは、車中泊をする車が2,000台以上があったと。これほどの車中泊の被害を出す大地震は、過去にないと言われております。

また、この2013年に、避難行動要支援者名簿が義務づけられたわけではありますが、避難所ではなく、目の届かない場所に避難した場合、行政が対応するのは、極めて難しいことは、今回、あの報道等で明らかになっております。

この場合、行政だけでなく、看護師や保健師

が中心としたボランティアの戸別訪問が有効とされております。

そして、要支援者が見つかった場合、福祉施設などに設置されている福祉避難所が受入先となります。しかし、この熊本市では、176施設が福祉避難所に指定されておりますが、地震1カ月たった時点で設置されたのは74施設で、4割ということが現実であります。

要支援者の把握、広域の福祉施設同士の連携が必要になるかと思えます。

そこで、今回、車中泊には、当然ですが、持病を持つ人や、高齢者には疲労がひどく、リスクがつかまいます。

長時間の車中泊によって、関連死等も誘発されています。これらへの宿毛市の対応について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

大規模災害の発生時には、家を失ったり、また倒壊の危険から避難生活の長期化や、先ほどお話にもありました、車中での生活を余儀なくされる、被災者が多数発生することは、過去の地震災害からも、必ず起こる問題であることは、周知のとおりでございます。

また、こうした場合に、高齢者や障害者、乳幼児、妊婦の方などについては、より厳しい避難生活を強いられることとなります。

宿毛市におきましては、避難生活における健康被害を最小限に抑えるために、幡多福祉保健事務所から支援を受けながら、保健師を中心に、宿毛市災害時保健活動マニュアルを、平成25年度から作成しております。

発災時には、各避難所や地域のニーズを把握する中で、介護予防や脱水症予防、エコノミー症候群の予防など、避難者の方々の健康管理や保健指導を行っていくこととしておりますが、宿毛市の保健師だけで対応していくことは不可

能でありますので、高知県や県外自治体などから応援を得ながら、各避難所のニーズをくみ上げる中で、要配慮者の対応をすることとしております。

そういった状況でございます。

また、在宅での避難者や車中泊の避難者も多数発生することが予想されますので、地域のニーズや状況を把握する中で、戸別訪問等による対応をすることとなりますが、今回の熊本地震におきましても、車中泊の避難者の実態がつかめない状況がありますので、車中泊の方には、できる限り、避難所のほうへ避難いただけるよう喚起する中で、実態に応じて対応していきたいと、そのように考えているところでございます。

発災時に避難所に避難できない方も想定されますので、日ごろの備えとして、エコノミー症候群の予防方法等、避難生活における健康被害予防の方法を、広報等を通じて、市民の皆さんへ事前に周知していきたい、そのように考えているところでございます。

前もって、どういうふうな対応をしなければいけないかというのを、平常時に読んでいただく、そういった広報をしてみたい、そのように思っているところでございます。

なお、今年度は、避難所の一つである平田小学校における避難所運営マニュアルの作成を、地域とともに行うことから、保健活動との連携がとれるよう、保健師も作成にかかわる中で、関係機関との連携を深めながら、マニュアルがより実効性のあるものとなるよう、充実を図ってみたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） そういう人たちに対しては、ふだんからの警鐘、啓発が大事だと

思いますので、よろしく願いいたします。

再質問をさせていただきます。

被災され、避難されている中で、高齢者や障害者など、要支援者の把握、受け入れについての取り組みについて、本市の取り組み、お聞きしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛市では、平成25年度に義務づけられた避難行動要支援者名簿を作成をいたしまして、要支援者の把握に努めております。

この名簿を事前に関係機関に配付するためには、名簿の掲載への同意が必要ですが、同意をいただけていない方もおられるため全ての要支援者の同意が得られるよう、電話、訪問等を実施しているところでございますし、これから実施してまいります。

要支援者の受け入れに関しては、福祉避難所が受入先となっておりますが、地震発生時には、まず最寄りの避難所に参集していただき、災害の状況により、移送方法を確立した後、福祉避難所へ移送する形となります。

まずは、最寄りの避難所に逃げていただきたい、そのように思っております。

福祉避難所での受入訓練等に関しては、8月上旬に、幡多福祉保健所を中心とした机上シミュレーションを行う予定となっております、各福祉避難所の関係者も参加していただくよう、要請をしてみたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 少し続きがございました。

また、福祉避難所である幡多希望の家においては、10月から11月にかけて、地区住民と合同で、運営訓練を予定しているところで

ございます。今後も、発災時に全ての避難行動要支援者の生命と身体を守るという重要な目標を達成するために、取り組んでまいりたいそのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今回被災した益城町では、何回もこの議会で訴えてきた被災者支援システムを導入しておりました。

導入はしていたものの、実用する訓練は行われてなくて、結局、活用できなかったと言われております。より実効性のあるものにしていただき、日ごろからの訓練、そういう取り組みが非常に大事だったということを思いますので、よろしく願いをいたします。

再質問をさせていただきます。

その避難所内での取り組みについてですが、今回の地震でも報道されていましたが、避難所などでは、水道などの公共インフラの復旧がおくれてくると、トイレの回数がふえないように、水を飲むことを控えるようになってしまい、このことがエコノミー症候群で女性が搬送されるのが多くなる要因だと、今回、されておりました。

ですから、大地震の場合、現場では、トイレの整備が非常に重要性が指摘をされております。その本市の認識と対応について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

避難所におけるトイレの整備についての質問でございます。

私自身も、トイレの整備というのは、重要だというふうに認識をしております。

大規模な地震災害などへの避難生活は、精神的にも体力的にも負担が強られるため、食べることで、そして排せつすることなどが、ふだん

のように行えないような状況になると思います。

熊本地震でも、トイレに行く回数を減らすために、水分の補給を控え、体調を崩す方もおられたようでございます。先ほど、議員もおっしゃられたとおりだと思います。

このため、食糧や水と同様に、安心して使用できるトイレの整備は重要であると考えております。

本市といたしましても、本市の避難所におけるトイレにつきましては、現在、ポータブルトイレ136基、トイレ処理剤2万800セット、トイレテント124張を備蓄している状況でございます。今後も、鋭意備蓄を進めてまいりたいと考えております。

テントとポータブルトイレの数が合わないのは、トイレを限られた空間の中に設置できることも想定されますので、ここは数字がずれているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） このことは、本当に大事な教訓ではないかと思っております。各避難所で、しっかり対応できるように、お願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

水、食糧、毛布、熊本地震の被災地で物資の不足を訴える声が相次いでおりました。また、支援物資が、避難者や被災地に行き届いていないのは、道路事情の悪さに加え、行政の混乱や人手不足なども要因になっています。

仕分けの作業などを期待されるボランティアも、余震が続いているために、受け入れができない状態であったと、熊本県の社会福祉協議会は言われております。

県の担当者は、当初、市町村はニーズ把握にまで手が回らない。県も何が求められているのか把握できていないでいると、言っております。

た。

阪神大震災の反省から、深刻な被害に見舞われた地域の外で、大量の支援物資を仕分けることにより、解決の方法も示されました。

また、国や県、自衛隊は物資を現地に送るのは得意であるが、避難者一人一人のニーズに合わせるのは苦手である。もっと民間に任せるべきだという指摘もありました。

それで、これらの救援物資の配送体制の認識や対応について、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

救援物資の避難所への配送に関する質問でございます。

議員御指摘のとおり、熊本地震では、集積場所に届いた救援物資が避難所へ届かないという問題が発生しております。

これは、人員体制の問題や、たび重なる余震による道路の復旧のおくれ等、さまざまな課題があったものと推測しており、本市といたしましても、熊本地震の事例を教訓にしなければならないと考えております。

先ほどもお話いたしました、市長会に行った際に、熊本県内の各市長さんらともお話をさせていただきました。こういった面が、非常に難しかったというお話を聞いてきたところでございます。

さて、本市の救援物資計画につきましては、まずは、幡多地域の総合防災拠点であります、総合運動公園に物資が一旦集められまして、その後、各避難所へ配送することとしております。

なお、配送手段につきましては、市内業者の協力を得る中で、配送体制を整えるとともに、集積場所につきましても、複数個所想定するなどの対策を図ってまいりたいと考えております。

また、倒壊家屋等により、輸送ルートが寸断していることも想定されますので、県の道路の

復旧に向けた計画も踏まえ、県とも調整を図る中で、しっかりと救援物資が避難所へ届けられるよう、対策をとってまいりたい、そのように思っております。

当然、市の職員も、物資の配送を、当然、市役所の公用車等を使ってしていきたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

今回の地震では、言われたように、被災地の物資不足はなかなか解消せず、避難所では、不便な暮らしが続いていたわけですが、もしもに備えて、日常の備えを総点検をする必要があるのではないかと思います。

防災に詳しい危機管理アドバイザーの国崎信江さんという方が、今回の熊本県の被災地を回り、被災した人は何に困っているのか、どんな備えが役に立つのか、情報発信をたくさんして、インターネットしておりました。

また、インターネットで多く読まれた熊本の主婦が、地震直後にしておけばよかったと後悔したこととして、5項目を発信して、多くの人に読まれておりました。

少し紹介をさせていただきます。

この主婦の方は、東京に住んでおられて、4年前に熊本に移り住んだということで、東京で何度も地震を経験をして、熊本では全然、地震がなくて、本当に熊本は安心していた。

そういうときに地震が起きて、最初の14日の地震が起きた直後に、しておけばよかったと反省したことを、いろいろ述べております。

一つが、お風呂に水をためておけばよかった。地震なれのせいか、1回目の地震の後、すぐに落ちつくだろうと思って、ためなかつたのがしっばいだと。本震を機に、ライフラインが全て

とまってしまったと。その後、いろいろ書いておきます。

また、2番目に、からのペットボトルを捨てなければよかった。行政が真っ先に給水措置を行ってくれても、容器がなければ手に入らない。容器を用意しているところもあるし、用意していない行政もあるわけですね。そこは用意していなかったということなんです。

そして、三つ目に、コンビニのパウチ総菜も買ってあげばよかった。前震の後で、1回目の地震の後で買ったのは、カップラーメンとかグラノーラとかレトルトのみそ汁とか、カレー、保存がきくものばかりを買ったと。

しかし、実際に必要だったのは、おにぎりやパン、コンビニのオリジナルのパウチ総菜など、すぐに食べれるものですね。

というのは、被災地の食事は、かなり気持ちを左右するというので、そういうものを買ってあげばよかったということを思っています。

四つ目に、使い捨てカイロを持って出ればよかった。一時的に避難した公園は、露で路面が濡れていて、風よけもなかったために、春とはいえ、意外と寒かった、ということを行っています。

五つ目に、お風呂に入っておけばよかった。私だけでなく、周りもよく耳にした。

1回目の地震で部屋の片づけや保存食の買い出しなどを優先したために、少しでも余裕ができたからお風呂に入るべきだと。

お風呂に入らないと、女性の方は、気分転換できないし、髪や体臭はダイレクトにくるので、においと、どうしても後悔が積みまわっていた、ということをおっしゃっています。

このような現場からの、生活実感の伴う、リアルな情報というのは、非常に説得力があり、多くの市民から読まれたということが載っております。

関心が高いこんなときだからこそ、災害への備えを強調して、取り組むべきだと考えますが、本市の認識と対応について、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

熊本地震における被災者の声を参考に、本市でも、災害への備えを一層強化して、取り組むべきではないかという御質問でございました。

先ほど、議員がおっしゃった内容を、私も見させていただいております。

今回の熊本地震では、たび重なる余震による道路の寸断などの影響で、物資が十分に届かない避難所がありました。

このように、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や配送が、平常時のように行えないことが想定されるため、日ごろから災害への備えをしておくことが重要になってきます。

議員御指摘の、熊本地震による被災者の声の中には、コンビニのパウチ食品を買ってあげばよかったや、先ほど御紹介ありましたが、使い捨てカイロを持って避難すればよかったなどの、避難生活での参考になる声が公開されております。

そのほかにも、こういったようなサイトとございますか、声が公開をされているところでございます。

本市としましては、こうした状況になることがないように、自助として、電気やガス、水道などのライフラインがとまった場合に備え、ふだんから飲料水や非常食などを備蓄しておくことを推進しており、地区や学校等で防災学習を行う際にも、非常時の備蓄品等を、あらかじめリュックサック等に詰めておき、いつでも、すぐに持ち出せる、ということなどを啓発しているところでございます。

なお、原田議員の一般質問でもお答えしたよ

うに、耐震化促進の戸別訪問や、熊本地震の発生を受けまして、耐震診断の申込件数が増加しており、自助の意識も高まりつつあると感じているところでございます。

今後におきましても、この意識の一層の普及に向け、啓発を続けてまいりたい、そのように思っているところでございますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 以上で、熊本地震に対する私の質問は終わりですが、今回、熊本地震で本市が教訓にすべきことは、机上の計画ではなく、事実の上でどうなのか、日ごろからの行動、訓練が大事であるということですので、今後、教訓にしていきたいと思えます。

次に、これからの地方創生について、質問をいたします。

地方創生の実現に向けて、全国の自治体では、3月の予算委員会で策定された人口ビジョンや、地方版総合戦略に基づき、予算化をされ、本格的な実施年度が始まっております。

とりもなおさず、全国の1,718自治体の地方創生戦略が始まったわけではありますが、特に地方創生の実現に向けて、現役世代の地方移住をどう進めるかに注目が集まっております。

4月下旬に開催された、政府の1億総活躍国民会議では、島根県浜田市の移住支援策が、先進事例として紹介されております。

どういったものかといいますと、地方創生のための交付金を活用した同市の事業は、高校生までの子供がいるひとり親世帯の保護者が、介護職につくことを条件に、移住を促すというものでありまして、一つ目に、育児と仕事の両立に悩むひとり親家庭の支援。二つ目に、介護の担い手の確保、三つ目に、人口減少対策という、三つの対策を、同時に進めるというのを、大きく、高く評価をされております。

また、本体価格がゼロ円での中古車の提供であったり、引っ越し費用、また家具、費用の補助といった支援を行う事業に対しては、全国から150件を超える問い合わせがあり、既に五つの介護施設で移住者を受け入れているということでもあります。

浜田市は、今後、対象職種を、看護師や保育士などに拡大することで、移住施策の柱としていくべきだと考えているそうであります。

そこで、こうした動きの中で、改正地域再生法が4月1日から施行されました。2016年度に創設する新型交付金の仕組みや、企業版ふるさと納税の要件などを規定して、地方の自立した取り組みを継続的に支援するもので、石破地方創生大臣は、地方創生のために必要不可欠な法案だと言っております。

新型交付金を希望する自治体が、地方移住、観光振興、人材育成などの先駆的な事業を盛り込んだ地域再生計画をつくり、首相が認定する仕組みを明記しております。

各事業には、移住者数や観光客数といった数値目標を設定して、毎年、検証を求めて、16年度には、国費1,000億円を計上しております。

そこで、改正地域再生法に基づく本市の地方創生推進交付金への取り組みについて、お伺いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

私自身も、この政策については、大変な期待をしているところでございまして、そういった中、本年4月20日に施行されました改正地域再生法に基づき、地方創生推進交付金につきましても、その制度の内容が国から示されました。

地方版の総合戦略に位置づけられた事業のうち、地方公共団体の自主的、主体的な取り組みで、かつ先導的なものであり、官民協働、地域

間連携、政策間連携等、特に先駆的な事業から、優先的に事業を採択するという、非常に厳しい、そういった要件が示されました。

議員御承知のとおり、昨年10月28日に策定いたしました宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込んだ、33の具体的な事業のうち、当初予算で計上させていただきました事業は、平成27年度に実施した先行型交付金を活用した既存事業と、新規事業のうち、特に優先度の高い事業のみとなっております。

予算化できていない事業につきましては、本交付金を活用して、一つでも多くの事業を実施する予定としておりました。

しかしながら、5月18日に高松市で行われた国の事前相談会では、県の担当者のアドバイスも受けながら、総合戦略に盛り込んだ複数事業をプロジェクト化した実施計画書を作成し、国の担当者へ、直接、説明を行いました。残念ながら、厳しい指摘をいただいております。

そういった中、このため、事前相談で、国から評価の高かった直七等のかんきつに特化した実施計画を、直ちにつくり直しまして、また、少しでも採択される確率を上げるために、高知県と四万十市と連携した広域連携事業、高知県における外商活動の拡大事業といたしまして、国へ申請書を提出しているところでございます。

今回、申請を行った地域再生計画及び推進交付金の採択結果は、9月初旬には明らかになる予定となっておりますので、全国の採択状況も見きわめつつ、今後の対応を検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

非常に厳しい状況とはなっておりますが、引き続き、取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今のお話ですと、

非常に厳しいと。地方創生推進交付金については、総合戦略に盛り込む33事業のうち、既に取り組んでいる既存事業以外で、数事業をプロジェクト化して、提案したけれども、直七のかんきつに特化した事業は、評価が高かったけれども、もう一つの事業については、厳しい指摘をされたというお話でございます。

そういうことで、9月初旬に採択結果が明らかになるということですが、残りの既存事業に取り組んでいない事業、幾つかあると思いますが、その事業実施の見込めない事業については、どのような取り組みを、今後していくのか、市長の所見を伺います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

先ほどのお話ですが、直七等のかんきつに特化した実施計画につくり直して、再度、申請したという状況になっております。

総合戦略に盛り込んだ33事業のうち、現時点で事業実施の見込みが立っていない10事業につきましては、優先順位を見きわめ、実施すべきものは実施をいたします。

そして、見直しを行うべきものは、思い切って見直しを行ってまいりたい、そのように思っているところでございます。

総合戦略につきましては、単年度の計画ではありません。さらにいえば、平成27年度から平成31年度までの5年間は第1期の戦略であり、第2期、そして第3期と、今後も続いていくものだと考えております。

こうしたことから、限られた財源の中で、優先順位をしっかりと見きわめて、事業を実施し、PDCAサイクルによって、事業を磨き上げまして、より実効性のある戦略にしていきたい、そのように思っているところでございますので、議員各位の御協力、御指導もよろしくお願いたしたいと思っております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） この33事業については、昨年からプロジェクトチームで、一生懸命つくり上げた33事業であります。残り10事業ぐらい、事業実施できていないということでもありますけれども、努力をしていって、極力、取り組めるような形にしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

今年度、4月から導入された企業版ふるさと納税は、企業は自治体に寄附した場合、寄附額の約6割に当たる額の税負担を減らす内容であり、対象は政府から認定を受けた地方創生事業に取り組む自治体への寄附に限り、財政力の高い自治体は、除外するとなっております。

そこで、企業版ふるさと納税の創設に伴い、本市の企業へのPRなどの促進策について、お伺いをしたいと思います。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 議員の御質問へお答えをする前に、少し地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税の主な流れについて、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、地方公共団体が地方版総合戦略に位置づけた事業の中で、しごと創生や、結婚、出産、子育て等地方創生を推進する観点から、効果の高い地方創生事業を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、企画立案をし、企業へ当該事業の寄附相談を行いまして、寄附の見込みを立てます。

企業からの寄附の見込みが立った後に、当該事業について、地域再生計画を策定いたしまして、国に認定された後、地方自治体において、事業を実施し、事業費が確定した後に、企業が10万円以上の寄附を行った場合に、税の優遇措置を受けることができる、そのような内容と

なっております。

本市におきましても、この制度を活用して、企業の皆様から寄附をいただき、地方創生に資する事業に取り組んでまいりたいと考えておりますが、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業として、国に認定されるためには、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業のうち、新規事業に限られること。そして、事業着手されていないこと、さらに地域再生計画の申請時点において、1社以上の寄附を行う法人の見込みが立っていることなど、さまざまな要件がございますので、今後におきましても、宿毛市まち・ひと・しごと創生推進本部会等の場で活用できる事業について、検討してまいりたいと考えております。

ぜひ活用していきたい、そのように思っておりますので、努力してまいります。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 今のお話を聞くと、今まで、先行型交付金や、加速化交付金と比べると、非常に条件が厳しく、非常にハードルが上がったという感じがあります。

事業の採択について、非常に難しくなったということですが、市にとっても企業にとっても、有利な事業でありますので、よく検討をお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 1時30分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 11番、松浦でござ

います。通告に従いまして、市長に対して一般質問を行いたいと思います。

市長にとりましては、大変頭の痛い問題でありましょうけれども、あえて質問をさせていただきます。

千寿園の問題についてであります。この問題につきましても、5月の臨時議会における議員協議会や、本議会の初日の議員協議会でも、執行部より経過等については報告をされてまいりました。

今回の事案の内容につきましては、高知新聞でも大きく報道されております。私自身、重症心身障害者の入所施設であります幡多希望の家の運営に携わり、また障害者運動に取り組んでいるひとりとして、深い憤りを感じております。あつてはならない、大変重要な事案であります。

入所者に対する虐待事案は、宿毛市だけではなく、お隣の四万十市の障害者施設においても発生しておりまして、到底、許すことができません。

このようにたび重なる投薬ミスや、利用者に対する虐待が、利用者やその家族、宿毛市民に大きな不安を与えております。その衝撃は、大変大きいものがあります。

千寿園は、在宅で介護している皆さんや、お年寄りの皆さんにとりまして、なくてはならない、大切な施設でもあります。

また、今後の千寿園の運営については、平成29年4月1日から、市内にあります社会福祉法人宿毛福祉会が指定管理者となって運営されることが、既に決定をされておりますことは、御案内のとおりであります。

そこで、今回の事案を受けて、再発防止に当たっては、まず、事実関係はどうであったのかを、しっかりと把握しなければなりません。

そして、その原因についても、どこに問題があったかを、しっかりと調査をしなければなり

ませんし、宿毛市としても、今回の事案についてのその責任の所在を明らかにしていく必要があると思います。

そして、今後、どのような改善策を講じることで再発を防止し、来年4月からの指定管理者へスムーズに移行する方向性を立てなければならぬと考えます。

千寿園は、先ほど申し上げましたように、宿毛市にとっては、高齢者福祉政策を推進する上で、大変重要な施設でありますので、今こそ千寿園に対する不安を払拭しなければならないと考えます。

そこで、私なりに何点かお伺いをいたします。

まず、千寿園における今回の事案は、昨年11月に、利用者の関係者からの通報を受けて、宿毛市として調査をする中で、利用者に対する愛護放棄等虐待があったとのことであります。

そして、平成25年度から平成27年度の3年間だけでも、誤配や投薬ミスが69件も繰り返されており、高知県から改善指導を受けていたことが明らかになりました。

そこで、千寿園における今回の事案についての事実関係について、いったいどうであったのか、このことについて、まずお伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 松浦議員の一般質問にお答えする前に、この場をおかりいたしまして、改めて謝罪を申し述べたいと思います。

宿毛市が設置している施設で、入居者に対する虐待の事象が認定されたこと、また多くの誤薬が発生をしていることにつきまして、施設設置者の市長といたしまして、入居者を初め、そして御家族の皆様、さらには関係者の皆様に、深くおわびをする次第でございます。

今後、このようなことが発生しないよう、改善策を講じるとともに、職員の意識改革を図り、

入居者の皆様にとって、安全で安心して過ごせる施設となるよう、組織そして職員が一丸となりまして、入居者の御家族や市民の皆様の信頼回復に向けて、全力で取り組んでまいり所存でございます。

それでは、松浦議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

昨年の11月に、千寿園の施設職員による入居者の方に対する虐待を疑わせる相談がありました。担当課が対応する中で、高齢者虐待の可能性があると判断をし、本年の1月から3月にかけて、高齢者虐待防止法及び介護保険法に基づきまして、施設への訪問調査を実施いたしました。

入居者や職員からの聞き取り、入居者のケア記録や、事故記録等の確認、千寿園で作成している各種マニュアルの確認を行う中で、虐待の事象と、高齢者虐待の防止等のための措置義務違反を確認したため、宿毛市長名で、千寿園に対しまして、改善通知を行ったものです。

改善事項といたしまして、1、ナースコールを入居者の手の届かない位置に置く、または外している。2、傷やあざが観察されていない、原因の追求がされていない。3、入居者に対して怒る。乱暴な言葉遣いや、荒い口調で話す。4、入居者よりたたかれたと訴えがあったが、事実確認がされていない。5、内服服用の判断を介護職員がする。6、職員全員に計画的に研修がされていない。研修が行動変容に結びついていない、などの6点について、改善するよう通知をしております。

通知した事案につきましては、相談があった内容の事実確認のための調査によって判明した内容であり、該当するユニットの職員しか、調査対象としておりませんでした。3月までの調査で聞き取り調査ができていなかった、他のユニットの介護職員につきましては、6月初旬

までに聞き取り調査を実施しました。

今後は、調査した内容をもとに、事実関係を精査する予定としており、結果によっては、入居者の方にも聴取、そういった調査が必要ではないかと、聞き取り調査が必要ではないかとも考えております。

また、県の高齢者福祉課においても、虐待についての指導監査が実施されておりますので、新たな事案が確認されるようであれば、報告をさせていただきます。

誤薬につきましては、平成25年度から27年度までの3年間で68件発生しており、年度ごとの発生件数としましては、平成25年度に18件、平成26年度に32件、平成27年度に18件となっております。

内容としましては、薬箱に飲ませ忘れて残っていたケース、朝と夕の時間帯の間違いや、人との間違いによる誤薬も発生しております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 1点、確認ですけれども、高知新聞等では、69件という報告の報道がありましたが、今、市長は68件ということ。1件はどうしても、そういうことじゃないわけですけれども、数字のことでありますので、確認をいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。

その1件の違いについては、また後ほど、報告をさせていただきたいと思っております。

詳しい内容について、後ほど報告をさせていただきたいと思っております。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 先般の議員協議会の際に、25年、26年、27年の投薬関係事故記録票が、議員の皆さんに配付をされました。

その中を、何点か見ると、翌日気がついたというような部分も多々あります。血圧の測定をせず、そのまま血圧の薬を飲ませたというような部分で、大変、問題がある事案じゃなかろうかというふうに思います。

私自身も、今、血圧の薬を飲んでおりますけれども、時には忘れることがあって、その日は大変心配をしていた経過がございます。

そういう面で、お年寄りの皆さんにとって、体力的にも弱い立場にある皆さんが、一度、翌朝まで薬を投与しなかったというのは、大変、不安を与えているんじゃないかというふうに思います。

そこで、新聞報道、また議員協議会の中でも報告されましたが、投薬ミスにより、入所者が体調を崩したことはないと言われておりますが、投薬ミスが発見されたときの入所者の健康状態についての影響の判定。報告では、体調を崩したことがないと言われておりますけれども、この判定は、どのように行ってきたのか、大変危惧をするところでございます。

千寿園は、医師は常駐いたしておりません。そういった面で、発見をされたときに、医師への報告はどのようにしておったのか。そしてまた、このような判断を、誰がしてきたのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、先ほどの68件と69件の違いでございますが、平成26年度のところで、重複してカウントしていたということで、1件、件数が少なくなっております。失礼をいたしました。

改めまして、先ほどの再質問についてお答えをさせていただきます。

これまでの誤薬発生時の対応につきましては、議員おっしゃるとおり、常勤の医師がいないた

め、看護師が利用者の状態と薬の内容を確認した上で、協力病院に内容を連絡いたしまして、指示を仰ぎ、対応しております。

ただし、比較的、作用の緩やかな下剤や、精神安定剤等の誤薬については、経過観察をしてきたケースもありました。

今後は、誤薬防止に全力で取り組んでいく所存ですが、万一にも事故が発生したときには、利用者の安全に万全を期すために、全てのケースについて、医師との連携を徹底してまいりたい、そのように思っております。

先ほど議員がおっしゃられたとおり、薬というのは、当然、医師がその方に必要だということで処方されたものです。これに関しては、誤薬はしてはならない、そのような認識で、当然取り組んでまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） そういう面で、徹底をするという部分、徹底しなければならない、重要な問題でもあります。

そういう面で、そういう事案が発生したときの対応マニュアル等についても、この事案を受けてつくり直すとか、見直すとかいう部分で、ぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次は、どこの介護施設、入所施設でもあろうかと思っておりますけれども、ヒヤリ・ハット。皆さんそれぞれ、車を運転しても、あらっと思うような事案、何点か、何回かあろうかと思っておりますけれども、この入所施設におけるヒヤリ・ハットというのは、命にもつながりかねない事案もあろうかと思っております。あのときこうやった、あのときこうやったという思いがあるわけですので、このヒヤリ・ハットの件数、1年にどれぐらいあったのか、もしわかれば、数字で示していただきたいと思っておりますし、あわせてこうした

ヒヤリ・ハットに対して、全職員に対して、どのような、園としての対応、そしてまた職員への周知等、どのように行われてきておるのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

先ほど、議員おっしゃられたヒヤリ・ハット、本当に重大な事故にはなっていないけれども、そういったことに直結してもおかしくない、そういった、一步手前の事例というふうに認識をしているところでございます。

投薬に関するヒヤリ・ハットの件数は、25年度に8件、26年度に29件、27年度に19件となっております。

内容としましては、朝食後の薬で、看護師が薬箱に薬袋が残っているのを発見して、投薬することができた。また、夕食後の薬で、看護師がユニットに薬箱を配薬した後、介護職員が投薬前に2袋のはずが1袋しかないことに気づき、投薬することができた、そういったふうなことがございます。

ヒヤリ・ハットに対する取り組みですが、事故対策委員会におきまして、ヒヤリ・ハットの状況を検証しながら、対策を検討するとともに、先ほど、委員から御指摘がございました、投薬マニュアル、こちらのほうの見直しも、あわせて行っているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次にお伺いしますのは、今回起こった事案についての原因、どのように分析をしているのか、しっかりした調査が必要であろうと思います。

あわせて、今回のこのことについては、どのような背景があったと考えているのか、宿毛市としても調査をされたとお伺いいたしておりますので、現時点で構いませんので、最終的

な部分は、先ほどの答弁の中で、最終的にはできていないという部分でありますので、現時点での調査結果等について、市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

誤薬事故が発生した場合には、臨時事故対策委員会を開催いたしまして、事故の発生原因や、背景について確認をし、対応策の協議をしております。

事故対策委員会は、園長、園長補佐、生活相談員、介護職員、看護職員、管理栄養士、調理師で構成をされております。

誤薬事故の発生原因としましては、投薬マニュアルどおりの確認作業ができていないことにつきまします。背景として、利用者のお世話や介護作業をする中で、冷静でいられない状況であったケースや、職員の体調不良等のケースもありますが、主に確認不足によるものであり、職員の危機管理意識が不十分であったと考えております。

一方、施設面において、従来型の多床室では、複数での介護作業や投薬業務が可能かもしれませんが、ユニット型個室の千寿園では、一人に対応する機会が多いことも、影響があったと考えております。

介護職員の増員をしておりますが、今後も、事故対策委員会で、対応策をさらに協議をいたしまして、投薬マニュアルの見直しや、服薬管理研修の実施など、誤薬防止に努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 私自身も、今回、質問する思いというのは、この誤薬事故、虐待が起きたということ責めるつもりで行ったので

はなく、徹底した、あったことは事実でございますので、そのことを徹底して調査をし、分析をし、今後に生かすという取り組みにさせていただきたいという思いで質問をさせてもらっておりますつもりでございます。

事案が発生した、設置者は宿毛市であります。そういう面で、今回の問題、千寿園だけの問題で片づけられない問題もあるのではないかとこのうふうに思います。

そこで、設置者である宿毛市長として、宿毛市として、その責任は免れないというふうに思いますが、その責任について、どのように現時点で考えておられるのか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

今回の問題に対しまして、虐待や誤薬を行った職員には、当然、責任はありますが、設置者である市長としての責任を痛感しております。

現在、県の福祉指導課及び高齢者福祉課による指導監査も実施されているところでありますので、その監査結果を踏まえて、判断をしてみたいと、現時点では考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次に、千寿園の運営と申しますか、日常の業務遂行に当たっての取り組みにおいては、これまでも事あるごとに改善計画が出されてきた事案がございます。

その改善計画が、先ほど、何回かの答弁の中で、計画どおりに行われていなかったということでもあります。本当に、こういった危機管理、大変なことでありますが、計画どおりに進まなかったことについて、市長としては、どのようにお考えでしょうか。

そして、今回も、市長は再発防止策として、

千寿園に対し、改善計画書の提出を求めています。これに対して、千寿園から5月2日に改善措置報告書が市長宛に提出をされております。

私としては、計画づくりだけに終わらせるのでは、到底、解決されないと思います。策定された計画書をもとにして、本来の日常業務において、全職員に徹底させなければならないと思います。

そこで、千寿園から提出された改善措置報告書について、完全に履行されているのかどうかについて、どのような方法で評価と申しますか、点検をしようとしているのか、お伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成27年度に県の指導監査を4回受ける中で、その都度、指導事項につきまして、改善計画を立てて、改善報告書を提出しているところでございます。

しかしながら、繰り返し、事故が発生していることから、先ほど申し上げましたように、職員の危機管理意識が不十分であったと、そのように考えております。

今後は、改善計画を厳格に実行することで、誤薬事故の防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。また事故が起らないようにします。

そして、千寿園から宿毛市に提出された虐待における改善措置報告書につきましては、担当課である保健介護課が、改善の履行状況を、適時確認することとしており、まず、8月に訪問調査を行う予定としております。

確認内容といたしましては、職員や入居者への状況の聞き取り調査、ケア記録への記載内容や会議記録の確認などを行いながら、高齢者虐待防止ネットワーク委員会の会議などで評価を

行います。

ただ、研修等の項目など、短期間で評価できないものもありますので、定期的にモニタリングを行いながら、確認することになります。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 質問通告の中で、今後の対策等についてお伺いをするようにいたしておりましたけれども、市長から、再々と答弁をいただきましたので、その点については、割愛をさせていただきます。

先ほど言いましたように、来年の4月から、指定管理者に移るという部分で、1点お伺いをいたします。

千寿園の職員は、日常業務とあわせ、来年度からの指定管理へスムーズに移行しなければならないという業務が加わり、大変、お忙しいのではないかと考えます。

そこで、市長なり副市長を先頭にして、管理体制を強化する中で、責任をもって指定管理体制へと移行すべきでないかと思いますが、このことについて、市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

私を先頭に、千寿園の改善の取り組みを進める中で、入居者及び家族、市民の皆様の信頼回復に努め、指定管理者先である社会福祉法人宿毛福祉会との連携を図りながら、指定管理へスムーズに移行していきたい、そのように思っております。

先頭になって頑張ってもらいたいと考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、そういう取り組みを強く、私からも要請をいたしておきたいと思っております。

最後になるかと思いますが、今回のこうした事案を受けて、改めて介護職員の処遇改善の必要性を痛感をいたしました。

現場では、正職員と合わせ、臨時職員で対応しておりますが、有能な人材を確保し、利用者の安心、安全を第一に考え、利用者寄り添う施設であってほしいし、そのことが利用者の家族が安心して任される施設となるのであります。

一つ、私の経験から例を申し上げたいと思いますが、私たち幡多希望の家では、人材の確保と、職員の処遇改善との観点から、ことしの4月から、これまで3年間、臨時職員として、長く働いていた8名の方を、正職員として任用いたします。

そういう面で、この介護職員の処遇改善、真剣に考えなければならないと思います。これらとあわせて、何よりも職員へのフォローが大切であると思います。この事案を受けて、世間の目は千寿園全体の取り組みとして見られがちですが、多くの職員の皆さんは、真面目に利用者の介護に一生懸命、働いているのであります。

こうした職員へのフォローをしっかりとしながら、職員の意識改革に向けて、取り組んでいただきたいと思います。

以上、私の経験を交え、申し上げましたけれども、もし市長、何かあれば、答弁をいただけておきたいと思いますが、よろしく願います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

松浦議員のおっしゃること、よくわかります。職員の処遇改善にも取り組んでまいらないといけませんし、また、何よりも、市長として、千寿園の職員を指導するという立場ではあります。それだけではなくて、千寿園の中に入りま

して、一緒になって改善に取り組んでまいりたい、そのような決意でございますので、御理解を願いたいと思います。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 長々と千寿園の問題について、質問をいたしました。

先ほど言いましたように、私の真意というのは、すばらしい施設になっていただきたい。そういう思いの中で、こういう事案を受けながら、調査をし、解明をし、そしてまた安全対策について、徹底をしていただきたいという思いでございますので、よろしくお願いをします。

次は、沖の島地区の医療体制の充実について、何点かお伺いをいたします。

まず、医師確保対策についてであります。平成26年度から、それまで常勤医が配置をされておりましたが、高知県へき地医療協議会の所属する医師が減ることに伴い、幡多けんみんな病院や、大月病院からの医師の派遣が、火曜日から水曜日、そして木曜日、金曜日という、1泊2日体制に変更となっていましたけれども、本年度から、また同じ医師不足ということによりまして、火曜日と木曜日においては、島へ来る医師の定期船は、それまで午前中に島に渡っておったわけですが、午後便からとなり、それぞれ診療時間は、午前9時から部分午後4時、大幅に診療時間は短縮をされます。

この問題についての一つの改善策として、議会冒頭の提案理由の説明の中で、一定、少しでも改善をしたいという思いの中で、市長のほうから、柏島から渡船による医師の運搬、運送いいますか、部分も示されました。

その点については、一定、評価をいたすところでございます。

こうした診療時間を大幅に短縮されることに伴い、島民は大きな不安をもっております。島

民の命を守り、島で安心して生活を送ることができるよう、医師を確保し、しっかりとした医療体制を確立する中で、島民、市民の不安感をなくするよう努め、安心して生活のできる環境を整えることは、重要なことであり、まさに市長の責務であると思います。

市長として、今後の医師確保に向けての決意をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

沖の島へき地診療所の医師の確保につきましては、高知県へき地医療協議会より、自治医科大学の卒業生を中心とした医師の派遣を受け、平成25年度まで、常駐医師を確保してまいりました。そういった経緯、議員一番御存じだと思います。

全国的な医師不足によりまして、同協議会所属の医師も減少をいたしまして、各へき地医療機関への派遣医師数も減少となる中、沖の島診療所につきましては、現在、大月病院を中心としたへき地拠点病院からの派遣体制となっております。

このような状況の中、今年度は、議員が言われるように、医師が島に来る火曜日と木曜日の定期船が午後便に変更となり、その結果、診療時間が短くなっております。

宿毛市としまして、沖の島での医療体制が後退することは遺憾であります。これは派遣元の病院においても、医師が不足しているため、派遣元での診療時間を確保する必要があることから、このような体制となったものであり、医師の皆様にも、大変な負担をおかけしているところであります。

島で安心して生活を送るために、医師が必要であるということは、私としても、同じ思いであり、宿毛市として、常駐医師の確保に向けて、

市のホームページで呼びかけ、また先日、大阪、東京で開催されました移住を促進する相談会においては、医師募集のパネルを掲示をいたしまして、PRをしたり、また、公益社団法人宿毛離島センターを訪問させていただきました。そちらのほうでも、本当に職員の皆さん、相談しに行ったら、真摯に皆さん出てきていただきまして、1時間ぐらい、いろいろなお話をさせていただいたところでもございます。

今後は、沖の島にもポスターの掲示を行うなど、あらゆる機会を通じまして、多くの医師の方に、沖の島での生活に興味をもっていただけるよう、PRの方法についても工夫してまいりたいと考えております。

そのときに使わせていただいたのが、このポスターになっております。このポスターを掲示をして、いろいろな場所で、医師の募集を図ってまいりたいと思っております。医師の移住という形でも、お願いをしているところでもございまして、ぜひこういったポスターを、いろんなところに張っていきたい、そのように思っております。

一方、医師を、へき地にという言い方は余り好きじゃないんですが、沖の島のへき地に医師を確保するために、設置されました高知県へき地医療協議会においても、医師が確保できていない現状を見ますと、市町村が独自に医師を確保していくことは、容易なことではないというふうに考えております。

こうした状況を踏まえて、派遣医師の人事を行う高知県に対しましては、引き続きまして、医師体制の充実の要望も行っているところであります。

このことに対しては、先ほどお話しした、日本離島センターにおいても、まずはここをしっかりとすべきだというお話もいただいておりますので、そういった助言に従って、お願いをし

ているところでもございます。

今月の3月に開催した沖の島の診療体制に関する報告会等により、御意見や御要望を直接伺う中、現状でできる取り組みを検討した結果、今議会に提案申し上げました補正予算といたしまして、8月から10月までの3カ月間、大月病院の医師に、柏島から渡船利用によりまして、出張していただく経費を計上させていただいております。

このことにより、沖の島での診療時間の延長と、医師の負担軽減も図れるため、まず、可能なところから取り組み、今後も住民の皆さんの御意見をいただきながら、沖の島での診療体制が確保できるよう、取り組みを進めてまいりたいと、そのように考えているところでもございます。

どうか、いろいろな皆さんの意見も聞きながら、この問題、大変な問題でありますので、取り組みを進めてまいりたい、そのように考えているところでもございます。

以上です。

○副議長(山戸 寛君) 11番松浦英夫君。

○11番(松浦英夫君) るる、市長のほうから、今日までの取り組み等について、そしてまた決意についてお伺いをいたします。それなりに努力をされておるといふ部分については、評価をいたすところでもございます。

医師確保について、一定、提案をさせていただきたいと思っております。

これまで同様に、高知県へき地医療協議会頼みの取り組みも、大変重要であると思っておりますけれども、医師確保に向けては、やはり人脈を活用した取り組みも、大変重要となってまいります。そのためには、人と人との信頼関係を構築することです。

市長は、市議会議員の12年間で培った人脈は、大きな財産であり、その人脈を生かし、宿

毛市を変えていきたいとも言われておりますが、このことについては、これからの市政を考える上で、大変、必要なことであろうかと思えます。

ぜひ、全国に広がる市長の人脈を活用して、医師の確保に取り組むことも考えるべきじゃないかと思えます。

私自身、また恐縮ではございますけれども、一例を申し上げながら、その人脈づくりに取り組んでいただけたらと思えますけれども、実は、幡多希望の家も、10年近く勤めていた常勤の医師で、施設長である方が、昨年度から退職をしたいという申し入れを受けました。

昨年度は、どうしてもかなわなかったわけですが、再度の退職の申し入れを受ける中で、あの施設には入所者48名、そして家族、そして職員120名、そしてその家族、そして通園で来られる、利用される皆さん方を含めると、800人近くの皆さんが、医師がおらなければ路頭に迷うということでもあります。

施設長がおらなければ、施設として運営することができない、そういう強いことに至ったわけでございます。何としても医師を確保しなければならないという思いで、私自身、私のツールにあります、人脈の中にあります、その方と常時連絡をとる中で、こちらの熱意を受け取っていただいて、希望の家を潰すわけにいかない、そういう思いで取り組んでいただき、ようやく5月から医師1人を確保してきた例がございます。

そういった面で、市長も私以上に、それこそ私は余り人脈はないわけですがけれども、市長は全国におるという自負をいたしております。

そういった面で、そういう取り組みも、ただへき地医療協議会、高知県だけではなく、市長自身として、そういう島民の命を守るんだという気持ちがあるのなら、ぜひそういう取り組みもすべきではないかと思えますけれども、市

長の所見をお伺いたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

これまで私がかかわってきた各分野の方々を初め、先ほども申しました、少し間違っ、日本離島センターのことを、宿毛離島センターと、1回言ったみたいですが、日本離島センターなど、関係する機関からも情報収集と、働きかけを行い、あらゆる機会を通じまして、医師確保につなげてまいりたいと考えております。

当然、私のそういった関係する人脈をフルに活用して、取り組みをしていきたいと思っております。

また、ここにおられる議員の皆さん方は、私にとっては財産でもあります。ぜひ、先ほど松浦議員のお話にもありましたが、それぞれの議員の皆様方の、そういった人脈、そういったのも、ぜひつなげていただきまして、この医師確保に協力をしていただきたい、そのように思っているところでございます。

沖の島の医師確保に向けて、情報の提供や、各関係機関へのPR等にも、皆さんに御協力をお願いするとともに、先ほど言いましたように、私たちも、できる限りの方策をとっていき、そのように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 1点、確認をさせていただきます。

市長、本当に大変な問題です。それぞれ、私自身でもできる部分は協力をしていかなければと思いつながら、いろいろ情報も集めてまいりたい。また、そのときには、よろしく願いをいたします。

そこで、大変厳しい、私の取り組みをする中

で、宿毛の田舎へ来る奇特なお医者はおらんと
いう話も聞いたこともあります。そういう面で、
離島ということで、大変厳しい条件であります
ので、なかなか難しい問題だろうと思いき
れども、やはり島民の命を守るというのは、市
長の責務でございますので、ぜひよろしくお願
いします。

1点、確認をいたしますけれども、医師が確
保できた暁には、25年度までの診療体制い
いますか、医師の体制、そのことについては、当
然、なろうかと思いきけれども、再度このこ
とについて、思いをお聞かせいただきたいと思
います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

松浦議員の今の質問、医師との調整も必要と
はなりますが、常駐医師が確保できた場合には、
平成25年度までのように、週4日、それぞれ
午前、午後の診療所の開設が可能になるという
ふうに、自分自身は思っておりますので、そう
いった思いを、この場で答弁として答えさせて
いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 次は、これも医療体
制の関係でありますけれども、土曜日、日曜日、
祝祭日における、看護師の配置について、お伺
いをいたします。

この問題についても、本当の重要性から、こ
れまでも質問をしてきた経緯があります。当時
の市長の答弁によりますと、職員にかかる負担
も大きくなる。労使に関する問題であり、現状
では困難である、との答弁があります。

先ほど、質問いたしましたように、医師の確
保が難しいとの理由から、診療時間が大幅に減
となるなど、ますます沖の島における医療体制
が厳しい状況になってきた今日ほど、島で生活

する上での島民の不安解消に向けて取り組むこ
とは、市長の重要な責務であると考えます。

この問題については、島民の強い思いであり
ます。沖の島の全ての区長や、各種団体で構成
しております離島促進協議会としても、重要な
問題であるとの考えのもと、島民の不安を解消
していただくように、毎年、宿毛市に対して、
要望活動を行っております。

島民の強い要望であります土曜日、日曜日、
祝祭日における看護師の配置について、市長の
所見をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ことしの3月に、沖の島の診療体制に関する
報告会を開催させていただいたその際にも、同
様の御意見、御要望をいただいております。住
民の皆様から、医療に関する不安や、看護師に対
する思いを、直接、伺うことで、私自身も認識を
深めている、そういったところでございます。

現状の2名の看護師により、交代で土日の勤
務を行うことは、少数配置であることから、休
日勤務が多くなることと、平日に振替休日を取
得すれば、平日の診療体制に支障を来すおそれ
が考えられます。

また、現状におきましては、看護師は夜間、
休日を問わず、常に携帯電話を所持しています。
急患や医療に関する不安などの電話に対応して
いる状況を考えますと、現体制においては、こ
れ以上の負担の増加は困難であると考えており
ます。

今後、千寿園の指定管理への移行による職員
の配置や、子育て支援の専門セクションの創設、
各部署の編成など、全体の職員配置を検討して
いく中で、引き続き、沖の島診療所の職員配置
についても、検討してまいりたいと考えており
ます。

5月31日に開催した沖の島の住民の皆さん

との話し合いの場におきましても、同様の考えを、私からお伝えをさせていただきました。今後も、住民の皆さんと意見交換をしながら、診療所の体制につきまして、検討を進めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 私のほうから、ここで質問するまでもなく、市長としては、一定、現状なり、要望等については、御理解を示していただいております。よろしくお願いいたします。

ぜひ、今後、そういう強い思いでありますので、検討していただきたいと思いますが、1点、提案をさせていただきます。

現時点での2名の看護師の配置を考えた場合、振替休日となると、沖の島地区の平日の診療体制に支障を来すという分でありますけれども、そしてまた、これ以上、負担をかけられないという思いでありましたけれども、そこで、この平日の診療体制に支障を来すことを考えるならば、こうした平日に、宿毛市のほうから1名、配置をすることで、現地の看護師さんの心労を抑えることができる。また、土日の配置も、十分考えられる、そういうふうには私は考えるんですけれども、この点については、どんなものでしょう。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

ただいま、松浦議員から提案をいただきました、そういった体制とれば、行えるのかなというふうにも考えますが、現状の職員体制におきましては、千寿園の職員が配置転換することを想定いたしまして、臨時職員により、対応している部署が多くあります。

そのため、職員配置に余裕がない状況を考えれば、市役所から交代で職員が沖の島に行くこ

とが継続的になった場合には、その職員の業務が滞ることが懸念されますので、先ほども答弁させていただきましたように、全体の編成を考える中で、診療所の体制についても、検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

やはり全体の中で、しっかりと沖の島のことを位置づけて考えてまいりたい、そのように思っておりますので、御理解をよろしくをお願いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 全体にいうて、本当に厳しい問題ですけれども、今、沖の島における医療の現状、そういう現状である、そのことを理解して、前に進めていただきたい。

少しでも不安な生活をする皆さんが安心をできるように、そして私も、うろうろ市内を回るわけですけれども、沖の島を離れて、こちらで生活をされておるお年寄りの皆さん、何人か話を聞くと、島には帰りたい、ふるさとに帰りたい。けれども、医療、お医者がおらない、医療体制がしっかりしてない、そうであれば、万が一のことを考えれば、やはりふるさとを離れても、こちらで生活をしなければならぬというお話も、何人かの皆さんと、お聞きをいたしました。

そういった、島で生活されておる方だけではなしに、島を離れてこちらで生活されておる皆さんの中にも、そういう医療に対する安心があれば、帰りたいという方もたくさんおるようにお聞きをいたしておりますので、ぜひ取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、変電所の高台移転について。

午前中も2名の方が、防災対策等について、真剣に質問をしてきた経過があります。

この変電所の高台移転については、大変、私、

重要な問題であるというふうに捉えております。

先日、6月5日に、宿毛湾港を中心としながら、合わせて10会場で、自治体や消防団等85団体、新聞等によれば1,500人規模の、平成28年度高知県総合防災訓練が行われました。

この防災訓練を見学する中で、皆さんの日ごろからの取り組みに敬意を表したいと思いますし、市民一人一人が、日ごろから防災に対する意識を高めなければならないと考えます。

そこで、防災対策としての取り組みの一つであります変電所の高台移転問題について、お伺いをいたします。

私は、ことの重要性から、この2年前の平成26年第2回定例会において、質問をしてきた経緯があります。まさにライフラインの確保といたしますか、復旧は大変重要な課題でもあります。

この中で、この変電所は、海拔2メートルぐらいであり、100年に1度と想定されるレベル1における津波被害を想定した場合でも、浸水することが想定されていることであります。

そして、浸水することにより、停電が予想される戸数は、宿毛市においては、市街地、西地区、小筑紫地区、沖の島地区、合わせて9,800戸ぐらいである。そして、復旧にかかる日数は、最短でも2週間程度が予想されておりますが、沖の島地区は、海底ケーブルで送電いたしております、1年以上はかかるということが見込まれているのであります。

このような状況を沖の島でお話をすると、島民は予想される被害の大きさに大変驚いております。幾ら高圧発電車の配置を考えるとはいえ、水道水を確保する場合を考えても、電気の必要性は、他の地区に比べ、その重要性は非常に大きいものがあります。

このように、島での日常生活を考えた場合や、

災害等における復旧作業には、大きな影響を与えるので、早急に変電所の高台移転を要望されてきました。

そこで、まず市長として、変電所の高台移転についての重要性について、どのように認識をしているのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛変電所の高台移転についての御認識は、どのように持っているのかという質問でございました。

議員の御指摘のとおり、宿毛変電所の津波浸水被害により、重要なライフラインである電力供給が遮断されることは、本市の復旧、復興に非常に大きな影響があると認識をしており、その抜本的対策である宿毛変電所の高台移転については、防災対策上、非常に重要な課題であると、そのように認識をさせていただいてるところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） そこでお伺いをいたしますけれども、2年前の私の質問以降、四国電力に対して、この問題について要望活動をしてきた経緯があるかどうか、まずその点、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えいたします。

議員の御質問にありましておとり、平成26年第2回市議会定例会における松浦議員の一般質問において、貝塚にある宿毛変電所の津波被害や、それに関係する被害について、説明をさせていただく中、今後、四国電力へ宿毛変電所の高台移転の要望をさせていただくこととしておりました。

その後、市としても、四国電力に対して、2回要望をさせていただきましたが、四国電力が

らは、経費的な面から、早急な対応は困難であるとの回答をいただいているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） もう1点ですけども、その質問の際に、宿毛市から南側といいですか、小筑紫、大月、沖の島を含めて、被害が想定されるという部分で、大月町とも連携をしながら、要望活動をしていくと、また力になるのではないかなという思いの中で、大月町とも連携をして、要望活動をしていただきたい。

そして、当時の市長、そのことについても、連携をしながら取り組んでまいりたいという答弁でありましたけれども、その点について、どのようになされてきたのか、お伺いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

宿毛変電所の高台移転について、大月町と連携した要望活動は行ってきたかとの御質問だと思います。

まずは、早急に要望を行うことが最優先だと考え、四国電力への要望は、本市が単独で行ったものでありますが、四国電力からの回答が、先ほども申しましたが、厳しいとのことだったため、その後の大月町との共同による要望は行ってない、そういった現状となっております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、大月町と連携して要望していくことは、強く必要性を訴えるためにも、大変重要だと、私自身考えておりますので、これから大月町と協議を進めてまいりたい、そのように思っております。

合同での要望活動に向けての協議を進めてまいりたい、そのように思っております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） ぜひ、打たん太鼓は鳴らんとこの話もでございます。ぜひ、一つ一つの行動を通じて、訴えていただきたいというふうに思います。

先ほどからも言いますように、変電所の浸水被害に伴う、津波発生に伴う海底の接岸を考えた場合、1年はかかる。沖の島地区を考えた場合に、1年はかかるだろうと予想されております。

そこで、こうした状況になった場合を予想して、宿毛市の対応、四国電力の対応等について、お互いが取り決めをする等、離島における防災対策を策定すべきじゃないかと思っております。

宿毛市の長期浸水対策についてを一つの例として見れば、国の取り組みあわせて、高知県はこうする、宿毛市はこうする等、取り組み等については、きめ細やかに計画をされております。

例えば、長期の停電時において、配水池へ確保している発電機の燃料の確保については、どこが、どのように確保するのか。高压の発電車の配置については、燃料の確保を含め、どこが責任をもつのか。

一時的に本土のほうにもという部分もありますけれども、その場合、船の確保の問題、誰が責任をもってそのことを行うのか等、離島ならではの計画策定が必要であると思っておりますけれども、市長の所見をお伺いいたします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

離島ならではの、そういった計画は必要ではないかという御質問でございます。

沖の島地区への、まず電力ですが、電力供給は、貝塚にある宿毛変電所から、国道321号線沿いの送電線を通じまして、大月町を経由し、最終的に大月町の柏島から沖の島の久保浦へ、海底ケーブルによって送電されております。

四国電力としては、津波によって電柱にかかる送電線や、海底ケーブルが切断された場合は、

1年程度、復旧に時間を要するのではないかと見積もっており、その間については、先ほど、議員のほうからもお話にありました高圧発電機車を輸送配備をいたしまして、対応していくとの説明を受けているところでございます。

また、本市としましては、孤立が予想される沖の島、鶴来島地区へは、昨年度、備蓄食糧、そして飲料水を優先的に配備しておりまして、さらに今年度は、沖の島簡易水道の浄水場へ発電機を整備し、電気が遮断した場合でも、配水機能を維持する措置をとることによりしております。

しかしながら、発災後、電気の遮断が長引くなど、想定外の状況により、沖の島内での避難生活が困難となった場合には、島民の皆様へ、一時的に、宿毛市の本土の避難所へ避難していただくなど、臨機応変な対応が必要になることもあるのではないかとこのように考えております。

そのあたりにつきまして、離島ならではの計画をしっかりと立てていきたい、そのように考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） いろいろと難しい問題をさせていただきましたけれども、やはり皆さんが、どこの地域で生活しようと、安心をして生活のできる、そうしたまちづくりといえますか、宿毛市づくりのために、全力で取り組んでいただくことを、強く求めまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（山戸 寛君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

----- . . ----- . . -----

午後 2時47分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、

会議を開きます。

5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番、山本 英です。

市議に選出していただき、1年が経過いたしました。市民の皆様の期待に沿っているか否かは別といたしまして、各議会ごとに一般質問をさせていただき、提案型の所見も述べてきましたが、今後ともこのスタイルで質疑させていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

まずは、この1年間の懸案事項からお聞きしてまいります。

昨年の6月に、防災関係で確認させていただいた件からですが、避難道の整備、避難場所、避難所の現状及び仮設住宅地の目安はいかになっているのでしょうか。

ちょっと重複する部分はあると思いますが、よろしく願いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

避難道、避難場所、避難所、仮設住宅用地の進捗状況についての御質問でございます。

まず、本市においては、現在、避難場所が204カ所あり、そこへ至るまでの経路として、地区からの要望等を受ける中、目標を100カ所として、避難道の整備を進めてまいりました。

平成15年度から現在までの避難道の整備箇所数は、今年度の整備予定2カ所を含めまして、合計89カ所となる見込みでございます。その後、地区とともに現地を精査する中で、ほぼ整備は完了したものと考えているところでございます。

また、指定避難場所は49施設で、そのうち浸水区域外の避難所は、先ほど御答弁いただきましたが、33施設となっておりますが、いまだ3,000人程度の避難者の方を収容する施設

が不足しておりますので、公共施設を中心といたしまして、高台への整備を検討する中で、避難所の確保に努めるとともに、広域避難についての協議も、近隣市町村で進めているところがございます。

なお、仮設住宅用地につきましては、先ほど、原田議員の質問でもお答えさせていただきましたが、今年度、事前対策といたしまして、応急期機能配置計画を策定することにしておりますので、仮設住宅用地についても、ほかの機能配置と調整をする中で、場所の選定をしまいたいと、そのように考えているところがございます。

以上です。

○副議長(山戸 寛君) 5番山本 英君。

○5番(山本 英君) 順調に整備が推移しているというふうにお伺いいたしました。引き続き、よろしく願いいたします。

30年で73%云々というパーセントは、あすの話かもしれませんので、確実に、一步一步でも前に進めるということが肝要かと思えます。

よろしく願いいたします。

1点、避難場所の件でございますが、3,000人程度の不足分が、現在、見込まれているということございました。

かつて、国体が宿毛で行われたときに、他県の選手団が民泊したということを知り及んでおります。この手段を活用し、震災で無事であった多くの方は、被災者家屋の住民の方々に、手を差し伸べると、いわゆるきずな社会の実践が必要ではないかと、私は思っております。

したがって、自主防災組織、あるいは地区長会等々をお願いいたしまして、そういったお互いに助け合い精神を発揮する、ここが大きな場所ではないかと思っておりますので、ぜひそういう考え方も、働きかけをお願いしたいと思っております。

これは、私の所見にとどめさせていただきます。

次に、液状化対策ですけれども、昨年の6月議会でお尋ねしましたところ、調査未実施で、高額な予算がかかるので、関係機関と協議して、対策を検討するとのことでしたが、その後の進捗状況をお聞かせください。

○副議長(山戸 寛君) 市長。

○市長(中平富宏君) お答えをさせていただきます。

液状化対策についての御質問でございます。

現在のところ、県がホームページで公表しております高知県防災マップの中で示されている液状化可能性予測図、それによりまして、対象地域を推測するしかない状況で、今もございません。

これによりますと、本市では、街区や西地区の一部等が液状化する可能性が高いとされておりますが、一定の間隔で、詳細なボーリング調査を実施したものではありませんので、あくまでも予測の範囲となっております。議員御指摘のとおりでございます。

対策といたしましては、市内に液状化の範囲が点在している状況でございますので、対策を講じるには、詳細な調査等を行う必要があり、莫大な予算が伴います。

このため、現段階で具体的に進捗はしておりませんが、どのような調査が必要で、なおかつ有効なのか、今後、関係機関とも協議をする中、震災対策全般の取り組みの中で、優先順位もつけながら、対策を検討してまいりたい、そのように考えている状況でございます。

以上です。

○副議長(山戸 寛君) 5番山本 英君。

○5番(山本 英君) この項目は一步も進んでないというふうに理解いたしましたが、いずれにしても、推定であろうがなかろうが、推定されている場所に避難場所が重なっている

ところ。あるいは、新設の堤防が設置されようとしているところ、ここは調査は必然ですので、ぜひ県、あるいは国のほうにあげていただいて、予算確保で調査をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。

市民の皆さんへの要望としての備蓄食糧の件でございますが、前にもお話ししましたとおり、東京都では3日分を、都民の皆さんにお願いしていると聞いております。宿毛市としては、どのような要望になったのでしょうか。また、その周知手段はどうしておられますか、お尋ねします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

まず、今、質問のお答えをする前に、先ほど、液状化についての質問がありましたが、新設する堤防に関しましては、当然、そのあたりは調査をして、設置をしているものというふうに理解をしております。

なお、議員御指摘の点に関しましては、確認をしてまいりたい、そのように思っているところでございます。

食糧確保の目安の提示についての質問でございますが、議員も御承知のとおり、南海トラフ地震発生後は、物資の調達や、輸送が平常時のようには実施できないことが想定されるため、宿毛市地域防災計画でも、個人備蓄を推進しているところでございます。

一人当たりの個人備蓄の必要量につきましては、飲料水3日分、これ9リットルですが、これに加え、食糧3日分としています。

地区や学校等で防災学習を行う際に、備蓄の目安の話をさせていただいている、そういう現状でございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 引き続き、市民の皆様

に周知徹底していただき、所蔵の食糧確保は、みずからの命はみずからが守るという気風の醸成にもつながりますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、防災本部の位置ですけれども、昨年、これも6月をお願いいたしました。私としては、市庁舎の建てかえて、どのレベルでの災害にも、同一箇所で指揮をとることが望ましい。

現在、一般災害では、本部庁舎、L1レベルでは、消防の3階ですか。それから、L2レベルになりますと、総合運動公園のところに移るということですが、凶演をすれば、これの不可能なことはすぐわかりますよと、御指摘させてもらってたんですけれども、凶演をしたような形跡もありませんので、さらにこれは申し述べたいと思うんですけれども。

市長のみならず、執行部の皆さんは、全てツーキャップをかぶっておられるんです。一つは市長の帽子、一つは防災本部長の帽子です。二つの任務を同時に達成して、その任務が全て達成できたということになるわけです。

したがって、災害防災本部だけが機能して、市の平常業務が機能してないと、これは市全体の機能が低下すると、停滞するという話になりますので、そういう災害のときにも、ちゅうちょなく遂行しなければいけない任務が残ろうかと思えます。そういうときのツーキャップが全てできるためには、ここの庁舎が崩壊したらだめなんです、できないんです。

資料、ソフト、ハード全てが生きて初めて、機能していくわけですね。

そういうことを考えれば、ツーキャップを考えれば、私は一元的に、1カ所で、しっかりと建物の中で、しっかりとしたデータを保持しながら、災害対策と、平常任務を同時に並行し、推進していく体制づくりが必要かと思えます。そのための本部庁舎のあり方については、

よくよく御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

市の災害対策本部と平常業務の機能の設置場所についての質問でございました。

ツーキャップというお話が出てきました。

現在、通常の風水害であれば、市役所本庁舎に災害対策本部を設置することとしております。また、宿毛市地域防災計画にも定めているとおり、地震による津波被害が想定される場合には、市街地周辺の高台に位置するような公共施設がないため、現行傾向では、L1であれば、宿毛市防災センター、これ消防署ですが、こちらに。また、L2であれば、宿毛市総合運動公園に災害対策本部と通常業務の機能を、併設する予定にしておりますが、より実効性を高めるため、設置場所を1カ所にするということについても、検討してまいりたい、このように思っているところでございます。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、災害のレベルによって設置場所が変わることなく、市街地にある本庁舎に、全ての機能を置くことが、最も望ましいという認識はしております。

しかしながら、現状で浸水想定がされている本庁舎を使用することはできない状況にありますので、本庁舎の建てかえ等を含め、喫緊の検討課題であると、そのように認識をしているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 昨年よりは、認識度が極めて高くしていただいたということで、安心はできませんが、これの実行をぜひ取りかかってもらいたいというふうに思っています。

シリアル機能のなくなった宿毛は、もうみん

ながばらばらの状態で、まとまりがつかなくなって、機能しなくなります。よろしく願いします。

次に、3月議会で、空き家特措法絡みの質問をいたしました。いわゆる撤去が必要な、危険老朽空き家への柔軟な対応策の検討をお願いいたしましたが、検討の進捗状況をお聞かせください。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

危険老朽空き家について、お答えをさせていただきます。

宿毛市の危険老朽空き家の除却事業は、平成26年から始まり、補助対象要件についても、同年に宿毛市空き家再生等推進事業補助金交付要綱で定めているところでございます。

3月議会で、山本議員より、公平性を欠かない範囲で、幅のある柔軟な補助対象要件にしたかどうかという意見をいただきました。

検討協議をした結果、宿毛市が行っている公的な証明書で、建物の所有者を確認する方法以外にも、敷地所有者の証明及び所有の事実を把握している複数名の証明等で、所有者を確認する方法もあり、宿毛市としては、要綱を変更した上で、柔軟に対応したいと考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 前向きな御検討、ありがとうございます。

この問題を勉強する中で、新たな検討課題が出てまいりました。

この私の疑問については、今、1週間前に質問を投げかけても、答えの出るような話ではなからうかと思えます。一方的な所見を申し述べながらも、次の機会にその答えを期待いたしますので、所見だけ述べておきます。

それは、未登記家屋が存在するという問題です。

法務局によりますと、担当者レベルの方の一般所見ですけれども、古い家屋にかなり見られるということです。これは、納税義務者の信義によるところによりますけれども、他方、税の公平性の観点からは、登記されていようがなかろうが、市側もこれらを調査し、税を賦課する必要があります。

これは、なかなかマンパワーのかかることですので、大変ですけれども、例えば、水道課のデータと、固定資産課の家屋のデータを活用することで、大方の洗い出しができるのではないのでしょうか。

個人情報の管理の側面で、ハードルは高いかもしれませんが、先の特措法絡みで、政府が出した特定空き家等に関する措置のガイドラインでは、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の空き家等の所有者に関するものについては、法の施行のために必要な限度において、内部利用できるとあります。

毎年行わなければならない家屋調査の基礎調査として、内部利用はできるのではないのでしょうか。

かつて国調で抹殺された地番が、20年ほど住所として登録されたままという事案もありました。これも市役所内部の連携のあり方を検討する材料として、申し述べておきます。

いずれにせよ、関係省庁に確認する必要があるかもしれませんが、法の運用の話ですので、他の法規にも、その運用精神はつながると思います。

また、関係課が複数にわたる場合には、市民に窓口を1カ所にするため、主管課を決めると、庁内の連携のあり方についても、今後ぜひ御検討をください。

以上が、次回に確認させていただく内容であ

ります。

次に、自衛艦の寄港と自衛隊の誘致について、質問に移ります。

3年ほど前になりますが、本庁舎におきまして、市民の代表の方と、市長等が入りまして、自衛艦寄港時の接遇要領を官民で決めました。

私も民のほうのオブザーバーで参加させていただきましたが、今も実行されていますでしょうか。なぜ寄港が促進されないのか。特に大型艦の場合は、補給もせず、単に隊員の休養のためだけに入港するには、2隻のタグボート代が、平日、24時間で320万円かかるのです。これは、休養だけに入るには、艦長としては高過ぎます。

燃料が補給でき、生鮮食料が調達できるような体制がなければ、接遇で高評価をいただいても、なかなか促進にはつながらないと思います。

市長の御所見をお伺いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ただいま、るる御質問ありましたが、先日、寄港いたしました「しもきた」につきましては、高知県が主催する、高知県総合防災訓練に参加するための寄港であり、これまでの休息のための寄港とは違うものでありましたので、送迎など、今まで対応していたことを、今回の対応は実施をいたしておりません。

これまでどおりの、休息のための寄港時におきましては、商工会議所を初めとする関係機関と連携を図りながら、送迎バスの運行や、市内マップの配布など、寄港促進の取り組みを、今後も引き続き行ってまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 寄港促進を、我々、る

る努力してきたところではありますけれども、なかなか促進をされないというところの現状は、そこら辺にもあるというふうに御理解いただきたいと思います。

そこで、我々は誘致促進を図っているわけですが、今から長くなりますが、辛抱しながら聞いてください。

先の大綱で、自衛隊の南西諸島に重きを置く、いわば配置の見直し、リロケーションはリバランスに通ずるという観点に立ち、海上自衛隊を見れば、瀬戸内海の呉に加え、宿毛湾に基地を持つことがこれに適合し、即応抑止にも資するものと考えております。

我が国の平和、世界の平和に思いをいたすとき、宿毛湾、幡多地方の、私どもも、微力ながらこれに貢献することも、大変意義があるものと確信しております。

自衛隊が来れば、攻撃されるというのが、全国に多少おられるようではすけれども、それは日本に自衛隊があるから、攻撃されると言っているようなもので、無防備中立でいいといっているようなものです。

ノルウェーのナエルという政治学者の言葉を日本に引用しますと、安全保障とは、日本の独立、すなわち日本の社会的伝統と文化の中で、我々の生活を形づくり、我々の思いどおりにそれを変える自由を守ることにはほかならない。それは、一つの生活様式を、我々の同意なしに変えようとする、あらゆる外部勢力から守ることである。これが安全保障であるというふう述べております。だから、永世中立のスイスも、国民皆兵で、それを達成しようとしているわけがあります。

この自衛隊の誘致を防災に目を転ずれば、宿毛湾に海自岸壁が整備されれば、救援部隊の幡多地域へのアクセスが容易になり、発災後の迅速な救援活動に、中枢基地として寄与すること

ができるでしょう。

さらに、将来、陸自の幡多地域への配備があれば、想定される南海地震では、高知の至るところは陥没するとの予測が出ており、発災後、救援部隊の陸上移動は困難が認められておりますことから、これほど心強いものではありません。

さて、誘致促進に取り組む議員は、海上自衛隊に宿毛基地隊を設置してもらうべく、働きかけをしており、さきに述べました効果はもとより、経済効果にも着目し、政務活動費を活用させていただき、去る3月に下関にある海上自衛隊の部隊を研修してまいりました。

執行部の皆さんのみならず、市民の皆様にもお伝えしたく、今、ここで申し述べます。

下関基地隊は、掃海艇2隻と、隊員約160名でできておる部隊であります。この基地では、基地隊員の食糧のほか、下関港に寄港する自衛隊の艦艇に対し、食料等の普及支援を行っており、特に生鮮食料品の地産外商に貢献し、地元から感謝され、部隊も地元を支えられているとのことで、地元との共存共栄が図られているとの印象でございました。

次に、小月教育航空群という練習機約30機を保有する、隊員、学生も含めましてですが、700名の部隊を視察いたしました。

群司令との懇談では、下関市長は、常々市民の前で、下関には東西に二つの基地があり、地元の安全安心に大いに貢献してくれています、と言ってくれておりますが、隊員の年間給与所得50億円のうち、70%の約35億円は、地元の消費活動に貢献していますし、経済学的には、2.3倍、約80億円の経済効果があると言われており、食糧費や酒税を入れると、その他に約5億円は貢献していますので、これらも含んでのことでしょう、との所見でございました。

このほかにも、基地交付金、周辺対策事業等

で大きなメリットがあります。宿毛の人口増、右肩上がりの経済効果、防災の力強い後ろ盾等になると、誘致の果実が得られれば、子育て支援、国保税の削減等、社会保障等の福祉政策も充実させることができます。

このチャンスを大いに生かそうではありませんか。御所見をお願いします。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたしたいと思います。

る山本議員の考え方を述べていただきました。

自衛隊の基地誘致と寄港誘致では、地元への経済効果に大きな違いがあるというお話もありました。そういったことは認識しておりますが、私は、寄港におきましても、乗組員の皆さんに、飲食店を初めとして、市の経済活性化に貢献をしていただいておりますので、日ごろから、大変ありがたく思っているところでございます。

これからも寄港誘致につきまして、取り組んでまいりたい、そのように思っているところでございます。

自衛隊の誘致につきましては、3月議会でも山本議員に答弁させていただきましたが、現時点で誘致の可能性があるのか、あるいはどのような内容のものを誘致できるのかなど、そういったものを含めまして、明らかになっておりませんし、今後、関係機関の協力もいただきながら、調査研究していかなければならない段階でございます。

先ほど、議員おっしゃられた視察の内容についても、また詳しく聞かせていただきたい、そのように思っているところでございます。

私自身も、自衛隊を誘致することで、地域経済の活性化や防災対策、さらには本市の大きな課題であります人口減少対策にもつながるものと考えておりますので、これらについても、前

向きに検討、取り組みをしてまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 官民一体の誘致を促進していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、教育関係で、質問をさせていただきます。

御就任おめでとうございます。旺盛な責任感を発揮し、御尽力していただくよう、お願いして、質問に入らせていただきます。

小学校に拡大される英語教育についてであります。原田議員の質問と重複いたしますので、再質問ということで、先に述べられました以外に、コメントがあればお答えください。

私は、教育の公平性という観点から、提案型質問をいたします。

本来、国の方針に基づく予算、人や機材の購入等の措置が必要なことは言をまたないところですが、公平性の観点からは、全校への波及が必要であり、そのためには、ALTや人材の確保が大切であります。

このためには、白い肌、青い目の人材に限らず、英語を公用語としている国、例えばフィリピンの人たちで教育の素養がある方等を対象にすれば、比較的安価に採用できるのではないかと、このようなことも考えられます。

いかがでしょうか。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、5番議員の一般質問にお答えを申し上げます。

まず、初めに、小学校における英語教育について、御質問をいただきました。

議員御指摘のとおりでございます。私ども、小さい子供の段階から、英語に親しむ、何よりも英語の授業というよりは、就学前、それから

小学校1年生、2年生、3年生ぐらいまでは、とにかく英語に触れて、楽しく話をする。発音であるとか、そういったことではなしに、英語に親しむことが何より大事ではないかなと、そういうことから、日新館事業ということで、ぜひともこういった就学前から取り組んでみたい。

それとあわせて、その事業を小学校、中学校へと引き継いでいく、そういったことが非常に大事ではないかなと。

小学校の、今回、次期の平成32年度からの新学習指導要領におきましては、小学校3年から必須化がされると。

議員も御承知であろうかと思えますけれども、お隣の韓国では、1997年から、小学校3年から必須化されております。韓国はまさに、英語の先進国というふうに言われておまして、いろいろ御議論はあるでしょうけれども、そういったことで、日本におきましても、平成32年度からは小学校3年から必須化をしていく。5年生からは、教科化を行っていくということでございますけれども、何よりも、最初に申し上げましたように、まず英語に触れて、英語が楽しいと思える、そういったことからつなげていく必要があるのではないかと。

そういうために、実は、宿毛市民の方の中にも、英語の堪能な方もたくさんいらっしゃると思います。

そういった方々に、ぜひともお力添えをいただく中で、子供たちに英語に親しんでいく、そういう取り組みをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長(山戸 寛君) 5番山本 英君。

○5番(山本 英君) 「日本人の脳機能」という本がございます。前にも話しましたですか。この本によりますと、日本人が英語が不向きな

のは、日本語の母音の特異性によるそうです。

したがって、私が英語ができないのは、これを理由にしているわけですが、この同じような脳の特徴をもっているのは、日本人とポリネシア人だけだそうです。韓国、中国、全てヨーロッパ言語脳の機能をもっておりまして、比較的英語になじみやすい機能をしているそうです。

そこら辺で考えると、10歳までに英語圏の中で生活した日本人は、全て脳機能がヨーロッパ言語脳になるそうです。

外人でも、アメリカ人でも、10歳まで日本語教育で、日本に来て、小さいころ教育すると、日本の脳機能になってしまうということだそうですので、それから見る限りにおいては、若いころからの英語に親しむというのは、一つの方策かなと思います。ぜひ実現型をお願いいたします。

余計なことを話しました。

次に、小中一貫教育について御質問させていただきます。

昨年6月の、いわゆる改正学校法では、小中一貫教育が始まるようです。

宿毛市の現状はどうなっておりますでしょうか。推進するための方策は策定されておりますか、その体制はどの形態でいくのでしょうか。

お願いします。

○副議長(山戸 寛君) 教育長。

○教育長(出口君男君) 教育長、お答えをいたします。

学校教育法の改正に伴います義務教育学校につきましては、本年4月から施行ということでございますけれども、小中一貫教育について、まず宿毛市の現状ということで、御質問いただきました。

宿毛市におきましては、キャリア教育を教育の柱といたしまして、義務教育期間9年間におけるゴールイメージを共有するために、小中一

貫教育の一つの形態でございます、小中連携教育を進めているところでございます。

具体的な取り組みといたしましては、中学校教員による小学校への乗り入れ事業や、中学校区を中心としたグループ交流による研究の実施、それから公開授業の後に、学校種を超えた授業研究等を実施をいたしております。

こういった取り組みにつきましては、今後も継続発展させながら、実施をしてまいりたいというふうに考えております。

先ほど申し上げました義務教育学校にかかわらず、教育効果の向上を望めるものでありましたら、それぞれの効果を検証する中で、積極的に取り入れ、宿毛市の教育をよりよいものにしていきたいというふうに考えております。

それから、推進するための方針、今後どのように策定をしていくのという問いでございますけれども、義務教育学校につきましては、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う、新たな学校種として、小中一貫教育の発展した形で、新たに規定されたものでございます。

このことによりまして、市町村におきましては、現行の小学校、それから中学校を継続することもできますが、それにかわるものとして、この義務教育学校を設置することも可能となりまして、初年度であります平成28年度は、全国で22校が義務教育学校として、スタートをいたしております。

義務教育学校におきましては、従来の小学校、中学校の6・3製の区切りを4・3・2であったり、あるいは5・4制等に、柔軟に変えることが可能になっていくということになりまして、中学校の学習を、小学校に当たる学年に先取りするといったカリキュラムの編成もできることとなります。

また、従来は、小学校、中学校にそれぞれ、

校長が1名配置をされておりましたけれども、義務教育学校では、校長は1名、小中合わせて1名。小中合わせてというよりは、9年間の義務教育学校で1名の校長のもとで行うということ。

それから、中学校進学でよく言われます、中1ギャップの問題、これについては、この義務教育学校で、先ほど申し上げましたようなフレキシブルな体制をとることによって、中1ギャップの解消にもつながるのではないかとというふうに言われております。

教育委員会といたしましては、今後、調査研究を重ねる中で、義務教育学校の効果を検証してまいりたいというふうに考えておまして、その一環といたしまして、義務教育学校の視察にかかる予算を、今期定例会に計上させていただいておりますので、どうかよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） ちょっと質問をつけかけたほうがよかったような気がしますが。

高知県下の教員の方の免許保有状況ですけれども、小中両方の免許保有率は、全国都道府県の中では、いずれも下から3番目です。いわゆる中学校教員の小学校免許保有率は9.6%、その逆のほうは、35%程度でたでしょうか。いずれにしても、全国で下から3番目なんですね。

先ほど、お答えになられたような、中学校の教員が小学校に乗り込んで教育するとか、そういったチャンスも、非常に制限されるんではなかろうかということを危惧しております。

したがって、今後の教員採用は、両免許を持っている人たちをどんどん採用していってもらいたいなどは思うんですが、これは余談の話として、聞いておいてください。

次に、新規事業調査にあります観点で、ここで言うのは適当かどうかわかりませんが、1点だけ質問させていただきます。

先進校視察というふうにあります。宿毛小学校の先生の先進校を視察、関東方面。なぜ関東が先進校なのでしょう。

私の読んだ範囲では、授業の目的が中学校の探求的な授業づくりにある、というふうに書いてありますのに、なぜ小学校の教員が、これの対策でいくのかが、よく理解できませんので、教えてください。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えを申し上げます。

なにゆえ、関東の学校が先進校であるか、あるいは授業の目的が中学校であるにもかかわらず、小学校の教諭が視察に行くのはなぜかという御質問でございましたけれども、まず、先進地視察につきましては、これは正確には、教育に関して、先進的な取り組みを行っている学校、そういったところを視察するというので、御理解をいただきたいというふうに思います。

この探求的な授業づくりのための教育課程研究実践事業の内容につきましては、各教科及び総合的な学習の時間等におきまして、図書館資料や新聞等を活用して、主体的、協働的に学ぶ、探求的な事業づくりに取り組む、小中学校が県内で指定をされております。

宿毛市におきましては、宿毛小学校が指定を受けました。このため、宿毛小学校の教員等が、視察研修を行う中で、その取り組みを市内の小中学校へ普及させることによりまして、市内教員の指導力を高め、児童生徒の思考力、判断力、それから表現力等の、いわゆる生きる力の教育の向上を目指していくということを目標にいたしておるものでございます。

実は、本日、宿毛小学校におきまして、この

探求的な事業づくりの研修会を行っておりまして、本日は、山形大学の准教授をお招きして、山形県から来ていただいて、学校の授業を見ていただき、あるいは話をさせていただくと。それについては、市内の全ての学校に、宿毛小学校から校長名で御案内を差し上げて、全ての学校から御参加をいただいて、ともに研修を深めていくという取り組みをいたしております。

それから、視察でございますけれども、今回、東京にあります筑波大学の附属小学校に視察を想定をいたしておりますけれども、筑波大学附属小学校につきましては、大学本体や、教育学部の研究の一環として、実験的な取り組みが数多くなされておりました、毎年、さまざまな研究活動の発表や、公開授業等が先進事例として紹介されております。

そういったことから、全国から多くの視察があるというふうに聞いておりました、今回、私どもも、筑波大学の附属小学校を、宿毛小学校の先生方等で視察をさせていただき、先ほども申し上げましたように、それらを含めて事例研究をし、公開授業等を通して、全ての学校の先生方と共有を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 研修は、中学校の探求的な授業づくりに結びつくよう、祈っております。

私、個人的な所見ですけれども、これだけ情報というんですか、インターネット等通信手段、情報の交流の発展した中においては、都会であろうが田舎であろうが、教育の質は同じに保てると、私は思います。

それは努力次第。やればできると、私は思いますので、ぜひ、田舎だからできないというふうな投げやりな態度にならないように、ぜひお

願いたいと思います。

教育の充実は、先の自衛隊誘致活動にも、宿毛のアピールに大きくつながります。行ってみたいなど、家族を連れて行きたいなという気持ちになろうかと思しますので、ひとつよろしく、充実のほどお願いいたします。

質問を終わります。

○副議長（山戸 寛君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（山戸 寛君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時29分 延会

平成28年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成28年6月21日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） おはようございます。7番の山上でございます。

私の質問が、きのうのうちに終わってしまいましたら、きょうは女性の美しい声で始まるころだったんですけれども、残念ながら、さえない男の声で始まることになりましたが、質問通告書に従いまして、大きな項目としましては、2項目でございますけれども、私見を交えまして、質問をさせていただきます。

まず、初めに、景気対策としての入札制度の改革についてということで、お伺いいたします。

この件につきましては、これまでも幾度となく質問をさせていただいておりますので、何とかの一つ覚えと言われるかもしれませんが、中平市長においては、初めてとなります。

余り難しいことを言うことではございません。景気対策などの面から、公共事業や委託業務などの発注のあり方についてですが、単刀直入に申しますと、公共事業など宿毛市内の業者の方々にやっていただくようにしませんか、ということでございます。

そこで、市長も言われます、市内業者優先ということでございますけれども、どのような方法で実現していくのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 皆さん、おはようございます。

山上議員の御質問にお答えをいたします。

宿毛市における入札につきましては、これまでも市内業者優先を基本とし、行っているところでもあります。

これからも、そういった形で行っていかうと考えているところでもあります。

しかしながら、市内に業者数の少ない業種につきましては、競争性の確保という面からも、市外業者を含めて、入札を行っております。

今後についても、入札の競争性や公平性を確保しつつ、市内業者を優先することができるための、よりよい方法がないか、検討してまいりたい、そのように考えているところでございます。

また、事業の内容によっては、市内業者だけでは、品質の確保が困難となるものもあると思いますが、そのようなときでも、市外業者と市内業者との共同企業体での発注等、できるだけ市内業者を優先できる方法を検討していきたい、そのように考えています。

ただ、公共事業である以上は、競争性、そして公平性、経済性の確保や品質の確保といった面も配慮する必要があるということについては、御理解のほうをいただきますよう、お願いを申し上げます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 再質問になりますけれども、なぜこのことをお伺いしたかと申しますと、4月に、私も入会しております宿毛地区設計事務所協会より、市長に、市の設計委託を、市内業者に発注していただくようにとの要望書を出させていただきました。

その要望に対しまして、先月には、回答をいただきました。

その中に、地元業者を優先する。よりよい方法を検討するとありましたので、あえて質問させていただきました。

宿毛市での公共事業等が、市内業者ではなく、市外の業者によって行われることになりますと、せつかくの初期投資のお金が、市内出ていきます。そうなりますと、そのお金は、宿毛市内で還流することがなく、市内への経済波及効果はなくなってしまいます。

市内のある建築関係者の話を聞きますと、建築工事では、市外の業者さんが受注しますと、下請まで市外から連れてくるというような話をされておりました。

ということは、せつかく市内の公共事業のお金が市外へ流れて、市内に還流することがなくなりますので、宿毛市への経済波及効果はなく、経済はやせていくことになるというふうに思います。

経済がやせていきますと、宿毛市で回るお金全体が少なくなりますので、景気が沈滞していくことになります。いわゆる不景気に、そういうことになります。

そうなりますと、需要は低迷し、仕事は少なくなり、若い方は仕事を求めて都会へ出ていきます。人口は、自然減少になり、そのことが、人口の再生産の減少にもつながり、やがては、よく言われる都市の消滅につながってくるようになってしまいます。

このシナリオは、極論過ぎるかもしれませんが、このような負のスパイラルに陥りますと、市長のとなえます人口減少の防止に逆行することにもなるのではないかと、いうふうに思いますので、このような負のスパイラルに陥らないために、どこかでよい循環にかえていくことが、市長の最大の仕事の一つであろうというふうに思います。

その方法の一つとして、公共事業の発注は市内業者にやっていただくということであろうと、私自身は思っております。

このことを徹底しますと、状況は変わってく

るものと思います。

宿毛市の人口を減らさないためにも、まず市内の景気の循環をよくすることが重要であるというふうに思います。

宿毛市では、年間100億を超える一般会計予算が執行されるわけです。もちろんこれ、その全体が市内を還流するわけではございませんが、それにしても、経済波及効果がないような公共事業などは、余り意味が低減してしまいますので、できるだけ市内での経済波及効果をもたらすような方策をとっていただきたいと願うところでございます。

これまで制度改革につきまして、質問などしますと、いつも県に準じて、などとのことでありました。

昨年、ふるさと納税の返礼品率について質問をいたしまして、宿毛市の生産物を売るという、そういうスタンスで、返礼品率を大幅に引き上げてはどうかと質問をいたしましたところ、国の指導もあり、30%が適当との答弁がありました。

それにもかかわらず、ことしの返礼品率が50%になっております。なぜこのようなことができるのかとは思いますが、それならば、入札制度に関しましても、県に倣う必要がなく、市独自にしてもよいのではないかと思います。再度、市長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをいたします。

今、るる御説明がありました。負のスパイラルに陥ってしまうと、人口減少、当然つながっていくというふうに、そういった認識も持っていますし、負のスパイラルから脱却したい、そういった思いで市政を預かっているつもりでございます。

入札に関して、必ずしも県に倣う必要はないのではとの御質問であります。議員御指摘のと

おり、市町村の独自性という考えを否定するわけではありませんが、本市の入札の基本指名業者数に関しましては、以前は宿毛市契約規則の中でも、規定しているとおり、5社以上を基本としてまいりましたが、県内における談合事件以後の高知県の入札契約制度の改正及び宿毛市議会における平成24年度決算認定議案審査の中で、一層の競争の原理が働く制度とするための取り組みを求めるといった指摘等を受けまして、宿毛市建設工事等、指名業者選定委員会にて協議を行い、建設工事等においては、8社以上の指名を基本としてきた経緯がございます。

しかしながら、議員の言われたように、本年4月には、宿毛地区設計事務所協会からの地元業者を最優先との要望もいただいておりますので、先ほどの質問でも答えましたように、今後でもできる限りの市内優先を前提とした上で、競争性の品質等を確保できる入札制度としていくよう、検討を続けていきたいと考えているところでございます。

先ほど、返礼品のお話もありましたが、できることはやっていくということで、常に取り組みをしておりますので、その点については、検討を続けたい、そういった思いですので、どうか御理解をさせていただきたい、そのように思います。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 御答弁ありがとうございます。

やはり行政の継続性ということでしょうか。入札の改革につきましては、これまでも市内業者より、いろんな要望がされておりましたけれども、余り変わることがありませんでした。

そこで、再考をしていただきたいのは、競争性や経済性などは何のためかということで、業者も複数になれば、競争原理は働くものと思います。

それは、市民の皆さんの税金で、公共調達をしようとするものでありますので、少しでも安くということであろうと思います。

しかしながら、利用者の頭数をそろえて入札して、その結果、市外へ仕事をもっていかれますと、先ほどから申し上げておりますように、経済波及効果はなくなってしまいうわけです。

このことを考えますと、単に安く調達できたとしても、市内の経済を考えた場合、どちらが市民のためになるのかという尺度でも、評価をすべきであると思います。

物を安く買いたい、安くつくりたいと思う気持ちはよくわかりますけれども、安物買いの銭失いと言っては、例が適当ではないかもしれませんが、市民の方々、特に業者の方々、競争性や経済性などにこだわるのは、一見気がきいているようで、どこか間の抜けているのではないかと、見ているところがあるのではないかと思います。

役所の存在理由の一つに、利益の再配分、富の再配分というのがありますけれども、公共投資としての一時効果であります事業費などが、市外へ出ていきますと、2次効果としての利用効果だけになってしまいます。

事業の目的自体は利用効果でありますので、このことを軽んじているわけではありませんけれども、せつかくの投資額が公共事業という形で、再配分を行うことになるわけですので、このことを有効に活用していくべきであるというふうに思います。

制度につきましては、人口の減少とともに、事業者の数も減少してきておりますので、制度も、これまでのままでは対応がしがたいところも出てきていると思います。

もう少し柔軟性をもった対応が必要ではないかと思います。

また、市内業者の育成、存続ということも含

めて、御検討されるべきであろうというふうに思います。

ちなみに、高知県の消費性向というのが、これはデータは平成26年度のものしか出ておりませんが、0.738ということになっております。

市長初め執行部の皆さんには、釈迦に説法ということになりますので、要望の定義等は省かせていただきますけれども、この0.738をもとにしますと、乗数と言われますのは、理論上は4に近い数字になっていきます。実際には、外にお金が出ていく、学生がいる家庭などは、仕送り以外に出ていきますので、実際的には、3程度になると言われておりますけれども、経済効果としては、投資額の3倍程度になると、想像されます。

それゆえに、公共事業などは、市内業者にやっていただければ、経済波及効果も発揮されることになるというふうに思います。

このようなことから、入札制度は、変えていくべきだと思いますが、それにしても、行政の継続性というのでしょうか、岩盤規制ということでしょうか、変わることがありません。

繰り返しになりますけれども、市内への経済波及効果であるとか、業者の育成などを十分検討されて、入札制度の改革は、市長のトップダウンでしか可能性はないようでありますので、今後の市長の御英断を期待をしております。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

2項目めでございます。

景観整備について、お尋ねをいたします。

景観形成は、都市計画の最終目標であると言われることがありますけれども、現状の宿毛の状況を見ますと、そのこととは、ちょっとほど遠いと言わざるを得ない状況にあるのではないかと思います。

特に、ここで指摘させていただきたいのは、お墓に対する景観的配慮のあり方についてでございます。

お墓については、景観的配慮といいますか、目隠しとしての修景というほうが、言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、町や幹線からは、余り目立たないようにする必要があるように思います。

ある県外から来られた方に、宿毛はお墓のまちになってくるのではないかということをおっしゃられたことがありました。どのお墓を見てからかは、御想像にお任せしますが、宿毛市には、墓地、埋葬等に関する法律施行条例がありますし、墓地をつくる場合には、市長の許可を受けることになっております。

条例の第3条にあります、周辺の自然と十分に調和するように努めるとか、第6条の第1項の周辺の美観を損なうことなく云々という条文がありますが、これらのことに対して、どのように判断されて、許可されているのかをお聞きしたいと思います。

まず、市長のお考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

宿毛市では、議員の言われますように、宿毛市墓地埋葬等に関する法律施行条例、同施行規則、宿毛市墓地対策要綱により、設置に関する規準等を定めており、その中で、近隣住民の同意や周辺施設の状況、緑化率や隣接地、隣との境界への生け垣等の設置など、申請内容の確認等現地調査を実施いたしまして、設置者に対して、許可を行っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） 墓地につきましては、

今後もふえていくことが予想されます。

それは、核家族がふえてきていることでもありますし、また、山に昔のお墓があるところなどは、高齢化でお墓参りにあがりおりが困難になっているようなこともありますことから、車で行けるような場所にお墓を求めることも、現実には起こっております。

このようなことから、今後、お墓の造成もふえてくるのではないかと、そう思うところでございます。その意味におきましても、お墓をつくらさないというようなことではないんですけれども、つくるときには、もう少し景観に配慮をお願いすべきではないかと思えます。

そこで、御指摘をさせていただきたいのは、山を丸裸にして、自然との調和や美観を損ねるようなことがないようにすべきであると思えます。

もう少し、景観に配慮するように、墓地関係の条例の文言を、もっと厳格に運用する必要があるようにも思えます。

それでもなお、この条例だけで規制誘導等できないようであれば、景観法に基づく景観条例を策定するなりして、墓地の単位面積当たり、高木の植栽本数を定めるなどする方法が有効ではないかと思えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

質問議員御指摘のとおり、近年、墓地の新設相談、そして申請件数が増加しているところでございます。

市内に無秩序に墓地が増加することを抑制する手法として、現行条例の改正や、景観条例の策定による規制強化も、一つの手法ではあるとは考えますが、現段階では、現行の法律や、条例等の範囲内で、先ほど議員のほうからもお話

ありましたが、厳格に運用していきたい、そういうことで対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解を願いたい、そのように思っております。

○議長（岡崎利久君） 7番山上庄一君。

○7番（山上庄一君） どうも御答弁ありがとうございます。

現行の条例等、運用で対応するというところでございますけれども、これからは、観光にも力を入れていただきたいというところでありますので、できれば景観条例により、景観計画を策定することで、まち全体の景観のあるべき姿を方向づけして、その中で、お墓の修景のあり方なども含めて、決めていけばいいのではないかと思いますけれども、まずはお墓のまちと言われることがないように、そういうことを念じまして、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前10時24分 休憩

-----・-----・-----

午前10時36分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。

2番、川村三千代、質問をさせていただきます。

本当に同僚議員の皆様、そして執行部の皆様から、いろいろなプレッシャーを受けながら、この場に立たせていただいております。

そして、今回、私が6月議会に質問を申し上げる事項、二つの点がございまして。

まず、4月に発生いたしました熊本地震、これを受けての災害対策、対応についての問題、そして二つ目は、いよいよあす公示になります参議院議員選挙、こちらの選挙制度が初めて合

区、高知、徳島、この2件から1名の国会議員を選出するという、こういった選挙制度に変わりました。

これについて、市長はどのような御見解をお持ちなのか、これを伺いたくて、この二つの項目、質問をさせていただきます。

まず、地震関連についてですが、実は、この6月議会始まる前も、4月に発生した熊本地震でしたので、その地震発生後初の一般質問の議会ということで、多くの議員の皆様が、恐らく災害関連の質問をなさるだろうと思っておりました。

そのとおりに、昨日1日目も、原田議員、野々下議員、山本議員が、それぞれ地震の対策、対応について御質問をなさいました。

私も、幾つか質問事項を考えていたんですけども、皆さんと重複している部分がございます。

今回の私の通告書、ボランティアとドローンに関して、川村はいよいよ地震に関して、変わったところから質問してくるよと思われた方もいらっしゃるかもしれませんが、あえてほかの議員の方々と重複した質問事項は控えさせていただきます。

それで、残ったのがボランティアとドローンという、この二つになりました。

まず、ボランティアについてですけれども、最近は本当に一般の皆さんも、このボランティア精神の向上というものがあまして、大災害が発生いたしましたら、本当にいち早く、多くの皆様、全国から被災地にかけつけるということになっております。

そのことについては、非常にいいことではあるんですが、なかなかその被災地、受入側が、体制が整っていない、そういった場合が多々ございます。

今回の熊本地震の場合も、4月の中旬の発生

ということで、その後の5月のゴールデンウィーク、こちらのほうにたくさんのボランティアの方々が、全国から駆けつけることとなりました。

ただ、受入態勢が整っていないということで、一時、ボランティアの方々の受け入れを中止する、御遠慮願ったというようなこともあったと聞いております。

宿毛市で、もし大きな災害が発生しました折に、このボランティアの受入態勢、どのような対応をとるマニュアルがあるのか、また考えていらっしゃるのか、こちらのほうを市長からお伺いしたいと思います。

お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

まず、ボランティアというのは、本当に重要なことだというふうに思っていますし、また、ドローンというのも、本当に今、いろいろ注目をされていることでもありますので、すばらしい視点からの御質問だというふうに思っております。

宿毛市では、震度5弱以上の地震が発生したときや、大規模な風水害等がもたらされた場合、その災害復旧、復興に向けて、宿毛市社会福祉協議会が、宿毛市災害対策本部と連携をいたしまして、市内の被害状況を把握した上で、宿毛青年会議所、そして高知県社会福祉協議会内で組織される高知県災害ボランティア活動支援窓口とも連携を取り合い、宿毛市災害ボランティアセンター設置についての判断をすることとなります。

設置が決定した場合は、片づけや避難所生活の支援など、被災された方々のニーズに円滑に対応できるよう、災害発生後、72時間を目安として、72時間以内の設置を目指し、活動開

始に向けた体制づくりを進めることとなっているところでございます。

設置後は、被災された方々に対し、宿毛市災害対策本部、区長、民生児童委員を通じて、告知チラシを配布するほか、避難所におきましては、直接、配布を行います。

また、高知県ボランティア活動支援窓口に連携し、マスコミやメディアを通じた告知を依頼することとなっております。

ボランティアの受け入れ、配置につきましては、本市におけるニーズの把握に努め、災害支援ベースキャンプと連携をとる高知県ボランティア活動支援窓口と連携をとりながら、ボランティア活動者と調整を行い、円滑な復旧活動を進めていこうとするところでございます。

具体的には、災害支援ベースキャンプにおける求人票張り出しなどを通じまして、ボランティア活動者の募集、配置を行ってまいります。作業の緊急性の有無や、特殊性を明示し、適正な配置を行うこととなっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 大変適切な体制が保たれているということで、安堵いたしました。

再質問ではないんですけども、市長もボランティアで参加された、ボランティア活動をなさったことがおありだと思いますけれども、御自身がボランティア活動に参加してみて、その感想ですとか、そういったことがありましたら、一言お聞かせいただきたいんですが。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ボランティア活動、いろいろなボランティアがあると思います。

今回は、災害についての御質問でございますので、災害につきましては、議員になってから、

浸水して家屋が、1階の部分が水に浸かったところの掃除とかといったことがございますが、ボランティアで大切なのは、やはりボランティアをする側が何をしてあげたいとか、そういった思いだけで動くと、それが決していい方向に進まない場合があるのかなというふうに思っています。

マスコミ等でも報道されていますが、ボランティアの方々は、自分の生活というか、生きていくための物ですよ、水とか食糧とか。

例えば、車で移動して、そこに行くと、帰りのガソリンは現地で調達しないといけないとか、そういうこともしっかりと考えた上で、現地入りをして、現地で何が求められているか、そういったものを十分把握された、先ほど言った協議会なんかとお話をする中で、向こうからこういったことをしてくださいということに従事してくる。そういったことは、そういった活動が必要であって、大切なのかなというふうに思っています。

まずは、冷静にボランティアを、ボランティアで入っていく人も、冷静に、一度、自分の周りを見渡した中で、入っていかなければならない、そういうふうに思っているところです。

ボランティアがないと、復旧というのは成り立たないというふうに思っていますので、ボランティア活動、そしてそういった協議会の活動は大切なことだというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 私も、ボランティア活動に対する考え方、本当に市長と認識を同じくするところがあったので、大変いいお答えを聞けたと、うれしく思っております。

本当に市長申しましたが、ボランティア活動というもの、ボランティア精神というものは大

切なものです。本当に被災地が何を望んでいるのか、今、自分が被災地のために何ができるのか。今は、本当にインターネットとか、いろんな情報伝達ツールがありますので、被災地の状況を鑑みながら、ボランティア活動に従事していくことも、真のボランティアにつながってくると思いますし、一過性ではなく、長いスパンでボランティア活動を行うことも必要だと思っております。

以上で、ボランティアに関する質問は終わらせていただきます。

続いては、ドローンについてでございます。

ドローンは、一時、首相官邸の屋上に飛来するなど、まだ使用についてのガイダンスが整っていないときがございまして、いろいろと悪者扱いされる機械のように取り扱われたこともございましたが、最近では、非常にさまざまな場面で、有効な機器として注目をされております。

今回の熊本地震におきましても、二次災害の危険性がある被災地の状況を把握するために、ドローンを飛ばしたというようなことも伺っております。

このドローンにつきまして、宿毛市では、活用していくことを検討されているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

災害時にドローンを活用してはどうかとの質問でございますが、小型無人飛行機、ドローンですが、これにつきましては、一定の有用性が認められるものの、先ほど、議員のほうからも、お話にもありました、全国的に事故が多発していることや、飛行時間、積載量に制約もあるため、現時点での物資輸送での活用は困難と考えているところでございます。

しかしながら、ネット上を見てもみますと、い

ろんなところで活用をしているということも見させていただいております。

例えば、昨年の年末のニュースでは、ソニー系の企業のエアロセンスというところが、ドローンを使った活動をするということを公表しておりますし、また、4月には、同じ会社が医薬品の輸送の実用化なども発表をされているところでございます。

そして、熊本地震におきましては、マスメディアが主にはなりますが、映像等を通じて、二次災害の危険性がある地域に入って、その現状を、映像という形で映し出したということも、承知をしているところでございます。

今後、成長が期待される分野でもありますので、被災後の情報収集をする際の活用など、技術的、コスト的な面も考慮しながら、宿毛市としても、研究をしてみたい、そのように思っております。

これから先、本当に実用化に向けて、いろいろな研究がなされてくると思いますので、そういったものを踏まえながら、考えていきたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 今、市長が申されましたように、ドローン、積載量にいろいろ問題がありますけれども、きのう、野々下議員が、孤立集落ができた場合の対応というようなこともおっしゃっておられました。やはり宿毛のような地方は、食糧に対しては、ある程度、各御家庭の方、備蓄なさっている方は多いと思いますが、例えば、お年寄りの方、持病をお持ちの方、そういった方のところに医薬品を届ける。こういったことに、本当に有効に活用していただきたい思います。

そしてまた、今すぐ宿毛市として、ドローンを購入し、活用するというのは無理だというお

話でしたら、例えば、宿毛市内でも、民間の方ですとか、一般の方でドローンをお持ちの方もいらっしゃると思いますので、もし万が一、今すぐそういった災害が起こった際には、そういった方々の御協力もいただきながら、活用をしていただければと思います。

また御検討をよろしく申し上げます。

そして、熊本地震を受けまして、申し上げたいことがございます。

今回の地震、内陸型の直下型地震でした。どうしても2011年の東日本大震災以来、防災、そしてそういう災害対策か津波に対するもの、沿岸部の対策が非常に重点をおかれ、宿毛市でも堤防のかさ上げや、強化、そしてまた津波避難道の整備など、沿岸部に皆さんの目がいておりました。

私の隣、3番の原田議員ですけれども、こういった被災地の話になりました折に、栄喜で何かあったら、平田が全面的にサポートするから、みんなで平田へおいでと、申し上げたこともありました。

ただ、今回の地震にしてもそうですけれども、いつ、どういうところが被災地になるか、またサポートする側になるかわかりません。本当に平田は全面的に、津波が起こった際に、沿岸部の皆さんをサポートするような体制を、今も着々と整えつつありますが、いつ、逆に平田のほうが大変なことになるかもわかりません。

そのときは、もう沿岸部の皆さんに助けていただかなければなりません。

そしてまた、東日本大震災の折にも、甚大な津波の被害や、それから福島第一原子力発電所の事故などがございましたので、余り報道されることがなかったんですが、福島県の内陸部に須賀川市という市がございます。こちらのほうに、藤沼ダムというダムがあるんですけれども、こちらのほうが、東日本大震災で決壊をいたし

まして、水が土石流のように下流の長沼地区に流れ込みまして、こちらのほう、家屋や田畑の被害はもちろんです、お亡くなりになった方が7名、今も行方不明の方が1人という、こういった被害も出ております。

また、今回の熊本地震でも、甚大な被害があった益城町、そして阿蘇大橋の崩落がありました南阿蘇村の間に、西原村という村があるんですけれども、こちらの農業用ダム、こちらのほうにも、一部、漏水が見られまして、危険だということで、一時、住民の方が避難したということを知っております。

決して、中筋川ダムや坂本ダムが危ないというのではございません。中筋川ダムや坂本ダムは、コンクリート式高圧式ダムという構造になっておりまして、この構造のダムは、東日本大震災でも、そしてまた今回の熊本地震でも、被害は全く出ておりませんので、この点は安心していただきたいんですが。

実は、この藤沼ダムというダム、通称、ダムとは呼ばれておりますが、正式名は藤沼貯水池という農業用のかんがい用の、ため池のような役割をしたダムということで、完成が昭和24年、そして土でできたアース型のダムということで、非常に脆弱なダムでしたので、このように被害が拡大したということがありますが。

私が何を申し上げたかったといたしますと、宿毛市内には、こういった大きな、藤沼ダムクラスの大きな農業用のダム、かんがい用の貯水池はありませんけれども、皆さんのお近くにも、小さな水源地として、ため池なり貯水池あるところもあるかもしれません。そういったところも、甚大な地震などに押された際には、そこからも被害が拡大するというのを、改めて皆さんにも御認識をいただければと思います。

本当に地震を初め、災害はいつ起こるかわかりません。備えて逃げて協力する、これが一番

大切な三大事項だと思います。

特に、逃げるということ、これを改めて皆さんに御認識をいただきたいと思います。

以上で、災害関連の質問を終わらせていただきます。

長々と、いろいろ申しまして、済みませんでした。

それでは、続いて参議院選挙、いよいよ明日から公示になりますけれども、こちらの高知・徳島の合区の問題、これについて市長の見解をお伺いしたいと思います。

実は、この質問を、今回の6月議会に質問しようかという際に、国政選挙の選挙制度は、宿毛市政に直接かかわりのある問題ではないので、一般質問で質問するのはいかなものかというような、実際、御意見いただいたことも事実でございます。

ただ、この合区制度というのは、本当に地方を切り捨てる、地方の声が国政に届かなくなる、その第一歩ではないかと思えます。

そういった意味では、宿毛市、本当にどこからも、四国の端っこで、遠い遠いと言われている宿毛市です。本当に、宿毛市が切り捨てられるのではないか、そういう危機感も抱きながら、この合区制度、受けとめております。

全国的には、18歳以上に選挙権が与えられる、この若年層の政治意識、また政治への参加が注目されておりますが、やはり高知県、徳島県、そして鳥取県、島根県、この4県は、この合区制度について、本当に考えていかないとはいけませんし、できれば、この合区制度、今回限りの選挙制度にしていただければと思います。

また、少子化、高齢化を抱える地方の県にとりましては、あすは我が身、対岸の火事ではない選挙制度だと思っております。ぜひ、市長にこの合区制度の選挙制度、どのようにお考えなのか、お聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

ことしの7月10日、来月ですが、投開票の参議院選挙において、実施される高知県と徳島県の選挙区を合併しまして、一つの選挙区とする、いわゆる合区についての質問でございます。

合区は、参議院における1票の格差を是正することを目的とした措置ではありますが、その一方、人口の少ない県から、参議院議員をひとりも出せなくなる、そういったおそれもあり、地方の声が国政に届きにくくなるという懸念があると考えているところでございます。

また、地域性や文化の異なる高知県と徳島県をいくくりの選挙区とすることにも、疑問を感じているところでございます。

私としては、地方の多様な意見を、より国政に反映させるため、合区は一日も早く解消し、各県から確実に代表を送り出せる、そういった選挙制度にすべきだというふうに考えているところでございます。

先ほど、議員のほうからもありましたが、合区が進めば、結局、地方の声が届きにくくなる、国に対して。そういったことになろうかと考えています。

本当にそうなってくると、今、地方創生という形で、都市の一極集中型を、何とか変えていこうということで動いていくというふうに思っている私としては、本当に逆行した政策なんではないかな、そういうふうに思っています。

このまま進めば、都市が勝って地方が負ける、そういった構図になるのではないかということも危惧しているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） 市長と、本当に私の見解も御一緒でしたので、よかったなと思って

おります。

この合区制度に関しましては、最近の高知新聞でも、連日のようにいろいろな立場の方が、その御意見を述べ、それが掲載されております。

私の考えに一番近いなと思いましたが、昨日の高知新聞でしたけれども、新藤宗幸千葉大名誉教授の方の意見でした。

こういった都市部だけの議員がふえてしまうと、地方の利害なんか知ったこっちゃないと、そういったように、都市の理論だけでどんどん、国の政策が決められ、進んでいくのではないかというような御意見でした。

負の施設という言い方をするのは、ちょっと申しわけないというか、適切ではないかもしれませんが、例えば、本当に原子力発電所とか、それから沖縄の米軍基地もそうです、そういったものばかりを地方に押しつけて、都会はそれを享受する、それだけになってしまいます。

本当に原子力発電所が、リスクのない、安全なものなれば、東京湾につくればいいわけですし、核のごみといわれる、それは東京都庁の下に埋めればいいわけです。

そういった負の遺産、負の施設は地方だけに押しつけて、そして東京都民は、豊かさや自由を謳歌している、こんな形が進んでいいのか、本当にそう思います。

そしてまた、高知新聞に出ていた記事の中で、一つ腹立たしいなと思ったのがあります。

今限りで、3期18年を務めて引退なさる参議院議員の方の御意見でした。この方が、国会議員が地域の代表なんていうのは、ちゃんちゃらおかしい。国会議員は国民全体の代表者である、というようなことを申しておりました。

この方は、ちゃんちゃらおかしいという表現を使っておりましたので、私も、議場ではふさわしくない表現かもしれませんが、おまえには

言われとうない、本当にそう思いました。

と申しますのは、その方は、ある業界団体の有力な支持を受けて、3期18年を務めてきた参議院議員です。いわゆる族議員といわれる方です。

確かにその企業、団体は、大変な、全国的に組織力をもっておりまして、北は北海道から南は沖縄まで、組織が本当に幅広く、団結力をもって存在しております。

この方は、多分、おれは北海道から沖縄まで、全国民の支持を受けてきたから、本当の意味で真の国会議員であると。一地方の、人口の少ないところから出てきた国会議員は、おかしいのではないか。多分、そのように思われていることと思います。

しかし、私から言わせてもらえば、あんたは一企業、団体の、一つのその分野の支持だけを受けてきた国会議員じゃないか。おまえにこの地方の出てきた国会議員を愚弄するような、軽視するようなことは言われたくないと思いました。

1票の格差の是正という名のもとで、不平等が解消されようとしておりますが、この国会議員のような考え、意見が通りますと、参議院議員は都市部の国会議員、そして一部の業界団体の支持を受けた族議員、そしてまた、アナウンサーや評論家、コメンテーターという、テレビで知名度を上げた、いわゆるタレント議員、この三つのパターンの議員で構成されていくのではないか。

1票の格差という、数字で平等をうたい文句にしておりますけれども、本当の意味での不平等が始まるのではないかと思います。数字の上で、幾ら平等にしても、それでは国会、国としていけないんじゃないか、あらゆる地方の声も受けとめながら、進んでいくのが国会ではないか、そういうふうに思っております。

宿毛市議会、私を初め14人の議員がおります。それぞれ主義主張も異なっております。しかしながら、こういった主義主張の異なる議員、しかしこの問題は、主義主張ではなく、本当に議員も一致団結をして、合区の解消に努めていかなければならないと思っております。

合区の解消については、皆さん、いかがお考えでしょうか。

ということですので、知事会の中でも、いろいろと合区解消について、国に働きかけをしようという動きがありますが、中平市長、市長会としてこういった取り組みはなされる予定はありますでしょうか、お願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

川村議員の熱い思いをしっかりと聞かさせていただきました。

ことし、高知市で開かれた、先ほどお話にもありましたが、四国知事会議では、4県の知事ともに、参議院選挙の合区に反対をしており、全国知事会議などでも、合区解消に向けた議論を促していくとの報道があったところでございます。

宿毛市といたしましても、地方の声を確実に国政に届けるため、合区解消を求める要望等、先ほどお話のあった市長会等を通じまして、高知県内や四国内の市町村と連携をとりながら、進めて、行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、市長ありがとうございました。

今回は、非常にまとまりのない質問をしてしまったと反省をいたしております。

この議場にふさわしくない言葉づかいを使っ

たこともあろうかと思いますが、最近よく使われる言葉で言いますと、不適切ではあるが違法ではないということで、御容赦をいただきたいと思っております。

それでは、2番、川村三千代の質問、以上です。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午前11時04分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 4番、山岡です。

滑舌のよい川村さんの後で、非常にやりにくいですが、どうぞよろしくお願ひします。

まず、県道宿毛城辺線、通称農免道路の冠水問題について、質問いたします。

市長が28年度に取り組むべき行政方針の表明の中の14ページに、「浸水対策について申し上げます。」こうありまして、「台風などにより、与市明川に並行する県道宿毛城辺線沿いの家屋に浸水被害がたびたび発生していました。そのため、家屋浸水対策として、平成28年度につきましても、錦川と与市明川との合流点のゲートにポンプを設置するための測量、設計を実施し、県と連携しながら、対策を講じてまいります。」こうあります。

予算は700万円の計上がありますが、この方針をもう少し詳しく、具体的に御説明いただけないでしょうか。

よろしくお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 山岡議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

錦川と与市明川が合流する錦地区の県道宿毛

城辺線の沿線家屋で、台風等による、雨による浸水被害が頻発しており、その被害の解消が喫緊の課題となっております。

実は、けさも、朝の通勤時間に通行どめが起きまして、大変、近隣の住民の方々、そしてあそこを通勤道として使われている方々に、大変な御迷惑をおかけしたところでございます。

河川改修事業による堤防のかさ上げ、盛り土のみでは、一定規模以上の降雨、雨に対して内水被害を助長することとなり、道路事業、市の行う内水対策事業の三者一体となった取り組みが不可欠となることから、河川改修事業は休止状況といった状況となっております。

長年の課題でありまして、私が市議会議員にならさせていただいた13年前、それ以前から、このことに関しては、大変、地域にとっては重要な課題となっていたところでございます。

宿毛市は、毎年、高知県や高知県議会に河川改修を要望しておりました。平成22年度に、河川改修事業に再着手をしてからは、県と宿毛市が、国の支援をいただきながら、さまざまな検討を行ってきました。

その結果、先ほど、議員のほうからお話がありましたように、昨年度末、これ2月ごろだったというふうに記憶をしておりますが、昨年度末に合意に達することができまして、県が与市明川の河川改修と合わせて、錦川のバック堤整備、こちらと県道のかさ上げ工事を実施し、市が排水ポンプを設置する方針が決定したところでございます。

本年度は、県が事業着手に向けた与市明川と錦川の合流点付近の調査設計を発注する予定と聞いていますので、それに合わせて、宿毛市がポンプの設計を発注することとしております。

今後も、県としっかりと連携をし、必要な予算措置を県に求めるとともに、早期の完成を目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） この冠水については、もう何十年来の懸案でございますので、ぜひ、一刻も早く、県のほうとも連携しまして、よろしくをお願いします。

次は、これも地域の住民のほうから、簡単に取り上げてくれというようなお話もございましたので、取り上げさせていただきますけれども。

今度の海岸堤防の津波地震対策事業における案件ですけれども、一応、3月16日に、港近くの地区を中心に、説明会があったというようなことですけれども、割と疑問の声があったというようなことが、新聞にも載っておりまして、17日に住民説明会を実施したと。もう少し、市のほうからも、周知をしていただければどうかという御意見がございましたので、市長の所見をお伺いします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきますと思います。宿毛市は、南海トラフ地震に伴う広域的な地盤沈降及び、津波により、市の中心市街地が広範囲かつ長期的に浸水することが重要な課題であります。

その対策の一つといたしまして、河川堤防の耐震化と、海岸堤防の耐震化とかさ上げを県に要望し、県による河川堤防や海岸堤防の地震・津波対策が、事業化されております。

これは、事業主体は県となっているところでございます。

昨年度、各地区で計18回の説明会が開催されましたが、住民からその説明に疑問や、そして不安の声があがっていました。

また、先ほど、議員のほうからも御指摘ありました3月17日の全体説明会ということで行ったようでございますが、全体説明会でも、県としては、一定の理解を得られたとの認識であ

りますが、住民の中には、十分、理解できていないので、再度、説明してほしいとの意見もありました。

今後も、住民説明会を重ねていくと聞いていますので、市としての意見を積極的に県に発信するとともに、市民への周知方法として、「広報すくも」や、ホームページなどを活用して、情報発信に努めてまいりたい、そのように思っておりますので、宿毛市といたしましても、しっかりと市民の皆さんに周知を図ってまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） これは、県土木のほうも、非常に住民合意ということに対して、重要視をしているみたいで、9月ごろには、もっとわかりやすい説明のマニュアルをつくって、もう1回するというようなお話でございました。

ちょっと気になるのが、知らない方がおるといようなことで、そのあたりのこともちょっと気になりますので、県のほうにも、そのことをぜひ伝えていただきたいと思えます。

以上です。

次に、これもシリーズみたいになりますが、国民健康保険の運営についてでございます。

これをやりますと、しばらくやりません。

国保の財源確保につきましては、これまで、沖本市長に2度質問いたしました。内容は、宿毛市は一般会計からの法定外繰入は行わないということで、基金を取り崩して運営されておまして、大変厳しい状況となっていることから、地方単独事業の影響額を、平成20年度にさかのぼって、一般会計から繰り入れをするという提案をさせてもらったわけです。

残念なことですけれども、前市長の在職中には決断していただいただけませんでした。引退するということで、無理もなかったかもしれません

けれども、12月議会で、本市の厳しい財政状況を鑑みて、3月補正予算時点での国保会計の財源不足を推計し、その不足額相当について、地方単独事業の影響額を、一般会計から国保特別会計へ繰り入れる見込みでございます。

また、平成28年度についても、同様の予算措置を行い、県へ移行する、平成30年度までに、地方単独事業の影響額を、全額繰り入れる。このことは、次期市長へ責任をもって引き継ぎを行いますと、こういう御答弁でございました。

中平市長は、お約束どおり、平成27年度に3,000万円、28年度に3,000万円と、予算措置をしていただきました。

国保の財政としては、非常にうれしい、ありがたいことでございます。

しかし、このような措置をしたにもかかわらず、27年度決算において、5,000万近くの収入不足となりました。宿毛市国保初の、翌年度会計よりの繰入充用をされております。

平成20年度から26年度までの地方単独事業の影響額は、これは8,600万円ぐらいだと聞いております。

27年度に、全額繰入をしていけば、繰上充用をしなくてもよかった。いって見たら、こういうことになるわけでございます。本当は、従来なら予算措置をしていただきたかったということなんですけれども。

ここで突っ込んで言うと、言いません。今、そういう議論はしませんけれども、本日は、今後の見通しをお聞きしたいということでございます。

地方単独事業分を、一般会計から繰り入れをすることで、財政運営の責任主体が県になる。この30年までに、何とかもちこたえられるのではないかと、私も祈るように思っておりましたけれども、なかなかそうは問屋がおりなかった。

非常に国保財政は甘いものじゃなかったという印象をもっております。

そこで、いま一度、質問と提案をしたいと存じます。

まず、基金もなくなって、初の赤字決算となった状況の中で、一体、どのように考えておられるか。また、平成30年度までに、どのような、市長はこの国保の運営をされていくのか、ぜひお尋ねします。

よろしく申し上げます。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

少し長くなりますが、丁寧に説明をさせていただきますというふうに思っております。

本市の国保財政は、税収入の減少や、高齢化社会の進展及び高度先進医療、いろいろ高額な薬も出ております。そういった医療の普及等に伴う医療費の増大により、厳しい運営状況となり、平成19年度からは、財政調整基金を取り崩すことで、収支を保っていたところでございます。

こちらは、先ほど、議員のおっしゃったとおりでございます。

また、平成24年度には、国保税の大幅な税率改正を行い、被保険者の皆様に、さらなる御負担をいただいたほか、平成27年度からは、義務教育期間中の児童生徒の医療費の無料化、これ宿毛市しておりますが、こちらによる地方単独事業の実施により、その無料化をしたことによる地方単独事業の実施により削減された国保負担金の影響額を、一般会計のほうから繰り出しをする、予算措置を実施しているところでございます。

しかしながら、平成27年度決算において、財政調整基金が枯渇したことから、初の赤字決算となり、翌年度会計から4,939万円の繰

上充用をいたしたところでございます。

これについても、先ほど議員の御指摘のとおりでございます。

このような状況の中、平成30年度から、県が市町村とともに国民健康保険の運営を担い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や、効率的な事業の確保などの事業運営において、中心的な役割を担うことにより、国保財政の安定や、保険料の標準化が図られると考えております。

平成30年度まで、どのように運営していくのかという御質問ですが、国民健康保険の法定繰出金に、財政安定化支援事業に係る繰出金があります。

この事業は、市町村の国保財政の安定化、保険税負担の標準化に資するため、一般会計から国保特別会計への予算措置として位置づけられており、地方交付税に算入されております。

交付税算入率は、総務省の繰出基準の8割を、交付税措置額により、残りの2割を留保財源で対応することができることとなっております。

再度、申し上げます。交付税算入率は、総務省の繰出基準の8割を交付税措置額により、残りの2割を留保財源で対応することができるとなっております。

留保財源は、市町村の単独事業固有の一般財源であり、市独自の財政需要に対応できることから、被保険者の皆様の負担を軽減するために、平成28年度以降は、留保財源を活用し、国保財政安定化支援に係る残りの2割の財源を、一般会計から繰り出す予算措置を行うこと、及び今後も引き続き、地方単独事業影響額の繰り出しを行うことにより、財源を補うとともに、適正な賦課、被保険者間の公平性を保つため、さらなる徴収率の向上に努め、保険事業の充実を図りながら、医療費の適正化に取り組む中で、保険者として、適正な運営に努めてまいりたい、

このように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 今、市長から、財政安定化支援事業と、お話がありました。

大体、きょうの質問はここが眼目でございますけれども。

先ほど、また、聞きなれない言葉がありました。留保財源ということもありましたけれども、これは、財政の担当者と話しましたけれども、27年度地方交付税、普通交付税のうちの、大体、25%というような金額らしいです。6億7,500万円ということでございます。参考までに。

私も、いろいろと国保の勉強をしていく中で、財政安定化支援事業の繰入基準額の勉強をしました。しかし、余り勉強し過ぎていましたら、この国保のことについて、膨大に広がるんですよ。一部、地域医療のこととか、療養病床の数とか、調べよったら、冷や汗が出まして、これは大変なことに首突っ込んでしもたなど、そういうのが本当の、正直な印象なんですけれども。

しかし、限られた知識の中で、もう少し質問をさせていただきますけれども、ちょっと補足しましたら、この国保財政安定化支援事業というものは、保険者の責めに期することができない特別な事情というものがございまして、1としまして、所得水準が低いことによる保険料の減。2番、病床数が多いことによる給付費の増。3番、高齢者の割合が高いことによる給付の増による国保財政の負担増について、一般会計からの財政支援が円滑かつ適切に行われるよう、平成4年から実施されているものでございます。

宿毛市は今まで、総務省の繰入規準の8割分しか繰り入れをしておりません。

平成28年度より100%繰り出すとの御答

弁ですけれども、県の資料によりますと、平成26年度の県下の市町村の繰出状況ですが、21市町村が既に実施をしております。かなり以前から、100%で繰り出している市町村もあるようでございます。

これは、法定内の繰り出しにもかかわらず、国保が厳しい状況となっている中、なぜ、今まで100%の繰出措置がとられなかったのですか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

先ほど、議員のおっしゃっております交付税算入率ですが、総務省の繰出基準の8割を交付税措置額により、残りの2割を留保財源で対応することができるとなっているところでございます。

この留保財源は、先ほども申しましたように、市町村の単独事業固有の一般財源であり、市独自の財政需要に対応できるというふうになっておりまして、国保会計につきましては、平成27年度まで、財政調整基金を保有しており、基金は不足する年に取り崩すことで、財源を調整し、財政運営を行ってきたため、平成27年度までは残りの2割分については、繰り出しを行っていない、そういう状況となっております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 次の質問にいけますけれども。

平成27年度決算では、基金もなくなって、赤字決算となりました。翌年度より繰り入れされております。

本来なら、27年度分から100%にすべきではありませんでしたか。また、27年度の20%分というのは、具体的に幾らになりましたか、お答えください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成27年度決算は、3月補正時点で、交付金や療養給付費が確定していないなど、決算状況が予測できなかったため、交付税措置額のみ繰り出しとなっております。

次に、繰出基準額の残り20%は幾らかという御質問についてですが、平成27年度における財政安定化支援事業費の繰出額は、4,090万6,000円で、総務省の繰出基準額は、5,113万3,000円であるため、残りの20%分は1,022万7,000円となります。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市の財政がとても厳しいということでございまして、優先して行わなければならない事業がたくさんおありになるということも、よくわかっているつもりでございます。

しかし、国保の赤字も、これまた避けて通れない問題になっているわけです。

1年で約1,000万ですよね。もらっていると、もらっていないのとは、これは大違いでございまして、仮に基金を取り崩したときからだと、これはもう1億ぐらいになる金額じゃないですか。

さて、そこで、突っ込んではいけません。この件について、提案をしたいと。

平成27年度の実質赤字は、地方単独事業波及増分繰入金3,000万円、財政調整基金が500万円ですね。翌年度繰入充用金が5,000万円充用されました。合計8,500万円ということになりますね。

これは、私がお願いした地方単独事業の影響額、20年から26年分の繰り入れて、何とか

解消すると。

しかし、28年、29年と、このような状況ならば、30年には恐らく1億を超えるような累積赤字が生じるのではないかと、これを心配するわけです。

この赤字を税金で賄うとするならば、被保険者には、当然、痛みが伴う、負担が生じることは一目瞭然になってくるわけでございます。

私としましては、今でもかなりの保険税を払っている人に、今以上の負担は避けたいという思いと、税金が払えなくて、資格証の世帯が4,059世帯中195世帯あると伺っております。

これ以上、このような世帯を、市長もそうでしょうけれども、ふやしたくないですね。そこで、市長に2点、お願いをします。

平成29年度の税率改正は、決して行わないこと。平成30年度末に赤字が発生していたら、赤字分について、一般会計より財政安定化事業の総務省の基準額と、交付税算入額の27年度までの差額分を繰り出すことで、解消をしていただきたいと、この2点について、最後に市長の御見解をお聞きします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

お願いという形の中で、市長としての見解をということでございます。

平成30年に宿毛市の国保の財源がどのような状況になっているかは、現段階では、予測はつかない状況ではございますが、このまま療養給付費が高くなると、依然、厳しい運営状況だと思っております。

そういうことが想像されるという状況でございます。

基金が底をついた状況で、歳入不足を補うには、保険税率の改正を検討しなければなりません。平成30年には、先ほども申しましたよ

うに、県から納付金が示されて、市町村は納付金を納めるための税率を決定し、賦課徴収を行っています。

この税率が、現在の税率と比べて、どのようになるかで、今後の国保の財源に大きな影響を与えることになるというふうに考えているところでございます。

現在、平成30年に向けて、県と市町村で準備が進んでおります。

ことしの10月には、納付金を決めるため、市町村からデータを県へ提出する予定となっております。こういった状況であることや、税率改正など、国民健康保険事業の運営についての重要事項につきましては、国民健康保険運営協議会に諮問をし、十分な審議をしていただいた上で、決定していくことでありますので、議員の御質問について、現時点で答弁を控えさせていただきます、そのように思っております。

また、平成30年度に発生する累積赤字分につきましては、平成28年度以降、財政安定化支援事業に係る操出基準額100%の財政措置を行います。年度にさかのぼって、繰り出しは現在のところ考えておりません。

今後も保険者として、今以上に医療費の適正化の取り組みや、徴収率の向上に努めてまいり所存でございますので、御理解を願いたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 4番山岡 力君。

○4番（山岡 力君） 市長の御答弁の中では、なかなか厳しい財政状況がひしひしと伝わってくるわけでございますけれども。

最後になりますけれども、そもそも全国どこの地方自治体も、国民健康保険財政の運営については、もう四苦八苦しているという状況があるわけです。

これは、一つは、国が国庫補填というか、補

足を大幅に減額したことにも、大きな要因がございます。

これによって、先ほど触れましたように、宿毛市においても、4,059世帯中195世帯が国保税を払えなくなって、短期証の世帯となっているという、この結果にあらわれているわけです。

全国には、さらにまた、全く払えない世帯もございます。医者にもかかれず、助かる命も、落とす国民も出てきていると、これが日本の国保財政の被保険者の現実になりました。

G7に名を連ねる先進国かと疑いたくなりますけれども。

最後になります。非常に危惧していたことが、つい先日の高知新聞に掲載をされてありまして、市長も読まれたとは思いますが、私はこれを読んで、おいおい、うそやろうと思いました。

得手勝手なもんだなと思ったその記事の内容というものは、大見出しで、国保支援の圧縮検討ということがありまして、2017年度の国の国保への財政支援額の3,400億円です。これが早くも据え置きか、小幅増にとどめることを検討と、こういうふうに出てございました。

いろいろと、貧困問題が言われておりますけれども、貧困をつくるのは政治なわけでございますので、こんな状態がいつまでも続くということは、国民は塗炭の苦しみにあえぐわけです。

中平市長には、意地でもこの苦しい人たちのことを深く慮って、30年の県への移管までは、やりくりはなかなか大変でしょうけれども、この頭脳明晰な職員の手腕をもってして、料率アップをぜひとも阻止して、頑張ってください、これを申し添えまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） この際、午後1時20

分まで休憩いたします。

午前 11時51分 休憩

午後 1時23分 再開

○議長（岡崎利久君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番川田栄子君。

○1 番（川田栄子君） 1 番、川田栄子、一般質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

まず、初めに、東京都知事の問題は、どこにもある問題であります。各自治体に引き寄せて考えていくことであります。

首長には、職務執行を一人で行っているわけではありません。補助機関があり、一体となって事務処理を行っているわけであります。

首長が職務を遂行するに当たり、公私混同したお金の使い方をしていけば、長を補佐する最も重要な補佐機関の副知事、会計管理者らは、これをとめられなかったのか、機能していなかったのか、会計管理者には、審査機能も与えられており、曲がりなりにもその独立性が保障されているわけであります。

失職して終わりではなく、政治家は常に説明責任が求められます。住民からの負託を受け、公金をいただいているからであります。

当自治体でも、日常的に適正な会計事務処理が行われるよう、求めてまいりたいと思っております。

さて、質問に入らせていただきます。

教育行政について、お尋ねします。

6月の広報に、教育長の所信表明が掲載されておりましたので、抜粋して読ませていただきます。

前半には、私ひとりの力は微力であるので、先生方、保護者の方、地域の御理解と御支援がなければ、よりよい教育を提供できないと。そ

して、よりよい教育を提供しているのは、一義的には、現場の先生方であると、後へ続くのでありますが、この中で言われている、よりよい教育について、教育長のトップとして、よりよい教育をどう考えておられるのか、どのような手段で取り組もうとしておられるのか、期待している効果など、そのビジョンを語ってください。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、1 番議員の一般質問にお答え申し上げます。

私は、本年4月1日に教育長を拝命をいたしまして、改めて宿毛の子供たちが心豊かに、たくましく成長していくことができるよう、全力で取り組んでまいらなければならないという思いを強くし、広報すくも6月号に、教育長就任に当たっての基本的な考えを述べさせていただきました。

その思いの中で、これまで、本市の学校教育において、目指してまいりました21世紀を心豊かに生き抜くことのできる子供の育成という基本方針を継承し、そして実現していくために、チーム宿毛を常に意識し、学校、保護者、地域とともに、教育委員会も連携をする中で、宿毛の子供たちの育成に取り組んでまいりたいという表明をさせていただいたところでございます。

教育を実践する上におきまして、これまで培ってきた教育方針や教育目標を継承しながら、新たな時代の要請に応えていくための改善は、不断に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

そして、子供たちがこの変化の激しい時代をたくましく、自分の夢の実現に向かって進んでいくことができるよう、より一層、教育の充実に努めてまいらなければならないというふうに考えております。

このように、継続すべきことは継続をし、さ

らなる高みを目指すべき部分は、常に改善をしていくことが、子供たちの教育にとって大切であるというふうに考え、よりよい教育の提供に向けて、不断の努力を重ねていかなければならないという思いから、この言葉を表現をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） その後半には、基本方針の内容が実りあるものとなるための現場の先生の技術的な能力、教育、公務員としての矜持を持つことなど重要とし、教育振興基本計画の目的達成への協力、要請の内容であったと思われれます。

この中で重要なのは、教育のトップとして、当事者としての責任を持たなければならない課題に向き合うことが重要ではないでしょうか。教育のトップとして、自分の目で、リアリティーのある世界をどう感じて、どう課題化するかということではありませんか、御見解をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答えを申し上げます。

就任に当たりまして、広報で表明をいたしました内容につきましては、紙面の制約もあり、特に学校教育に関して、私の基本的な考え方的一端を申し上げさせていただきました。

私といたしましては、宿毛市の教育行政を預かる者といたしまして、本市が抱えるさまざまな課題の解決に向け、努力を重ねてまいらなければならないというふうに考えております。

学校教育におきましては、教育環境の改善を初め、教育の質を高めるための授業改善、あるいは道徳教育の充実、いじめ・不登校・児童虐待等の早期解決、さらには安全、安心な対策、家庭や地域との連携など、また生涯学習におけ

る、みずからがみずからの意思で学ぶことへの支援や、生涯スポーツの推進、青少年の健全育成など、取り組みを進めてまいらなければならない課題は、多くあるというふうに認識をいたしております。

私、決して現場任せ、先生任せという思いは持っておりません。先ほども申し上げましたけれども、子供たちのよりよい教育を進めていくためには、何よりも学校の現場の先生はもとよりですけれども、保護者の皆様、地域の皆様、そして教育委員会、行政が一体となって、連携して取り組んでいくことによって、大きな成果を得られるものというふうに考えております。

そういった意味からも、宿毛市が一体となって学校教育、あるいは生涯教育の充実等に努めてまいらなければならないというふうに考えておまして、今後も、そういう思いで努力をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 現場任せではないというお言葉が出ました。当事者意識をもってやる。やるべきことは、目に見えている子供たちのこととあります。

例えば、入学したのに、休学する子供がいるとします。成育時の中で問題を抱える一方、そうした子供に、教員がうまくつき合えない等の問題が一番重要なのであって、それをどう問題化するかということではありませんか。それができてこそ、公教育という組織を認めて、税金で支えてくれるわけではありませんか。学力を上げてほしいとの要求には、責任をもって現場の環境づくり、そして保護者たちにも、それだけでいいのですか。一人前の人間としての成長を支援する、親としての責任の役割はという問いかけも必要だと思われれます。

リアルに感じた問題を、自分のできる方法で

解決するという決意をもち、教職員の協力、保護者や地域の協力で取り決めているかということではないでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

川田議員御指摘のとおりであろうと、私も思っております。

6月号の広報の中でも述べさせていただきました、一義的には、子供たちのよりよい教育を提供していくのは、学校の現場の先生であります。

ただ、一方で、先生方の多忙化という問題、大きな課題もございます。そういったことで、本当に先生方が子供たちに真摯に向き合い、いけるような、そういう時間を確保していくというためにも、まさにチーム宿毛として、保護者の皆様、地域の皆様、そして行政、我々教育委員会も、先生方が本当に子供たちに精いっぱい向き合って、学力も含めて、子供たちの健全な育成に向けて、取り組んでいけるような環境をつくるのが、まさに我々に課せられた責任である。そういった意味から、ぜひとも保護者や地域の皆様にも、その点を御理解をいただいて、みんなで子供たちを育て上げていくという気持ちをもって、御協力、御理解もいただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 次、新教育委員会制度について、お伺いいたします。

新教育改革の施行2015年4月より、教育委員会の任期が変わり、新教育長制度のもとで機能しています。

市長の任命、議会の承認を受けて、教育委員と合同し、教育委員のメンバーとなるわけであ

りますが、新教育長に対する抑制を担う教育委員の立場は極めて弱体化され、議会も恒常的に監視機能は持ち得ないので、任命時におけるチェックや、恒常的な措置が必要と考えます。

今回の法改正には、教育行政における責任の明確化を主要な目的として、首長の役割を徹底的に強化するものであり、教育委員会制度そのものの性格を大きく変える可能性を感じております。

憲法とともにスタートした教育委員会制度は、国民理解が十分でないことをよいことに、ないがしろにされてきました。

教育委員が公選制から任命事になったとき、教育基本法が変えられたとき、今回、合議制教育委員会が崩され、首長に実質的教育権履行が行われたとき、どれだけ国民的議論がなされたか、見れば明らかであります。

国民理解を高めず、当初の理念をねじ曲げて、教育委員会の権限を縮小させてきたのは、政治の責任であります。

今回の改定を受けて、宿毛市の教育委員会はどうあるべきとお考えでしょうか。新制度下であっても、合議制委員会の維持、総合教育委員会を初め、教育行政への首長の権限の限定化、教育委員の権限の拡大を条例化することも、視野に進めていくことを提起したいと考えます。

地方教育行政法が改正され、新教育長に責任一極、教育委員が形骸化の方向にあります。

枠組みを変えることは、難しいですが、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

新教育委員会制度についての御質問でございますけれども、昨年度から施行されております新教育委員会制度につきましては、宿毛市では、施行当初より、新教育長を選任いたしまして、

新制度のもと、教育委員会の運営を行ってきております。

新制度に変わりましたが、先ほど議員言われましたように、基本的に、合議制で教育委員会を運営していくということには、変わりはありません。

また、これまで教育委員会の中に委員会の主催者である委員長と、事務の統括者である教育長が存在し、どちらが責任者かわかりにくいというような課題等もございました。

そういったことが、今回の制度の変更によりまして、教育行政における責任体制が明確化されたということによりまして、教育委員会の審議が活性化することも目的とされておりまして、新制度によって、教育委員会の合議制が形骸化するということはないものと、認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 新教育長の教育施策に対しても、チェック機能を期待される議会や、教育委員が教育に対する深い関心と熱意、高度な専門的知見も求められます。

今日の教育で大切なことは、多面的に見られる住民参画の組織が不可欠と考えられます。

現在の教育委員の方の職種をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答えを申し上げます。

教育委員会につきましては、御承知のとおり、法律で教育長及び4人の委員をもって組織するというふうになっております。

宿毛市におきましても、4名の委員が任命をされております。また、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうち、

保護者であるものが含まれるようにしなければならぬというふうに規定をされておりまして、宿毛市の教育委員は、年齢は40代から70代、男性が3名、女性が1名、職業は農業、僧侶、会社員、主婦という構成で運営をいたしております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 私が考えますのは、例えば、元高校教師、元中学教師、また障害児の母、塾経営の女性。学習塾だけではございません、ピアノやそろばん、その他、習字など、さまざまございますが、それらは子供の学力とつながってまいります。人々がまちで何を話題にしているのか、人気テレビ番組は何か、親が子供に何を語ることが多いとか、地域社会の大人を通じて、学力の基礎となる知的態度を取り入れて、どんな態度で学習に臨むか。学校の中だけで決まるものではないと考えます。どう考えておられますでしょうか。

学校教育だけでなく、社会教育を重視することは、社会生活のあらゆるところで子供を見守る教育者として、教育活動が開始されるようになることが望ましいと考えます。

今回の教育委員会の改革が、課題等に答えられるものかどうか、伺ってまいります。

公的な学校教育や生涯教育、そして文化事業を扱う教育行政の比重は大きく、教育委員会のあり方によって、地域社会は大きな影響を受けます。

今、教育行政の活動を、学校教育だけに狭く限定できません。医療、保健、福祉との連携なくして、教育行政はうまくいかないでしょう。子育て教育といわれるように、子供たちの生育、生活環境、もっといって地域社会の将来にとって、教育委員会が豊かで魅力的な活動ができるかどうかは、決定的であるとお考えにはなりま

せんか。

今回の教育委員会制度の改変が、それら課題に答え得るものかどうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

教育委員会制度に関しまして、他の部署、他の機関との連携について、御質問をいただいたものというふうに理解をいたしております。

子供たちの健全育成、特に最近、大きな社会問題となっております児童生徒の虐待、あるいはネグレクト、そういったことに関しまして、当然これ、教育委員会だけで整う話ではございません。

そういったことから、市長部局のほうに設置をいたしております宿毛市子ども支援ネットワーク委員会に、教育委員会のほう、あるいは教育研究所でありますとか、あるいは警察であるとか、さまざまな団体から参加をいたしまして、子供たちの健全な、そして安心して学んでいくことのできる環境づくりのために、それぞれの立場で、懸命に努力をいただいているものというふうに理解をいたしております。

教育委員会制度が、今回、新たに変わったということによって、これまでの取り組み、そういった取り組みが後退することはあり得ないというふうに認識をいたしておりますし、今後さらに、こういった連携の輪を強めていって、子供たちが本当に安心して、すばらしい教育を受けられるような環境づくりに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 三つ目として、教育の目的について、伺います。

教育は、社会の変化、そして大きく国の力によって変革されてきました。教育のトップとし

て、教育の目的をどう考えておられるでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

教育の本来の目的はどの御質問でございませうけれども、教育基本法の第1条に、教育の目的が明記をされております。

その内容は、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として、必要な資質を備えた、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない、というふうに規定をされております。

私は、この教育基本法の目的や理念に対し、宿毛の子供たちが、それぞれの夢や目標に向けて努力を重ね、夢を実現するための基礎となります、確かな学力や豊かな心、そして健康な身体を培うとともに、生涯にわたって、豊かな人生を送ることのできるように、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができる環境を整えていくこと、これが教育の目的であり、まさに我々の使命ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 国語の先生、小砂丘忠義先生は、教育は人間を育てること、教師が人間性を育てるという自覚なしに行われるなら、もはや教育ではないと、語っています。

教育の目的である人格形成の人間はどうあるべきか、教育がそこを踏み外すと、時代に翻弄されていくこととなります。教育は、人間が構成する社会の本質をじっくり考えて、自分なりの判断をすることができることに寄与することでもあります。

宿毛の教育を担うトップとして、出口カラーをしっかりと出していただきますよう希望いた

します。

4番目の、18歳からの主権者教育について、お伺いいたします。

この18歳の主権者というのは、若者側から求められたものではなく、憲法改正のための国民投票は18歳からと、国際比較の結果、日本でも選挙権、成人年齢にも連動させるべきだとの理屈であります。

20歳選挙権は、新有権者に教育は必要であるという議論はなかったけれども、半数は既に社会人になっています。しかし、18歳選挙権というと、高校生のうちに迎えるとなりますので、高校がどう対応すべきかということ、それは地域の政策課題になるわけでありまして。

夏の参議院選挙から、初めて国政選挙に臨むこととなります。選挙に行き、社会に参加し、どの政権を選ぶべきか、みずから考え、みずから判断する主権者教育、真つ当な主権者、有権者になるためにも、憲法と地方自治法の世界は避けて通れません。

公害等の大気汚染で命を奪われないためにはどうするか。沖縄抜きで沖縄のことを決めさせないためにも、また、世界は戦争が絶えず、難民があふれて、子供の犠牲や貧困が後を絶ちません。

私たちは、時として、遠くの戦争や貧困について、近くの国の戦争、貧困と同様に考え、行動しなくてはなりません。

沖縄や東日本大震災の被災地の問題についても同様です。遠くの人々の人権を、近くの人々の人権と同様に守らなければならないときもあります。想像力をもって考えることが重要となってくる主権者教育であります。

主権者教育は、政治の知識だけではなく、他者と連携しながら、地域の課題を迫及していく力をつけることにあります。

高校生が公民としての能力、政治的教養を身

につけるとは、教育基本法第14条には、良識ある国民として、必要な政治的教養は、教育上、尊重されなければならない。

また、2項には、法律上に定める学校は、特定の政党を支持し、またはこれに反対するための政治教育、そのほか政治的活動をしてはならないと定めてあります。

主権者教育として生き抜く力、具体的な政治的教養は、高校になってからでは、主権者教育にはなりません。

家庭教育、学校教育の大切さを考え、宿毛市においても、その前段として、主権者教育に取り組むべきと考えますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

主権者教育についての必要性について、御質問をいただきました。

この問題につきましては、昨年の6月議会におきまして、野々下議員より、同様の御質問をいただいておりますけれども、小中学校の授業で、主権者教育や選挙に関することを扱うとなりますと、社会科や総合的な学習の時間での対応になるものと考えております。

今回の法改正を受けまして、学校で選挙について、独立した授業を行うことは、他の教科との兼ね合いから難しい部分があると考えております。

しかしながら、時事的な問題として、社会科の授業の中で、18歳の選挙権について触れることは、ごく自然なことであるというふうに思っています。

川田議員も御指摘のように、今回の主権者教育というのは、選挙に関することだけではない。これは、文部科学省の主権者教育の推進に関する検討チームにおいて、基本的な考え方といった

しまして、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて、必要な知識を習得させるのみならず、主権者として、社会の中で自立し、他者と連携、協働しながら、社会を生き抜く力や、地域の課題解決を、社会の構成員の一員として、主体的に担う力を、発達段階に応じて身につけさせるものというふうに、設定をいたしておりますけれども、そういったことから、本市、宿毛市でまさに推進をいたしておりますキャリア教育を進めていくことで、子供たちが自分のこれからの将来や方向性、そういったことを考える素地として、社会に関心を持つということは、必然的であるというふうに思われますし、そういった意味でいいますと、キャリア教育を推進することが、主権者教育にもなり得るのではないかという思いも持っています。

先ほど申し上げましたように、全体のカリキュラムの中で、主権者教育を、小中学校の段階で、授業としてということは、なかなか難しい部分はあるかもしれませんが、そういう主権者教育の意義というのは、私も認識をいたしておりますので、ぜひともそういう形で、キャリア教育等を通じて、子供たちにも深めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 2番の行政方針について、お伺いいたします。

健全財政の取り組みについて、お聞かせください。

2016年度政府予算から見てみますと、地方版総合戦略に基づく地方の取り組みの支援には、特別枠が設けられると同時に、交付税算定において、財源保障機能重視から、成果主義重視への転換が示させています。

例えば、学校用務員事務、一般ごみ収集ほか業務改革、民間委託、指定管理者等を強力に進

めようとしています。

地方交付税の基準財政需要額の算定に反映すると提起されています。

そして、国土強靱化や、防災減災に向けた公共事業は、積極的ではありますが、地方財源の不足額が巨額にのぼるにもかかわらず、根本的な対策はとられておらず、解決は放置され続けています。

財政の健全化は、大型公共事業を見直していくことであると考えます。宿毛市として、いかに健全財政を進めるか、そのためには、実務的には、どう取り組んでいくかが問われます。

改革をどのように進めたか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

健全財政についての取り組みについて、お答えをいたします。

健全財政の指標となる財政健全化比率は、実質公債費比率、将来負担比率など、全ての項目について、早期健全化基準を下回っております。

このうち、実質公債費比率については、平成26年度決算において、前年度比0.2ポイント改善し、17.0%となっております。

積極的な繰上償還を行ったことや、有利な起債発行に努めることで、改善することができたと考えております。

また、健全財政に取り組む上で、自主財源の確保は必要不可欠な取り組みであり、市税等の徴収率向上はもとより、今後は、その中でも、ふるさと納税制度による寄附金増加を図ることで、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、千寿園の指定管理者制度導入により、どの程度、経費の節減ができるかということですが、指定管理者により、入ってくる収

入といたしまして、2,040万円、千寿園職員の配置転換により圧縮される臨時の賃金が、約6,700万円、そして一般会計からの繰出額が、約500万円節減できる見込みであり、単年度で、合計約9,240万円の一般財源の圧縮をすることができると考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 2番、予算編成方針について、お伺いいたします。

市全体として、どのような視点で、28年度の予算編成を行っていたのか、伺ってまいります。

各部局が、予算要求や予算見積を行う際、基本的に留意すべき事項を記したもので、いかに健全財政を進めるか、そのためには、実務的には、どう取り組んでいくか、中心となっております。

その視点も大事であります。予算編成方針は、住民はどのような施策希望をしているのか。それをどのように施策化し、精査した上、出されるべきと思われますが、予算による効果の分析と、それに基づく予算編成へのフィードバックは適正であるでしょうか。

監査は、予算が適正に執行されたか確認することで、どのような効果を上げたか、検証するものとなっておりますでしょうか。

PDCAの循環が重要であります。業務の見直しや、廃止を提言されたもの、縮小を提案されたものはありましたか。確認されましたか。また、基本計画にリンクさせた予算編成となっておりますでしょうか。

行政は、市民からの自治体の行財政運営を負託されているわけでありますから、宿毛市の予算編成方針では、何が書かれているか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

予算編成の方針の内容についてのお答えをいたさせていただきますと思います。

宿毛市の予算編成方針を示すに当たり、以下の点について、重点的に職員に通知を行っているところでございます。

まず、既存事務の見直しをすること。次に、事業の優先順位を明確にすること。そして、自主財源の確保を行うこととなっております。

既存事業の見直しにつきましては、初期の目標が達成された事業や、民間で対応可能な事業等、廃止、再構築を前提に、見直しを行っております。

事業の優先順位についても、限られた財源を、真に必要な事業に重点配分するために、緊急性の高い事業や、行政関与の必要性が高い事業等を行うように努めているところでございます。

そして、自主財源の確保については、住民負担の公平性を重点課題といたしまして、市税等の徴収率の向上を図ることはもちろんのこと、財産の適正管理、有効管理についても、積極的に取り組んでおります。

以上の点を、職員一人一人が意識をいたしまして、予算編成を行うよう、周知徹底をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 三つ目として、振興計画について、お伺いいたします。

振興計画や基本計画にある地域づくりや、住民生活にかかわる中長期の行政目標策定があります。

行政サービスは、基本計画の目標から見て、どうなのでしょう。

振興計画に、財政フレーム規制はどれだけさ

れていますでしょうか。計画的に自治体が行財政を行っているか、試金石になるものであります。どういう自治体にしていくか、凝縮しているのは、振興計画であります。財政運営においては、事業種に捉われず、地域固有の価値を維持発展させる視点を失わず、住民生活を守る砦として、自治体の役割を果たしていくものとなっていますでしょうか。

未来に市民の幸せが見えていますか。自治体の行財政運営の理念と力量、そして貴重な一般財源、一括交付金をどのような施策サービスに使うのでしょうか。予算措置で大きな変更はありませんでしたか。地方交付税措置がつく事業が優先されることになれば、振興計画は意味をなさなくなります。予算に計上されている投資的経費は、振興計画に沿ったものでしょうか。国からの有利な制度に、より大きく変更されたものはありませんでしたか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 川田議員のほうから、るる問いかけをしていただきました。

たくさんの問いかけがあったわけですが、宿毛市振興計画は、平成23年度から平成32年度までの10年間の基本構想と、5年間の基本計画、そして3年間の実施計画の三つの計画から構成をされております。議員も御承知のとおりだと思います。

昨年度、見直しを行いました基本計画につきましては、川田議員の御指摘のとおり、具体的な事業の予算規模のわかる、財政フレームというお言葉も使っておりましたが、予算規模がわかる情報は盛り込んでおりませんが、個々の具体的な事業に、どの財源で、どれだけの予算が必要かというような細かな内容につきましては、3カ年計画である実施計画のほうにおきまして、盛り込んでいるところでございます。

実施計画につきましては、基本計画で定めら

れた具体的方策を、現実の行財政の中におきまして、どのように実施していくかを明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針となるものと、宿毛市振興計画にも規定しており、各課からの実施計画期間内の事業計画に基づいた予算の編成のほうに努めているところでございます。

なお、実施計画につきましては、基本構想や基本計画のように、公表が義務づけられておりませんので、広く公表はしておりませんが、毎年、計画の更新管理を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） どの政策が市民にとって必要不可欠か、取り組むべき政策課題は、どのような方法で取り組むべきか、目的地へ行き着くための振興計画であります。

振興計画も28年度から後半に入り、気がついたら大きな問題が取り残されたことにならないためにも、挙げたビジョンから大きく外れないことを求めます。

次、4番、経常収支比率の改善について、お伺いいたします。

平成5年から平成26年度までの20年間の決算カードを取り寄せてみました。

公債費比率は、平成8年は16.1%、9年から19%以上が、現在まで続いています。経常収支比率も、平成14年は89.5%、平成15年から92.1%と、ずっと横ばいで来ています。

国体で、公園関係22億円という記載や、千寿園が、19年度からの返済が数字を上げているわけだと思われませんが、交付税措置や、一般財源が縮小されると、経常収支比率も上がってまいります。改善できない理由を挙げるより、健全財政を目指し、経常収支比率年1%減らし

ていく努力も必要ではありませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

経常収支比率の改善についてということでございます。

議員のおっしゃるとおり、本市の経常収支比率は、平成26年度、92.8%となり、主なもので、人件費24.9%、公債費19.4%、繰出金15.3%となっております。

人件費については、平成25年度決算時25.7%のところ、平成26年度決算時では、0.8%減少させることができましたが、公債費につきましては、南海トラフ地震対策を積極的に推進した結果、起債借入金額が増加し、昨年度よりも2,115万6,000円、元利償還金が増加したため、0.4%経常収支比率を増加させることとなっております。

今後も、普通建設事業など、起債借入をする必要があることから、事業の優先順位を明確にし、公債費を少しでも抑制できるように取り組んでまいりたい、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 3番の地方創生について、お伺いいたします。

子育て支援サービスについて、地方総合戦略が計画年度まで継続でき、財政措置が保障されるわけではありません。

前日も市長からの答弁がございましたように、多数の施策全てを、質量ともに同時進行できないので、何をより重点的施策として展開するのか、決定しなければなりません。

そこには、住民の参加が欠かせない、住民の知恵を踏まえた作成が、事業の質を上げていく

ことになります。

子育て世代に、子ども・子育て支援制度に基づく子育て支援サービスの拡充については、社会保障改革の中で、一定の財源割当があると思われれます。

高齢者の方も、健康に留意され、88歳に届くと、高齢者長寿祝い金が市から贈呈されます。

しかし、やむを得ずその年齢に達し得なかった方には、縁のない話であります。

ここで申し上げたいのは、新生児の誕生にこそ、祝い金を送るべきと考えます。いかがお考えでしょうか。

生まれてきたら、皆、平等に祝い金、または祝い品を受け取ることが重要と考えます。

そして、第2子に10万円、第3子に50万円、第4子に100万円と、エンゼル祝い金を贈られてはどうでしょうか。

少子化対策をあげている、対策をネットに流せば、移住者も目にとまります。さまざまな仕事をもったまま、遠くでも仕事をできる、仕事を持ってこれる方もおられる今日、思い切った対策を決断されてはいかがでしょうか。

子供たちにお金をかけることは、どの部署にも共通する人的資源への投入であります。いずれ私たちに喜びを与えてくれるはず。人が地域に住み続けられるかどうかは、若者もお年寄りも、安心して豊かに暮らしていけるかどうかであります。

人口減少問題は、貧困の問題である。政府の政策の結果として、起きていることではないでしょうか。振興計画をもとに、住民の暮らしに寄り添った創意工夫と、総合的な政策で成果を上げていくことが重要と考えます。

エンゼル祝い金、ぜひ御検討ください。御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

きます。

子育て支援につきましては、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度に策定した宿毛市子ども・子育て支援事業計画に沿った、さまざまな施策を展開しております。

中でも、当市独自の施策といたしましては、中学生以下の医療費の助成制度の導入と、県内の市としては、いち早く取り組んでおり、宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、その継続をうたっているところでございます。

議員の御質問であります、優先的に取り組んでいる事業といたしましては、今年度より、子育て世代応援事業といたしまして、就学前の子育て世代を応援することを目的に、教育、保育にかかる費用を軽減することで、子供を生み、育てやすい環境づくりを支援するために、同時入所の第2子以降の保育料の全額無料化を実施しているところでございます。

保育園に2人子供がいたら、2人目は無料という形をとらせていただいているところでございます。

今後も子育てを取り巻く環境を見据えた中で、財政支援だけではなく、多様化するさまざまなニーズに沿った切れ目のない支援の環境整備に努めてまいりたい、そのように思っているところでございます。

出産祝い金につきましては、近隣市町村において、大月町で第2子から3万円、三原村において第3子から3万円、黒潮町で、第1子から2万円を支給しているようです。

少子化対策としての効果を把握することは難しい状況でございますが、子育て世代の方々にとっては、心強い助成制度であると、私自身も思っております。

一方、国においても、子育て支援の量の拡充、質の向上を国策として取り組むべく、平成27年4月に、子ども・子育て支援新制度がスター

トとしており、平成28年度に関しましても、幼児教育の段階的無償化等、新たな軽減措置が開始されている中、先ほど御答弁したとおり、宿毛市においても、同時入所の第2子以降の保育料の全額無料化を実施しているところでございます。

今後は、国の動向も視野に入れ、本市の財政状況も踏まえた中で、市単独の事業として、必要性を検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 二つ目として、移住定住推進室の活動について、お伺いいたします。

都市住民が農山村への関心を高め、新たな生活スタイルを求めて移住される方、また、仕事を探していただけでなく、生きる手応えが欲しいからという方、自分の存在や役割がはっきりわかる、農山村にひかれる方もおられます。

移住者は、便利さや富の多さだけを求めた工業世界の生きづらさから離れて、暮らしやすさを初め、何よりも一人一人の個人の思いが尊重されて、温かい地域社会を築く基盤となり得るように、移住者も地域住民も高齢者も、男も女も大事で、そこでの構成員として縁をつなぎ、共生していく仲間となってほしいと考えます。

受入側の思いではないでしょうか。宿毛市に移住定住推進室ができたわけではありますが、窓口をつくったということだけでしょうか。移住相談員はどんな範囲の仕事をするのでしょうか。具体的には、どんな支援があるのか。

例えば、住居など、その支援がどういう形で進むのか、職員は現場で移住者に寄り添い、人間関係をつくる力や、困難や危機に対応する力を会得された人材でしょうか。移住者の不安に寄り添うメンタル的なものも含めて、移住定住推進室の概要をお尋ねします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

移住定住推進室の業務等ということでございます。

移住定住の相談員の業務内容につきましては、宿毛市への移住を検討されている方、または移住された方が、気軽に相談できるように、平成27年度から1名を配置しているところでございます。

相談員の具体的な業務内容につきましては、移住定住に関する相談業務、お試し滞在住宅の運営維持管理、そして住宅改修等の各種補助制度の受付紹介、また宿毛市に登録されている空き家情報及び求人情報の提供など、本市への移住定住を推進するための各種の業務を行っているところでございます。

そして、先ほどおっしゃられました、本年度創設いたしました移住定住推進室の業務につきましては、各種補助制度に関すること、空き家活用移住促進住宅改修工事費に関すること、そして、移住体験ツアーに関すること。また、移住定住に関する相談業務、そして移住ケアに関すること。また、本市へ移住定住を推進するための各種業務に関すること、こういった内容を業務として扱っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 27年度は、35名の移住者と聞きますが、中には有機栽培をやりたいとの意思を強く持たれた方が複数いましたが、説得されて、農家の研修生となったと聞きます。

県は、有機農業を奨励しているのではありませんか。

宿毛市に移住者の方で、有機を苦勞されながら進めておられる方が、既におられることを御存じではありませんか。

その方から、有機野菜に興味をもっている方がいたら、自分につないでほしいとの連絡も入っていたのではありませんか。連絡してあるにもかかわらず、連絡はなかったと聞いております。

有機野菜は人気があり、ニーズもあります。第一、体によいし、味もよい。有機が広がっていけば、市場のニーズはあります。

市としても、経済的等を考えての助言となったことでもあろうとは考えます。しかし、本人の思いが尊重されることが望まれる支援ではありませんか。

その中で、試行錯誤は当然あるでしょうが、広く学び、ともに必死になることで、伝わるものがあるとなりませんか。多様な価値観を認めることが、移住者の人権を守ることになるのでしょうか。

県は、有機栽培が進んでいます。参考にさせていただきます。35名の移住者が、全員定住者となって、この宿毛を構成してくれているのか、離れた方はいらっしゃいませんか、実態をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

それぞれ、いろいろな思いがあって、移住者の皆さんが、いろいろなことを思い語ってられるということで、そういったお話が、私の耳にも入っているところでございます。

平成27年度中の移住者35名中、6月15日現在で、宿毛市に住所をおかれている方は、32名となっておりますので、3名の方が離れていったという実績になっております。

宿毛市として、移住者の価値観、先ほどは有機栽培のお話も出ましたが、そういったものを大切にしたい対応をしているのか、そういった御質問だというふうにと受けとめました。

移住定住推進室職員を初め、各関係課の職員が、移住された方の気持ちに寄り添って、丁寧に御相談に応じているところですが、御相談内容の中には、移住された方のお気持ちに沿うことが難しい案件もあったというふうに聞いております。

具体的には、各種補助制度を活用されている場合の要件等が挙げられるようではありますが、御理解いただけるように、制度の説明や生活の安定化を考えた助言等を、これからも行ってまいりますし、また、さらに気をつけて対応をしていきたい、そのように思っているところでございます。

今後も、このまちに住み続けたいと思っただけのように、丁寧な説明と、親身な対応を心がけてまいりますし、市長として、しっかりと指導してまいりますし、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 思いやりのある言葉でした。異なる地域に長く生活してきた人々を受け入れる体制がきちんと用意されないなら、根づいていかないのではないのでしょうか。その地域の伝統や文化について、理解を深めてもらうとともに、新住民の持つ知恵や技能が受容され、両者の間に人と人としての良好な関係が築かれなくてはなりません。

このようなコミュニティ形成のためにも、地方創生の戦略課題とするならば、住民とともに、移住者を受入後の精神的態度について、熟議が重要ではありませんでしょうか。

このように、地方創生に伴う自治体施策の展開には、課題が多くあります。重ねて言うと、住民との施策に関する熟議があって、初めて解決されるのではありませんか。

移住者に対する意識をどのようにもっている

か、お伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） 移住者に対する、どういうふうな意識を持ってというお話であります。

本当に、地方創生の中で、都市の一極集中化を、地方に向けて人を動かしてきて、一極集中化をとめていくという意味でも、国もそういう施策をとっておりますし、私たちもそういうことに乗かって、移住政策をとっていききたい、そういうふうに思っているところでございますが、当然、議員御指摘のとおり、移住者というのは、人であります。その人がどこに住みたいと思っただけなのか、そして住んでいただいている方々が、ここに住み続けたいと思っただけなのか、そういった気持ちが大切だと思っておりますので、そういった移住者に寄り添った対応をしてまいりますし、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 先ほどの御答弁、移住者にとりましてはうれしい言葉であったと思われれます。

3番の地方創生のKPIについて、重要業績指標でございますが、それについてお伺いいたします。

2016年度、従来の総合計画と違っていることとして、施策ごとにKPIを明記することとなっています。

自治体の努力抜きに、達成できるものではありません。事業実施に当たっては、これまで以上の戦略的施行が求められます。

KPIを政府がどのように評価するか、定かではありませんが、事業の社会経済に対する効果の測定は簡単ではありません。自治体融資、経済水準、労働市場の実態など、KPIとして記載した効果は裏切られることも念頭に置いて

おこなければなりません。

つまり、K P I が実現していないのではないかと、との批判が、政府はもとより住民からも生まれ、首長、職員の政治責任、行政責任が問われることもあり得るわけであります。

2年間で、国は2,900億円出しました。進捗状況は75事業のうち、成功率28%、4割弱であります。

記載を求められたから、記載したでは済まされない事態が生じかねません。国には、自治体のK P I の難しさを説明していくことも重要であります。短期間で結果を出しにくいものも、見直ししながら、今何をすればよいか、しっかり考えて、地方創生を進めていかなければなりません。

御見解をお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

昨年10月28日に策定いたしました宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、平成27年度から平成31年度までの5カ年計画であり、33の具体的な事業に対しまして、質問議員が言われます重要業績評価指標、いわゆるK P I を設定しております。

目標を立てて、それに数字をつけているというものでございますが、今年度は、K P I の達成度を検証する初めての年度になります。先ほど、るる御説明もありましたように、なかなか全国的にこの達成が難しいということも聞いているところでございますが、今年度中に宿毛市政審議会を開催いたしまして、平成27年度のK P I の検証を行う予定としております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 四つ目として、小規模林業者へのさらなる行政の役割について、お伺

いたします。

プロにしかできないと言われている林業であっても、技術を学ぶ仕組みさえあれば、素人からでも取り組むことができる、小規模林業であります。チェーンソー、軽トラ、ワイヤーで始められます。経費をかけずに、手元にお金を残す小規模林業であります。森林を活用し、中山間地区でも安心して暮らせる土台をつくる可能性をもっていますが、次世代の暮らしがどんな方向に進むのか、かぎを握っている若手の活躍であります。

宿毛は、自伐林業を推進しているのでありますが、研修を受けた方のその後の実態を聞かせてください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

自伐型林業につきましては、本市の豊富な森林資源を活用し、農閑期に林業に従事するなど、農業との副業型林業経営や、また平日は農業以外の事業に従事し、休日に林業を行う、休日型林業経営など、持続的、安定的な収入を確保できる林業形態として、大きな可能性を持つものであると考えておりますし、また、近年は、いろいろなマスコミ等でも取り上げられているところでございます。

昨年度におきましては、自伐林業の推進を目的に、自伐型林業の先進地である佐川町の自伐林家の視察や、伐採に必要なチェーンソーの講習、間伐研修、軽架線集材研修、作業道の研修など、計6回のすくも森林塾を開催いたしまして、20名の方が受講をしている状況でございます。

その後、みずから林業経営を開始している方は、現在のところ2名とお聞きをしているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 戦後の拡大造林が使えるようになった、改革のチャンスであります。持続的林业、木材産業を発展させられる基礎を築くまでに、行政として、力を入れていくお考えはありませんか。

地域協力隊も入れて、盛り上げる取り組みも求められます。専業型で30ヘクタール程度、兼業型で15ヘクタール以上を確保できれば、十分、産業化できるということであります。

I・Uターン者にとって、山林の確保が最大の課題となりますが、インフラ的側面がありますので、行政が担うことが重要であります。

山林所有者も高齢者となり、山の荒廃は免れません。公有林の提供など、I・Uターン者には積極的につなぐなど、小規模林业に安定した若者の就労であると考えます。

ふるさとに帰りたいが仕事がない、ふるさとを離れ、親も高齢となり、山の存在を知っている、山の価値に気づいていない。山をもっていないけれども、山の仕事をしたい、管理できる山を探しているなど、ネット発信が必要です。

山の管理をします。山の管理相談、自伐林业、小規模林业を発信して、ニーズ等の調査や、山主が委託する思いや条件、山の管理を、この人になら任せられる気持ち、判断、メンテナンスなど、行政の役割は大きいと考えます。

森林組合や民間の大型林业を好まない方もいらっしゃいます。山の価値を高めていく小規模林业の入り口から出口まで、素人からでも取り組むことができる、助成も既に行っております。

宿毛から多くの成功事例を出していけるように、情報を集めて窓口をつくる、ネット発信をする。山主にはしっかり広報していくことが重要です。

小規模林业に向かない山もありますが、管理

の行き届いた山林の作業道は、山の価値を上げる財産となります。整備された山の木は、1本の木の値打ちを驚くほど高価となり、人々を豊かにし、持続的林业、木材産業を発展させる基礎を、今こそ築かななくてはと考えます。

主な山が皆伐されてからでは遅いとなります。大規模林业と小規模林业、現場を見れば一目瞭然です。持続可能型小規模林业であります。雇用、獣害被害の防止、砂防効果、環境保護、農業の再生は、自伐林业で対応できる、地方創生のかぎといえます。

これら取り組みとなるものを考えておられますでしょうか、御見解をお伺いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

山林所有者と自伐型林业を志す方とのマッチングや、そして自伐型林业で市有林の有効活用について、質問というふうにお伺いをいたしているところでございます。

宿毛市には、議員も御承知のように、バイオマス発電所がありまして、また、宿毛市の面積の84%は森林であります。

そういった環境の中、3月における山戸議員の一般質問に対しても、答弁をさせていただきましたが、今後におきましても、新たな林业の担い手となる自伐型林业の育成を推進しまして、自伐型林业を志す方と、山の手入れを任せたい、山林所有者とのマッチングや、そしてお話にありました市有林の有効活用なども手がけていきたいと思っているところでございまして、ただいま、それに向けて、いろいろ調整をしているところでもございます。

具体的なスキームにつきましては、県内の先進地である、先ほども言いましたが、佐川町や、県外の先進地も参考にしながら、検討をしてみたいと考えているところでございます。

また、自伐型林業のPR等もしていきたいというふうに思っております、すくも森林塾の告知はもとより、新たな林業の担い手となり得る自伐型林業が、こういった経営手法なのかもあわせて、ホームページや広報紙等を通じまして、広く市民の皆さん、そして市外の皆さん、県外の皆さんにも、告知をしていきたい、そのように思っているところでございます。

先ほどお話にあった林業、自伐型林業をされている女性の方とも、直接、山でお会いして、お話をしたこともございますので、この人が山で仕事ができるのかと思うような、本当にきゃしゃな方でありましたけれども、しっかりと自伐型林業で生計を立てているというお話も聞いております。

しっかり取り組んでまいりますので、またよろしくお願いをいたします。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） ありがとうございます。

地域公共交通の実証運行に向けた取り組みについて、お伺いいたします。

まちづくりと交通権保障との両輪で、誰もが安全で安心して移動できる豊かな社会の実現をすることが望まれる、地域で住民の交通権を保障し、地域づくり、まちづくりを進める上で、欠かせない地域公共交通の構築を急ぐことが重要であります。

それがないと、地域の崩壊に拍車がかかるとなりますでしょう。最終責任を負うべき自治体にとって、住民の移動の確保は、自治体の本来的な行政サービスであります。

今、進めている地域公共交通会議に、住民参加を盛り込んだ、画期的な地域公共交通再編計画が前身であります。

ただいまの進捗状況を伺います、よろしくお願ひします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

地域公共交通の実証運行の現在の取組状況ということでございます。本当に地域公共交通、本当に重要な課題だと思っておりますし、またその反面、いろんな実証実験や、そして聞き取り調査、そして実際、よそで運営している状況を聞くところによると、非常に難しい問題がたくさんあります。

そういった中で、皆さんの御意見を聞きながら、現在、進めているところでございます。

公共交通空白地域の解消、そして日常生活の維持、地域移動手段の確保など、交通弱者といわれる、そういう方々に対する課題を解決するため、昨年度、橋上地区及び小筑紫の一部の地区を対象に、地域に入りまして、地域の皆様と実証運行を行うための意見交換を行ってまいっているところでございます。

昨年度、地域の皆様からお聞きいたしました意見を踏まえ、現在、10月からの実証運行に向けまして、運行ダイヤ、経路などの計画の作成、車両の購入など、運行に必要な、さまざまな準備を進めているところであり、今後におきましては、地域の皆様と、運行計画についての協議も行い、関係機関と実証運行に向けた調整を行っていく予定としております。

また、議員の皆様方におかれましても、それぞれ御意見等をお聞きすることがあると思えますので、ぜひそのときには、こちらにもどういふふうな意見があるのか、ぜひ聞かせていただきたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 住民が自分たちのまちは自分たちで考え、行動しようという思いを広げることが大切であります。

このまちに対する誇りと愛着、それは歴史と伝統があるこのまちを、ずっと支えてくれた方が困らないようにすることが政治の力でありま

す。
よろしく願いいたします。

5番の原発再稼働について、お尋ねいたします。

3月議会で答弁していただきました、実地自治体が決めたものと、市長の答弁でございました。私も、思いは同じでございましたけれども、電話が入りました。まるで他人事だと、複数の方からの電話が入りました。

原発再稼働は、最終的には国が決定するものではありませんが、高知の現状を見ると、多くの自治体が反対の表明をしています。幡多近辺全て反対し、高知全体でも、80%が反対しております。

地方から異を訴え、表明していくことは、地方自治体として重要な行動と思われませんか。

市長は、住民の命と暮らしを守る責任者のトップとして、御自分の言葉で、原発再稼働に対してお聞かせください。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

エネルギー施策に関しましては、3月議会でも答弁いたしましたとおり、一日も早い、原発に依存しない社会の実現を目指していくべきだと、私自身は考えております。

一日でも早い原発に依存しない、そういった社会の実現を目指していきたい、そのように思っております。

現時点では、原発再稼働に対しては、そういった思いではありますが、現時点では、原発再稼働に対して、異を唱えるつもりはないという発言をさせていただいております。

これが私の考え方でございます。自分の言葉

でございますので、御理解を願いたい、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 福島やチェルノブイリの事故は、もう起こらないでしょうか。賛成の根拠は何ですか、自信をもって言い切れるものがありますか。

大事故を起こしても、懲りずに再稼働にはずみがついてきていることは、一部の既得権益を守りたい人たちの意のままに動かされてきたことが、3.11を機にはっきりわかりました。

福島は終わりが見えません。人類未体験レベルに達した原発事故であります。自分すら助かるかどうかもわからない、まして先の長い我が子はと思うと、涙が出てくると、被災者たちは、だからこそみんなが気づいて、声をあげていくしかない。このほかに道はないと、私たちはみんなで助かりたいのだ。

みんなで助かり、せめて残された日本の土地や、自然や、食べ物を守っていきたい。戦争もないのに、戦争に匹敵するほど、命や生活が破壊するもの、それが原発であります。

福島の若いお母さんの声です。エネルギーの転換を、今こそ重要課題として取り組むべきと考えます。御見解をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

福島原発周辺の方々、先ほど川田議員言われたような形の中で、本当に悲痛な思いで、日々生活をしているというふうなことは、承知しているところでございます。

これを機に、エネルギーの変換というお話ありましたが、まさにこれを機に、今、日本として、エネルギーの変換期に入っているというふうな、私自身は思っているところでございます。

3月議会でも申し上げましたとおり、今般の原発再稼働につきましては、原子力依存度を下げ一方、重要なベース電源として位置づけている国の原子力政策の中で、原子力規制委員会等において、安全対策の審査を行い、新規制基準への適合審査の結果、妥当であるというふうに判断されたものであるため、現時点で、先ほども申しましたが、異を唱えるつもりはない、そういったことをごさいます。

しかし、これも先ほど申しましたが、将来的には、原発に頼らない、そういった社会の実現が必要であるというふうに、私自身感じておりますし、考えております。

再生エネルギー、そういった再生可能エネルギーの開発がさらに進んでいって、近い将来に原発がゼロに、そういうことを切望しているひとりでございますので、御理解していただきたいと、そのように思っております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 1番川田栄子君。

○1番（川田栄子君） 教育長、市長におかれましては、御答弁ありがとうございました。

終わります。

○議長（岡崎利久君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時47分 再開

○副議長（山戸 寛君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 12番、一般質問を行います。

本当はあしたの予定でしたので、心の準備がまだできていませんが、しっかりとやりたいというふうに思います。

先ほど、すばらしい、一般質問で意見発表を

聞きましたので、あれほど勉強していたら、僕ももっと上手にできるがになというふうに思います。

それでは、通告に従って、順次聞いていきたいと思いますが。

まず、千寿園の指定管理移行に向けたスケジュールについてということで、お聞かせをさせていただきます。

昨年の3月議会において、千寿園を指定管理に移行するというので、議案が出されました。

2年余りの時間を使って、円滑に移行するというふうな説明を受けて、議決をしたわけですが、この今の千寿園の指定管理移行に向けての現状について、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 寺田議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

こちら心準備はできておりませんが、しっかりと答弁していきますので、よろしく願いをいたします。

宿毛市立の特別養護老人ホーム千寿園の指定管理者決定から、現在までの状況について、お答えをさせていただきたいと思います。

御承知のように、千寿園に係る指定管理者については、平成27年3月に、平成29年4月から平成34年3月31日を期間といたしまして、社会福祉法人宿毛福祉会を指定しており、平成27年3月31日には、指定期間や施設の使用料などの基本事項を初め、引継期間中に千寿園が不足する職員につきまして、宿毛福祉会が採用を予定する職員の中から、当市の職員として、臨時的に任用できることなど、引き継ぎにかかわる協定も締結をし、現在は本年4月より開設いただいた宿毛福祉会の指定管理者準備室、3名の職員を中心に、連携や協議を進めているところでございます。

引き継ぎ等の状況につきましては、今回の虐

待及び誤薬等の事故もあり、来年度に向けまして、介護サービス等の向上を図りながらですが、一日も早く信頼を回復できるよう、努めている中で、千寿園の業務マニュアルも提示させていただき、準備室職員に現場把握に取り組んでいただいている、そういった状況でございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 再質問をいたします。

そういうことで、2年余りの時間をとっていた。今、1年が経過したということですが、実際、今、庁舎の中にも、将来のというか、千寿園の職員を、後で聞きますが、一般職に任用するというので、その間の臨時対応ということで、かなり臨時の職員がいるというのも、承知しております。

そのところで、先ほど言った、円滑に移行するというので、私は、もう少し段階を追って、職員を宿毛福祉会のほうから、千寿園のほうに配置していくのかなというふうに思っておりますが、現時点で3名の準備室の方と連携をとる中で、話を進めているというふうに受け取りましたが、将来的に、宿毛福祉会の中心になるメンバーが、現在、千寿園の中には入っているのでしょうか、まずそれをお聞きしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） その件につきましては、千寿園長のほうより、答弁をさせていただきたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 千寿園長。

○千寿園長（山岡敏樹君） 千寿園長、今の寺田議員の質問にお答えしたいと思います。

今のところ、宿毛福祉会さんからの、中心になれるメンバーについては、まだ入ってきておりません。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） まだと言うか、現在は、市の正規職員と、市の臨時職員と、任期つき職員で運営しているというふうに受け取りましたが、そういうことであれば、現在、多分、正規職員で、私の今まで聞いているところによると、16名がまだ、正規職員が千寿園の中にいるというふうに聞いておりますが、これから後、10カ月ぐらいしかないわけですが、この介護職員の、一般職への任用がえについて、これを執行部として、どのように考えているのかについて、お聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） 答弁させていただきます。

平成27年度当初に在籍をしていた介護職員19名のうち、平成28年1月に2名の職員の任用がえを行いました。

1名は保健介護課、もう1名は、千寿園の事務職のほうに配置を行っているところでございます。

ということでございますので、17名ということで、介護職員のほうは、今、17名という状況になっております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 17名なんですね。

その17名を、今後、一般職へ任用がえをしていくということで、今後のスケジュールについて、どのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

千寿園の介護職員の移行スケジュールについては、当初の計画では、平成28年1月に5名、平成29年1月に5名、平成29年4月に9名の職員任用がえを行う計画となっております。

が、代替の介護職員を2名しか補充できなかったために、平成28年1月に任用がえができた職員は、先ほども申しましたように、2名にとどまっております。

そのため、今後といたしましては、平成29年1月に8名、そして平成29年4月に9名の任用がえを行う計画と、変更をしているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 来年の1月に8名、4月に9名という、スケジュールはすごくいいと思うんですよ。ただ、ことしの1月の時点での5名さえ、なかなかうまく移行できなかったということを考えると、どっちかというところ、ごそつと1回に8名というような移行をするよりも、例えば10月、11月というような形で、順次、宿毛福祉会のほうとも話し合いながら、職員を移行していくというか、推薦を受けた人を入れていく。また、その中で、宿毛市の一般職に任用がえをしていくということをしてほしいんじゃないかなど。そのほうが、役所としても、いきなり介護職員が一般事務職の仕事に移るよりも、当然、研修期間等も必要となってくると思いますので、それを考えると、一度に8人とか9人の職員が任用がえになると、千寿園のほうも混乱を起こすし、役所の中も混乱を起こしていくんじゃないかというふうに思いますが、緩やかな移行について、市長のお考えをお聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

平成29年4月に行う9名の職員の任用がえについての内訳は、各ユニットリーダー8名と、相談員1名の計9名となっており、移行までの業務を円滑に行うためには、平成29年4月の

任用がえは変更しがたい状況になっております。

また、平成29年1月に行う8名の職員の任用がえにつきましては、代替職員への引き継ぎ期間を要するために、平成28年10月より、千寿園で勤務できる職員の募集を進めているところでございます。

なお、平成29年1月以前に任用がえを行った場合は、介護業務の経験の浅い、そういった臨時職員が多くなってしまい、千寿園の運営体制のほうに支障を来すおそれもあるのではないかと、そういうことから、できるだけ影響を及ぼさないため、現在の計画どおり、平成29年1月に任用がえを行おうとするものになっているところでございます。

ただし、平成29年1月において8名の任用がえが実施できないことも、十分想定されますので、平成29年1月にこだわらず、議員御提案のように、平成29年1月以降において、段階的に実施することも検討してまいりたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 1月にできなかった場合は、段階的に検討していきたいという答弁もいただきました。

やはり、千寿園というのは、人を対象に介護をするという施設であります。ある日突然、介護職員がいなくなる、全く変わってしまうというのは、入園者にとっては、とつても、非常に心にストレスがたまることではないかというふうに思いますので、ぜひ、入園者のことを第一に考えて、進めていただきたいというふうに思います。

昨日の同僚議員の質問の中に、千寿園での誤薬、また体罰等の質問もありましたが、今回、26年度からでしたが、調査結果として出た誤薬については、この底辺にあるのは、指定管理

に移行する中で、臨時職員等の仕事に対する部分もあったんじゃないかというふうにも、私は思いますので、これから1年足らずの間に、円滑に移行できるように、執行部として頑張っていただきたいというふうに思います。

千寿園については、これ以上、お聞きをいたしません。

2項目めの総合運動公園の防災広場の芝生化についてということで、質問を出させていただきました。

このグラウンド部分についてですが、これは、昨年度の国の防災予算で、グラウンドを整備したというふうに記憶しているんですが、昨年の議会の説明に対しては、芝生化する予定はないというふうに聞いておりましたが、今回、芝生化することになった経緯について、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

防災広場を芝生化する経緯についての質問について、お答えをさせていただきます。

宿毛市総合運動公園にて整備を行っている、防災広場につきましては、南海トラフ地震等による大規模災害が発生した場合、災害活動の拠点となる施設であり、日ごろにおきましては、多目的広場ということで、運用したいというふうに考えております。多目的広場としての利活用が予定をされているところでございます。

また、当初から、芝生化する案もありましたが、広場面積が約1.1ヘクタールの芝生化にかかる、費用が多額となることから、本市の財政状況を鑑み、整備を見送ってきた経緯があります。

しかしながら、芝生化することによりまして、多目的広場としての利用価値が上がり、通常時は安全に広場を活用できまして、子供たちにも

思い切って遊んでほしい、そういう思いがあり、何か事業はないかと、模索をしていたところ、そういうふうにしてきたところ、日本サッカー協会のポット苗方式の芝生化モデル事業であれば、芝の育成期間を要するものの、無償でポット苗の提供を受けることが可能でありました。

そういった状況の中、本市が申請し、芝生化をすることとしたものであります。

芝生の養生後は、防災広場は、日常は誰もが自由に出入りできる、開放的な広場として利用していただき、子育て世代の利活用や、さまざまなイベントに活用、利用できる、魅力のある広場として、広く市民の方々に利用していただきたいというふうに思っております。

本当に、ふだんオープンにあけときたいというふうに考えていまして、御存じのように、隣には複合型遊具もありまして、現在も土日、そして休日は、多くの家族連れがそこを訪れている状況であります。

そこから直接、扉なく、中の芝生のほうに入っていけるような形がとれないのか。そして、そこを、本当にそれぞれが自由にキャッチボールしていただいてもいいし、いろんな形で子育て支援の一環として、御家族で活用していただきたい、そういうふうに思っております。

また、休日等は、これからいろいろ検討してまいらなければなりません、いろんな団体が、本当にガレージセールでもいいし、子育て支援サークルの方々が、いろんなイベントをもってもいいし、そういったイベント広場として活用ができるのではないかと、そういったふうな形も考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 芝生化できるようになった経過について、今、市長のほうから説明をいただきました。

私が何で、今回、質問をさせてもらうようになったかという、皆さん、市の回覧板等で見ていると思いますが、こういう回覧板の中に、多目的広場を芝生化しますよという市民ボランティアの募集のチラシが入っておりました。

そこで見ると、先ほど、サッカーという声が市長のほうからありましたが、宿毛FCと共催で、宿毛市との共催で、今回、芝生を張るといふふうになっております。

一部の市民から、サッカーの専用グラウンドになるんじゃないかというような質問もありましたので、そのようなことはないぞと。ここは防災の広場として、市が整備した公園であるので、そういうことにはなりませんよという説明もさせていただきましたが、この広場については、防災広場を整備するときに、利用料の設定はできないとふうにも聞いておりましたが、今回、芝生化することによって、広場の使用料等について、執行部としてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

何かのスポーツに特化して、それに占有さすという施設ではございません。

防災広場につきましては、先ほどもお答えをさせていただいたとおり、子育て世代の利活用や、さまざまなイベント等に活用でき、魅力ある広場となるよう、芝生化をしたものでございます。

国庫補助金を活用した防災広場として整備をしているために、議員御存じのとおりでございます、都市公園法のどのような公園施設として位置づけ、管理を行うことが、芝生化した、そういった目的と合致するのか。また、使用許可につきましても、どのような方法が、多くの市民の方々に利用していただきたいという思いが

ありますので、多くの市民の方々が利用できるのか、現在、検討を重ねているところでございます。

先ほどの利用料についても、同じ状況でございます。

10月ごろには、芝生の養生も終わりますので、それまでには、課題を整理いたしまして、供用開始をしたいと考えておりますので、それまでには、また皆さん方にお知らせすることができると思っております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 今後の検討課題として、使用の許可であったり、利用料については、検討していくということでございますので、議論をしていただきたいというふうに思いますが、これ、芝生化するときの経費以上に、維持管理費がかかってくるというふうに思います。

実際、現在、芝生化している総合運動公園の中のグラウンドの中の芝生、それと上のグラウンドの芝生。ちょっと場所は離れますが、高砂のグラウンドの芝生化というところで、市として、大きく三つぐらいの芝生化したグラウンドがあるわけですが、これに対しても、かなりな維持管理費がかかっているというふうに思いますが、今回、芝生化する、この多目的広場に対して、どれぐらいの維持管理費がかかってくるかということについて、もし試算ができていれば、お答え願いたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

年間の維持管理につきましては、主たる業務として、芝刈りや肥料、そして殺虫剤散布、そして水をあげるということで、散水などの維持管理費が必要であると思っております。

防災広場を陸上競技場の芝生並みに整備をし

ますと、当然ながら、相応の費用が必要となつてまいります。

ちなみに、平成28年度宿毛市総合運動公園の陸上競技場フィールドと、観客席及び体育館北西の、先ほどお話にもありましたが、芝生化した補助グラウンドの芝管理の契約金額は62万4,800円であります。

現在、維持管理方法の詳細について検討中ですが、防災広場の活用目的から、スポーツ競技施設としての維持管理は必要ではないかというふうな考え方もございますので、陸上競技場を上回る維持管理費用は、かからない、そのように思っている、考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） どっちにしても、今まで以上に芝の面積が広がるということであれば、維持管理費は今まで以上にかかってくるということには間違いないと思いますので、できるだけ押さえて、ただ、これ子供たちが遊ぶにしても、何らかのスポーツをするにしても、余りぼうぼうと伸ばしておくわけにはいけませんので、それ相応の維持管理費はかかってくるというふうに思いますので、今後の市からの財政的なものを考えると、何らかの方法を考えるべきではないかというふうに思います。

その中で、これは質問というわけではありませんが、全体的に、散水というか、今は上水を全部使っていると思いますが、防災拠点にもなっていますので、国、県に申請して、防災井戸でも掘れば、全体的に総合グラウンド全体に散水できるような施設もセットにすれば、経費的には、非常に、将来考えると浮いてくるんじゃないかなというふうに思いますので、御検討を願えればというふうに思います。

この芝生化については、以上で質問を終わり

ます。

次に、木造家屋の耐震補強のスピード化について、質問をいたします。

実はこれ、熊本地震があったわけではないんですが、起こる前に申請はしてたんですが、実際、私の家の耐震もお願いして、一昨日、調査に診断士の方が来られました。

1カ月近く、申し込みしてからかかったわけですが、その申し込みしてから調査に入るまでの期間というのは、申し込んだタイミング等で、多少、誤差はあると思うんですが、なかなか今まで聞いておりますと、診断結果が出るまでに、数カ月という期間がかかるというふうにも聞きました。

それからまた、耐震設計をやって、もし工事をするのであれば、工事に移るということを考えると、相当、長時間かかるというふうにも思うわけですが。

東北で起き、九州で起き、次は四国かというような声もありますので、住民の中には、今のタイミングでやらんといかんのやないかというふうに考えた市民がかなりいるんじゃないかと思います。

そういうときに、期間について、どれくらいかかるのかというのを、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えをさせていただきます。

寺田議員のほうには、少し御迷惑をおかけしたようで、まずもっておわびをいたします。

期間等でございますが、木造住宅の耐震診断を申し込んでから、診断結果が出るまでの期間を短縮できないかというようなお話でございます。

まず、木造住宅の耐震診断につきましては、昭和56年5月31日以前の基準で建てられた

住家が対象となっております。

県に登録された耐震診断士が、対象になった対象住宅を診断するものです。

申し込みは、市で随時受け付けておりますが、市から委託先の高知県建築士事務所協会へ申込書を送付した後、これ1カ月に1回開催される木造住宅耐震診断派遣委員会に諮る必要があるため、先ほど、議員おっしゃられたとおり、申し込み時期と、本委員会の開催時間の関係で、長い場合で1カ月程度、耐震診断士の派遣をお待ちいただくこととなっている状況でございます。

本委員会の開催回数をふやすことができれば、期間の短縮化を図ることができるわけですが、高知県建築士事務所協会では、変更することが、現状では困難であるとのことであり、県内の市町村も同様の状況のもとで、事業を行っておりますので、御理解いただきますよう、お願いをいたしたいと思っております。

ぜひ、市民の皆様方には、以前からもやっている耐震診断でありますので、早目の申し込みをお願いをしたい、そのように思っているところでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） ぜひ、昭和56年以前に建てた木造家屋については、まず診断等をしていないと、これから聞きます公費負担による補助が受けられませんので、ぜひ診断は今、公費負担で、自前のお金は要らずに受けれるわけですから、受けていただきたいなというふうに思います。

そこで、公費負担の診断が済んでから、今度、設計等、改築というか、リフォームになるわけですが、そのときに、住宅改造については、92万5,000円までの補助がある。設計は、20万5,000円まで公費負担で出るとい

ふうに聞いておりますが、100万余りの金額が補助していただけるという。これは、今、いろいろな、安く耐震工事が行われる、工事方法もあるようですが、その中でも、近隣の市町村においても、単独で上乗せをしているところもあります。

昨日、診断士の方に聞くと、上部構造評点というらしいんですが、ビルというか、建物でいうと、IS値とかいうのを、よくいって、1に近づけるというような話を、よく学校のときにもしたわけですが、その上部構造評点が、1というのが条件で耐震工事を行うというふうになっているようですが、県のほうも、ほかの自治体でも、0.7でも当面は、工事いいですよというような自治体もあるようです。

少しでも耐震工事をしていただこうと。ひとりでも多くの人に、命だけは、最低でも助かっていただこうという工事の進め方になっているのを、選択しているんだろうというふうに思いますが、宿毛市として、現在、先ほど言いました公費負担の92万5,000円、また設計の20万5,000円以上に上乗せをして、工事の進捗を図っていこうというお考えはありますか。

○副議長（山戸 寛君） 市長。

○市長（中平富宏君） お答えさせていただきます。

耐震診断の補助制度の考え方についてということでございます。

まず、本市における現状の助成制度について、御説明を申し上げます。

一部、議員のほうからも数字を示していただきましたが、先ほど御質問いただきました、木造住宅の耐震診断費につきましては、昨年度から、所有者の自己負担が無料で実施できるような予算措置をしているところでございます。

次に、耐震設計費につきましては、事業費の

3分の2を基本に、上限20万5,000円の補助を、耐震改修費につきましては、92万5,000円を上限として、補助を行っているところでございます。

なお、県内の他市町村の状況といたしましては、本年6月1日現在で、18の市町村が、本市の助成制度以上に耐震設計への上乗せ補助を行っており、さらに15市町村が、耐震改修への上乗せ補助を行っているというふうに聞いているところでございます。

本市としましては、住宅耐震の加速化のために、昨年度から耐震診断の無料化を行うとともに、自主防災組織の御協力もいただく中で、戸別訪問を行い、耐震化促進に向けての啓発も行っているところであります。

こうした取り組みや、熊本地震の影響もあわせて、申込件数も増加しているところでありますが、さらに本年度からは、住宅所有者の負担軽減のために、工務店が所有者のかわりに、直接、市から補助金を受領し、差額のみを所有者が工務店のほうにお支払いをする、代理受領制度も導入しているところでございます。

こうした中、住宅診断につきましては、あくまでも個人の財産である住宅を耐震化するという自助、自助に対する助成でありますので、一定の自己負担をお願いすることは、事業の本質上、必要ではないかという考えをもっているところでございます。

しかしながら、先ほど来、おっしゃっているとおりで、他市町村の動向等も勘案する中、必要性も見きわめながら、補助制度の見直しについては、随時、検討をしてみたい、そのように思っているところでございますので、どうか御理解を願いたい、そのように思っております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 南海トラフを震源とする地震の、今後30年以内の発生率が73%と、2ポイントも上がったということもありますので、耐震化については、できるだけ早くというのが、行政の考え方であると思いますので、できる限りの助成、また人的などうか、事務的な部分で、先ほど言いましたように、所有者の事務軽減にも図れるような処遇はしていただきたいというふうに思います。

以上で、市長への質問は終わって、次は、新教育長への教育行政における基本姿勢についてということで、お聞きをしたいと思います。

先ほどの川田議員も、新教育長に聞かれておりましたので、重複はできるだけ避けたいと思いますが。

まず、私は、教育長は、宿毛市の教育行政を担うトップとして、市長のほうから、ぜひやってくれという、熱い要請に応じて、この仕事を受けたというふうに思っております。

現在、どのような委員会運営を、これからしていこうかという、基本的な考え方について、それこそ6月号にも載っていましたが、生の言葉でお聞きをしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、12番議員の一般質問にお答え申し上げます。

教育長として、教育委員会運営をどのように行っていくつもりかという御質問であったと思います。

今までの行政経験を踏まえて、委員会をどうするかということでございますけれども、6月号の広報にも掲載させていただきましたけれども、子供たちに、よりよい教育を提供するために、教育委員、それから学校現場の先生方だけではなく、保護者や地域の皆様から御支援、御理解をいただきながら、チーム宿毛として連携

して取り組んでまいりたいという基本姿勢でございます。

そのためには、教育委員会における方針、あるいは施策につきまして、教育委員一人一人が、責任をもって発言をし、協議を重ね、そして結論を見出す努力を重ねていくことが肝要であろうというふうに考えております。

そして、導き出されました結論に対して、全員が一致をして、同じベクトルで取り組んでいくという組織でなければならない、そういうふうに考えております。

そういった意味から、教育長就任以来、このような思いで教育委員会の運営に当たっておりまして、教育委員の皆さんと有意義な議論を重ねているというふうに考えております。

今後におきましても、誠心誠意円滑な、そして有意義な委員会運営が行えるように努力してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いをいたします。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 熱い思いを、今、聞かせていただきましたので、教育委員会の守備範囲というのは、もう小さなお子さんからお年寄りまで、青年、婦人も入ると、もう全市民を対象にというのが、教育委員会の受け持ちの区域であるというふうに思います。

私も、高校出て、青年団活動を始めてからここへ来るまで、40年余りたったわけですが、いろいろと教育委員会、また施設にはお世話になりました。

その中で、私が議員を志した一つの問題が、教育でありました。

私の子供たちが、今、もう上は成人しましたし、下はまだ中学生なんですけど、ここ数年、六、七年、もうちょっと長い時間になりましたが、翻弄されてきたのが、教育委員会が出してきた、小中学校の再編計画でした。

これは、特に私たちの地域の学校は、小学校が先だ、中学校が先だというような形で、あっち行ったり、こっち行ったりみたいな感じでやられましたけど、やはりずっと、私がこの場で言ってきたのは、教育委員会として、しっかりと再編計画、統廃合プランを出していくべきやというふうに、常に言ってきたつもりですが、新教育長として、小中学校の再編計画に、どのような考えをもっているのか、お聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

議員御指摘のように、小中学校の再編につきましては、この問題につきましては、平成19年の再編計画の策定以来、2回の見直しを経て、現状の再編計画というふうになっております。

現状の再編計画への見直しに際しましては、各学校の保護者の役員会でありますとか、あるいは数回にわたるPTA会長会等での意見交換を経た上で、教育審議会で議論を行い、答申をいただいた後に、教育委員会として決定をした経過もございます。

そういったことから、このことについては、当然、私といたしましても、尊重しなければならないというふうには考えております。

しかしながら、私自身は、学校の統合再編の問題は、まさにこのこと自体が目的では、当然ないというふうに理解をしています。子供たちへよりよい教育環境を提供していく上において、どのような環境が望ましいかを考える中で、一つの手段として、統合、再編ということも検討していかなければならないのではないかとこのように考えております。

したがいまして、教育委員会といたしましては、宿毛市全体の学校のありようについてしっかりと考え、10年後、あるいは20年後の児

童生徒数の状況でありますとか、あるいは地域性の問題等、総合的に判断をする中で、子供たちの教育にとって、よりよい方向を見出す努力を重ねてまいりたいというふうに考えております。

当然、教育委員会として、私自身は、教育委員会がまず子供たちの教育環境がどういった環境が望ましいかということ、しっかりと踏まえて、その上で、当然のことですけれども、その話を進めていく上においては、保護者や地域の皆様と協議を重ね、御理解と御協力をいただく中で、最終的な方向づけを行っていかねばならないというふうに認識をいたしております。

それから、学校施設もかなり古くなってきております。そういった状況から、今後の学校再編を考える上では、施設の改築も含めて、検討をしましなくてはならないというふうに考えております。

その際には、当然ながら、大きな予算が生じるということにもなりますので、見直しの時点において、財政面も含めて、市長部局とも十分、協議が必要であるというふうに認識をいたしておりますので、総合教育会議等の機会を活用する中で、市長と教育委員会が十分議論を重ね、共通認識を持つように努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 主人公は子供であるというところでは、私の考えと一致したところであると思いますので、将来的なことは、本当に20年、30年後を考えた、宿毛市の教育現場はいかにあるべきかということを考えていただきたいというふうに思います。

ただ、何年かというふうには言えませんが、よくこのごろ新聞等でも出てくるのが、3月に

質問もしましたICTを利用したの合同事業であるとか、近隣の学校等、共同事業をやるような学校も出てきています。それは、各自自治体が、その地域にとっての学校というのは、コミュニティーであるという考えのもとで、やはりその地域に若者が定住し、子育てをするには、学校は不可欠であるという考えの中から、学校を統廃合でなくするのではなくて、残していくという流れの中で、そういう事業を展開している行政体が、全国に今、広がっているように、新聞等では見かけます。

宿毛市の教育委員会として、そういうことも、これから検討していくおつもりはあるのかなのかについて、お聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

ただいま、議員の御指摘ございました小規模校における他の学校との連携による教育の推進ということでございますけれども、実際に、宿毛市におきましても、特に小規模な沖の島の学校につきましては、こちらの咸陽小学校に、年間通じて何回か来て、合同の授業を行ったり、あるいはICTを活用して行う等の取り組みはいたしております。

ですから、私どもとしては、統合再編がよりよい教育環境とは捉えておりません。ですけれども、それぞれの地域において、基本的な適正な規模というのが、一定、我々教育委員会としては、子供たちの切磋琢磨であるとか、社会性を身につける、あるいは他のさまざまな意見を十分聞いて、自分の意見をしっかりと述べるとか、そういったものを、子供に教育をしていく上においては、一定の規模が必要であろうという認識も持っています。

そういったことを、それぞれの地域の地域性でありますとか、あるいは統合による通学の距

離の問題でありますとか、さまざまな課題があります。

そういったことを、全ての地域において、全く同じということは、当然あり得ないと思っています。

ですから、それぞれの地域における教育、子供たちにとってのよりよい教育環境は何かということを考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 地域性に応じてということをお教育長も言っておりますので、ほかの行政体でやっている小中一貫校であったり、高知市の土佐山学舎のように、義務教育学校ですかね、というような考え方もありますし、宿毛市の中で取り入れることが可能であれば、そういうことも検討していただきたいというふうに思います。

これについては、もう答弁は要りません。

次に、給食センターの今後についてということで、通告をさせていただいていますが。

給食センター、これは建築して相当年数たって、27年か8年ぐらいですか。30年というふうな時間がたっているというふうに聞いておりますが、その中で、中の器材であるとか、設備自体が、もう老朽化してしまっていて、使えないような機械も出てきたという、補充がきかないというか、修理がきかないような機械が出てきたというふうにも聞いておりますが、教育委員会として、この給食センター、統廃合との兼ね合いで、いろいろな話もその中に出てきたことは確かなんですが、現在、統廃合を抜きにしても、やっていかなければいけない施設であるというふうに思うわけですが、給食センターについて、今後についてどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答えを申し上げます。

学校給食センターは、昭和58年に建築をされ、同年10月8日から給食を開始をいたしておりまして、ことしで33年が経過をしようとしています。

平成28年5月1日現在、沖の島小学校を除く市内の小学校8校、それから中学校5校の児童生徒、教職員に対し、約1,600食を、現在、提供いたしております。

議員御指摘のように、学校給食センターの施設や、調理設備につきましては、老朽化が進んでおりますけれども、経年劣化等による施設の修繕につきましては、その都度、適宜行っております。また、調理機器等の備品につきましても、部品の製造が打ち切りになったものもございますけれども、日ごろから管理、点検、メンテナンスを務めておりまして、そういったことで、安心安全な給食の提供に支障がないように、教育委員会としては万全を期しているというところでございます。

しかしながら、議員御指摘のように、先ほど申し上げました33年という経過の中で、施設が老朽化しているのは、もう周知のとおりでございますし、それから、何よりも、今後予想される南海トラフ地震での被災等を考えた場合には、学校給食センターの改築、移転につきましては、緊急かつ重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

当然、移転改築となれば、大きな予算が伴ってまいりますので、今後におきまして、市長部局とも協議をしながら、引き続き、全ての児童生徒に、おいしく、安心安全で栄養バランスのとれた学校給食を提供できるように、施設整備の方向づけを、できるだけ早くやってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 給食センターについては、今後、検討していくということですので、ぜひ、早急に市長部局とも話し合いながら、方向性を議会にも示していただきたいというふうに思います。

次に、教育相談センターの適応教室の運営についてということで、質問をさせていただきます。

これは、教育委員会の入り口の右のところにある部屋で、適応教室というのは、開かれていますというふうに認識していますが、現在の利用状況について、まずお聞きをしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、お答え申し上げます。

教育相談センター適応指導教室に通所している児童、現在どういう状況かということでございますけれども、現在、指導教室のほうへ通室している児童生徒はおりません。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 現在はいないということですが、例年、何名かの児童生徒が通ってきているというのは、私も教育委員会等に行くときに見かけたりもするわけですが、大体、年間でいうと、平均するとどれぐらいの児童生徒がきているというのが、わかっていればお示しを願いたいというふうに思います。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

平成27年度で二、三名ということでございます。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 二、三名ということですので、私が思っているより少ないなというふうに感じたわけですが、基本的には、不登校であったり、引きこもりであったりという子供たちの、児童生徒をケアするためにあるんだろうというふうに思うわけですが、このスタッフについて、何名ぐらいのスタッフがいるのかというのを、わかっていればお示しを願いたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

教育相談センターのほうには、教員を退職された方が1名、相談員として配置をいたしております。

それから、スクールソーシャルワーカー、これは保育士の園長先生の退職された方、これが、この方々が2名を配置いたしております、その3名体制で相談業務、あるいは各学校訪問をしたり、それから平成28年度からは、保育園も対象にして、SSWの先生方には、訪問をしていただくというような取り組みを行っております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 私は、今回、この質問、何でしたかと言うと、それがだめだということではなくて、スクールソーシャルワーカーというのが中心で動いているというふうに判断をしていました。

その方、先ほど言いましたように、保育士2名ということで、児童生徒、特に中学生ぐらいになると、やはり学校へ来ることも当然ですし、高校への進学等のことも、やっぱり親というか、保護者とすれば心配になってくるということを考えて、やはり先生がどれだけかかわっていくかというのが、すごく大事じゃないかという

ふう思った中で、今回、質問をさせていただきました。

やはり、家にこもっている子供たちを、引きこもっている子供たちを外に出す。その第一歩として、適応教室に来ていただく、また保健室に来ていただく、学校へ最終的には帰っていただく、勉強していただくということが、段階的に進んでいく第一歩であるというふうに考えると、やはり学校の先生というの、そこにかかわるべきだろうと。

スクールソーシャルワーカーの一人が、例えば学校の先生のほうが本当はいいんじゃないかというふうに感じてましたので、このような質問をさせていただきました。

このことについて、教育長、何かあれば答弁をお願いしたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

教育相談センターの配置の部分ですけれども、寺田議員御指摘のとおりですけれども、基本的には、学校の先生方、担任の先生も含めて、何よりも子供たちに、学校の先生方が常にあなたのことを考えているんだよということは、言い続けなきゃいけない。

その上で、その学校の先生方のサポートとして、さらにSSWの方々。

このスクールソーシャルワーカーの方々に、何で保育園の園長先生をお願いしたかといいますと、保育園、今の小学生、あるいは中学生というのは、過去において保育園を経過してきています。そのときに、園長先生、いろんな保育園を回られて、保護者との関係がかなり構築をできている。そういったこともあって、保護者の方にとって、非常に相談をしやすい、安心なという部分があります。

それから、議員御指摘のように、適応指導教

室に来られた子供たちに、一定、ただ来て遊ぶだけではなくに、勉強のほうも、本人たちにやっていただくと。

その意味で、先ほど、相談員は学校の教員のOBの方をお願いしているということで、実際に指導もしていただくということもありますけれども、一義的には、学校の先生方、これ大変ですけれども、先生方が常にかかわりを、子供、あるいは家庭にかかわりをもっていただくと。

そういったことから、我々としては、総合的に、それぞれの立場、保育園、あるいは学校のOBであるとか、それから直接的な学校の担任の先生方、あるいは校長先生も含めてですけれども、そういった、みんなでかかわり合っていくことによって、家庭から出られない子は適応教室まで来ていただく。さらに次のステップとして、学校の保健室であるとか、さらには、最終的には、教室に帰していくと、そういう取り組みをやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） これ、本当は先に聞いたほうがよかったのかもしれませんが、先ほど、現在の適応教室の利用者というのははないということを知りましたが、宿毛市内に不登校といわれる児童生徒がどれだけいるのかな、というのを、もし把握していれば、お示し願いたいと思います。

○副議長（山戸 寛君） 教育長。

○教育長（出口君男君） 教育長、再質問にお答え申し上げます。

今現在、不登校の人数につきましては、平成27年度の実績でございますけれども、小学生が2名、中学生が7名の、合計9名が不登校と認定をされております。

以上でございます。

○副議長（山戸 寛君） 12番寺田公一君。

○12番（寺田公一君） 適応教室等は利用してないけれども、実際、そう簡単に、不登校の子供たちが改善するとは考えられませんので、小学校、中学生で9名ぐらいの子供がいるということは、その子たちは、今もひとりで悩んでいるかもしれない。その子たちにとって、教育委員会がこれから学校へ出てこれるように、ぜひ協力をしてあげていただきたいというふうに思います。

時間はまだ、若干残っていますが、市長、教育長にすばらしい答弁いただきました。これで私の今回の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○副議長（山戸 寛君） これにて一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 3時49分 散会

平成28年
第1回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成28年6月22日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第16号まで

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第16号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局 長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係 長	奈良 和美 君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市 長	中平 富宏 君
副市 長	岩本 昌彦 君
企画課 長	黒田 厚 君
総務課 長	河原 敏郎 君
危機管理課長	楠目 健一 君
市民課 長	立田 ゆか 君
税務課 長	児島 厚臣 君

会計管理者兼 会計課長	山下哲郎君
保健介護課長	中山佳久君
環境課長	岩本敬二君
人権推進課長	沢田美保君
産業振興課長	上村秀生君
商工観光課長	山戸達朗君
土木課長	川島義之君
都市建設課長	中町真二君
福祉事務所長	佐藤恵介君
水道課長	金増信幸君
教育長	出口君男君
教育次長兼 学校教育課長	桑原一君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	和田克哉君
学校給食 センター所長	杉本裕二郎君
千寿園長	山岡敏樹君
農業委員会 事務局長	岩田明仁君
選挙管理委員 会事務局長	河原志加子君
総務課主監	上野浩由紀君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第16号まで」の16議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 皆様、おはようございます。3番、原田でございます。質疑を行います。

私がお伺いしますのは、議案第7号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算、15ページでございます。

第4款第3項4目13節調査委託料621万円、空き家対策総合支援事業についてでございます。事業内容と予定されている委託先をお伺いいたします。

続きまして、議案第7号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算、19ページになります。

第9款第5項3目18節備品購入費、フィニッシュタイマー購入費567万円についてでございます。

事業の内容と、購入するハードの説明をお願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 環境課長。

○環境課長（岩本敬二君） おはようございます。環境課長、3番、原田議員の質疑にお答えします。

議案第7号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、15ページ、歳出の第4款衛生費、第3項清掃費、4目空き家対策費、13節委託料621万円について、お答えいたします。

調査委託料621万円の増額補正ですが、事業内容としましては、今年度創設されました国土交通省新規補助事業であります空き家対策総合支援事業を活用し、市内の空き家の現状を把握するための実態調査を実施する事業で、空き家情報のデータベース化を図るための準備としまして、市内全域における空き家の現地確認を行い、建物等の外観状況などのさまざまな情報のマッピングを予定しています。

委託先としましては、専門のコンサルタント業者等への業務委託を予定いたしております。

以上です。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田克哉君） おはようございます。生涯学習課長、3番、原田議員の質疑にお答えいたします。

議案第7号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、19ページ、第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節備品購入費、フィニッシュタイマー購入費567万円の事業内容についてのお問い合わせでございます。

マラソンや陸上競技のテレビ中継見ておりますと、ゴール付近に大きなデジタル時計のようなものが、よく映し出されているかと思えます。それが、通常、フィニッシュタイマーといわれるものでございます。

現在、総合運動公園の陸上競技場には、写真判定装置が設置されておりますが、長年、利用者からフィニッシュタイマーの設置の要望がございました。財源について研究していたところ、スポーツ振興くじ助成金、サッカーくじのトトの財源でございますが、活用できる可能性があることがわかり、本年度事業といたしまして申請いたしましたところ、交付決定が届きましたので、フィニッシュタイマーを購入しようとするものでございます。

財源といたしましては、歳入は同じく、議案第7号別冊の10ページでございます。第19款諸収入、第5項雑入、6目雑入、7節の教育費雑入、スポーツ振興くじ助成金352万4,000円と、残りの財源につきましては、同ページの第17款繰入金、第2項基金繰入金、9目総合運動公園施設整備等基金繰入金214万6,000円を予算計上しております。

導入後につきましては、陸上競技場でのトラック競技はもちろんのこと、宿毛マラソン等にも有効に活用できると考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 3番原田秀明君。

○3番（原田秀明君） 御説明ありがとうございます。

フィニッシュタイマーの購入につきましては、スポーツ振興くじの助成金を活用したということで、財政の厳しい中でも、いかに予算を獲得してくるかという姿勢が見える気持ちが出て、素晴らしいことだと思います。これからも頑張ってください。

以上で質疑を終了いたします。どうもありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） おはようございます。

通告に従いまして、質疑をさせていただきます。

今回、私が質疑をいたしますのは、二つの項目についてでございます。それぞれ担当課の説明を求めます。

どちらも議案第7号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、こちらからでございます。

まず、12ページをお開きください。

こちらの第2款総務費、第1項総務管理費、24目地方創生費、こちらの9節から13節。こちらは、宿毛市の特産品のかんきつ類であり

ます直七のPR、販路の拡大のための事業とお伺いしておりますが、具体的にどういった事業内容なのか、御説明をよろしくお願いいたします。

それから、もう一つは、19ページをお開きください。

19ページの第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、こちらの19節負担金補助及び交付金、日独スポーツ少年団同時交流事業費補助金、こちらについてでございます。

ドイツのほうから、何名ぐらいの方がいらっしゃるのか、また具体的な交流事業の内容をお示しください。

では、担当課長、よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 産業振興課長。

○産業振興課長（上村秀生君） おはようございます。産業振興課長、2番、川村議員の質疑にお答えします。

議案第7号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）、12ページ。

第2款総務費、第1項総務管理費、24目地方創生費、補正額1,880万6,000円について、御説明いたします。

本事業につきましては、昨年10月に策定した宿毛市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、直七高付加価値化計画として、本年度、国の地方創生推進交付金を活用して実施しようとするものでございます。

野々下議員の一般質問の答弁でも、少し説明いたしましたが、現在、高知県と四万十市と連携した、高知県における外商活動の拡大事業として、国へ地方創生推進交付金の申請書を提出しているところでございまして、この申請が事業採択になった場合に、実施しようとする、そういう事業でございます。

主な事業概要は、昨年度から国の地方創生先行型交付金を活用して実施しています、直七産

地化推進事業のほか、直七や文旦、小夏、直七マダイ等の特産品のPR活動を行う事業となっております。

順番に、詳細を御説明いたしますと、9節旅費につきましては、商品PRのための各種イベント出店に伴う旅費として100万円を計上させていただきます。

次に、11節需用費、印刷製本費200万円につきましては、商品PRのためのチラシやポスター等の作成費でございます。

12節役務費、広告料300万円につきましては、商品の知名度向上を図るため、主婦層が購入する雑誌等の掲載料でございます。

次に、13節委託料でございますが、まず、プロモーション制作業務委託料500万円につきましては、特産品等のプロモーションビデオを作成し、動画サイトやフェイスブックなどを活用して、商品の知名度向上を図ろうとするものでございます。

次に、直七苗木植栽育成管理業務委託料780万6,000円につきましては、直七の苗木の配布、及び栽培指導、シカの食害被害を防ぐための防護ネットの設置等を、直七生産株式会社に業務委託するものでございます。

この直七の事業につきましては、本年度の当初予算に農業振興費の直七産地化推進事業として計上しているところでございますが、地方創生推進交付金が事業採択された場合は、組み替えできるものは、今回、計上した地方創生費に予算の組み替えを予定しているものでございます。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田克哉君） 生涯学習課長、2番、川村議員の質疑について、お答えいたします。

議案第7号別冊、平成28年度宿毛市一般会

計補正予算（第2号）、19ページ、第9款教育費、第5項保健体育費、3目社会体育振興費、19節負担金補助及び交付金、日独スポーツ少年団同時交流事業補助金10万円について、の事業内容のお問い合わせでございます。

本事業につきましては、日本とドイツの両国のスポーツ少年団のすぐれた青少年及び指導者の相互交流により、友好と親睦を深めることなどを目的に、公益財団法人日本体育協会、日本スポーツ少年団や、各都道府県のスポーツ少年団等が主体となり、毎年、開催されている事業でございます。

本年7月24日から8月7日までの15日間、ドイツのスポーツ少年団が四国に滞在する計画となっております。本市には、7月30日から8月3日までの5日間、ドイツのスポーツ少年団10名、指導者1名と通訳の方1名の合計12名の方が訪れていただける予定となりました。

本市滞在中につきましては、各種スポーツ体験や民泊等を予定しております。

財源につきましては、高知県スポーツ少年団から宿毛市スポーツ少年団へ75万円の助成金がありますが、民泊等の全体事業費といたしまして85万円を予定しているため、10万円不足が見込まれております。そのため、宿毛市スポーツ少年団に対し、10万円の補助をしようとするものでございます。

本市にドイツのスポーツ少年団が訪問していただけることによりまして、日ごろ、外国文化に触れることの少ない本市の子供たちにとりましては、非常に貴重な体験ができるものではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（岡崎利久君） 2番川村三千代君。

○2番（川村三千代君） どうも、それぞれの担当課長、御説明ありがとうございました。

直七に関しましては、昨年も本当に、全国的な飲料メーカーの季節限定の商品にも採用されましたし、本当に直七には期待を寄せております。

北川村や馬路村では、ユズのブランド化が成功しまして、海外にも販路を広げておりますし、ぜひ高知県下、東のユズ、西の直七と呼ばれるように期待しておりますので、よろしく願いいたします。

また、日独スポーツ少年団の交流、本当になかなか国際交流の機会のない本市におきまして、大変貴重な経験になると思いますので、またよろしく願いいたします。

そしてまた、私の趣味嗜好だということで叱られそうですが、ドイツといいますがビールでございませう。ドイツビールとキビナゴ料理、またはドイツのフランクフルトソーセージと宿毛の焼酎、こういった大人の食文化交流も、また御検討いただければと思います。

また、今回の質疑は、初登壇の課長の方もいらっしゃいまして、大変フレッシュな質疑となりました。本当にそれぞれの課の皆さん、今後とも宿毛市の発展のために、よろしく願いをいたします。

以上で、私の質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第1号から議案第6号まで」の6議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第6号まで」の6議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております「議案第7号から議案第16号まで」の10議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月23日及び6月24日並びに6月27日、6月28日は休会いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、6月23日及び6月24日並びに6月27日、6月28日は、休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月23日から6月28日までの6日間は休会し、6月29日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時23分 散会

議案付託表

平成28年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
<p>予算決算 常任委員会 (4件)</p>	<p>議案第7号 議案第8号 議案第9号 議案第10号</p>	<p>平成28年度宿毛市一般会計補正予算について 平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について</p>
<p>総務文教 常任委員会 (1件)</p>	<p>議案第15号</p>	<p>指定管理者の指定について</p>
<p>産業厚生 常任委員会 (5件)</p>	<p>議案第11号 議案第12号 議案第13号 議案第14号 議案第16号</p>	<p>宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について 宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について 宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について 幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について</p>

平成28年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第17日（平成28年6月29日 水曜日）

午前10時 開議

第1 議案第1号から議案第16号まで

（議案第1号から議案第6号、討論、表決）

（議案第7号から議案第16号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）

第2 陳情第7号

第3 委員会調査について

第4 意見書案第1号 庁舎建設及び耐震補強に伴う財政支援の充実を求める意見書の提出について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号から議案第16号まで

日程第2 陳情 第7号

日程第3 委員会調査について

日程第4 意見書案第1号

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 川田 栄子 君	2番 川村 三千代 君
3番 原田 秀明 君	4番 山岡 力 君
5番 山本 英 君	6番 高倉 真弓 君
7番 山上 庄一 君	8番 山戸 寛 君
9番 岡崎 利久 君	10番 野々下 昌文 君
11番 松浦 英夫 君	12番 寺田 公一 君
13番 宮本 有 二 君	14番 濱田 陸紀 君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	朝比奈 淳 司 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	小野 りか 君
議事係長	奈良 和美 君

6 出席要求による出席者

市 長 中 平 富 宏 君
副 市 長 岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長 黒 田 厚 君
総 務 課 長 河 原 敏 郎 君
危機管理課長 楠 目 健 一 君
市 民 課 長 立 田 ゆ か 君
税 務 課 長 児 島 厚 臣 君
会計管理者兼
会 計 課 長 山 下 哲 郎 君
保健介護課長 中 山 佳 久 君
環 境 課 長 岩 本 敬 二 君
人権推進課長 沢 田 美 保 君
産業振興課長 上 村 秀 生 君
商工観光課長 山 戸 達 朗 君
土 木 課 長 川 島 義 之 君
都市建設課長 中 町 真 二 君
福祉事務所長 佐 藤 恵 介 君
水 道 課 長 金 増 信 幸 君
教 育 長 出 口 君 男 君
教育次長兼
学 校 教 育 課 長 桑 原 一 君
生涯学習課長
兼 宿 毛 文 教 和 田 克 哉 君
センター所長
学 校 給 食 杉 本 裕 二 郎 君
センター所長
千 寿 園 長 山 岡 敏 樹 君
農 業 委 員 会 岩 田 明 仁 君
事 務 局 長
選 挙 管 理 委 員 河 原 志 加 子 君
会 事 務 局 長

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（岡崎利久君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長より報告いたします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分の報告につきましては、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1「議案第1号から議案第16号まで」の16議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号及び議案第2号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより「議案第3号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第4号」について、討論に入

ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第4号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第5号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第5号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第5号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第6号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第6号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第6号」は、これに同意する

ことに決しました。

これより「議案第7号から議案第16号まで」の10議案について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（松浦英夫君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案第7号から議案第10号までの4議案について、審査の概要と結果を報告いたします。

議案の審査に当たっては、効率的な審議を行うため、本委員会を二つの分科会に分けて、6月23日、6月24日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、6月28日に意見調整のための全体委員会を開催し、各分科会の主査の審議結果の報告と質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案4件につきましては、原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第1分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第7号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算（第2号）の12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、7目企画広報費、19節負担金補助及び交付金、お試し住宅利用補助金41万4,000円についてであります。

委員からは、お試し住宅を利用している方とのコミュニケーションはとれているのかとの質問があり、執行部からは、利用者については毎月の補助金請求の際に、相談に応じており、内容としては、主に移住先の選定についてである、との回答がありました。

続きまして、16ページ、第8款消防費、第1項消防費、2目非常備消防費、18節備品購

入費181万5,000円についてであります。

委員からは、消防団に配備される台数について、また本部との通信は可能かとの質問があり、執行部からは、今回の予算計上は24台分だが、現状で約100台を配備しており、本部の通信は電波が届く範囲内であれば可能だが、通常は現場等で、隊単位での使用となる、との回答がありました。

続きまして、16ページ、第9款教育費、第1項教育総務費、1目教育委員会費、9節旅費、普通旅費5万6,000円、及び第9款教育費、第1項教育総務費、2目事務局費、9節旅費、普通旅費14万円についてであります。

委員からは、義務教育学校の視察に行くということだが、何名で行くのかとの質問があり、執行部からは、教育委員会委員4名、事務局4名、学校長6名の計14名を予定しているとの回答がありました。

また、委員からは、経費削減のため、視察地を近くに設定できなかったのか、との質問があり、執行部からは、四国内では高知市に2校あるが、小規模校である。今回は、宿毛小学校と中学校の統合を想定した児童生徒数の多い学校での視察であり、小規模校に関しては、今後、検討していきたいとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、次のような審査概要の報告がありました。

議案第7号別冊、平成28年度宿毛市一般会計補正予算第2号の12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、24目地方創生費、13節委託料、直七苗木植栽育成管理業務委託料780万6,000円についてであります。

この委託は、地方創生関連事業である直七高付加価値化計画の一部であり、基本となる苗木の配布や、生産管理を行うため、直七生産株式会社に業務委託を行うものであります。

委員からは、この事業を行うことで、生産量

ほどのくらいになるのか、との質問がありました。

これに対して、執行部からは、現在、110トンの搾汁量が平成31年度には500トンになる予定であるとの回答がありました。

これに対し、委員からは、本事業については、委託料のほかにも印刷製本費や、プロモーションビデオ制作料が補正予算として計上されているが、全体的な計画や、将来にわたる長期ビジョンをもつことが重要であり、直七の原料の提供だけではなく、地元での製品化により、高付加価値化を図ることで、雇用の創出なども視野に入れるべきとの意見がありました。

続きまして、15ページ、第4款衛生費、第3項清掃費、4目空き家対策費、13節委託料、調査委託料621万円についてであります。

この委託は、危険性がある空き家などの状況把握を目的に、専門のコンサルタント等へ業務委託を行い、市内の空き家について状況を把握し、所有者の特定を初め、空き家の利活用の基礎データとしても活用するものであります。

委員からは、委託業務の成果品はどのようなものか、また地元の建築関係業者などへの発注はできないものか。さらに、その成果品は、防災関連等の事業においても活用できるものか、との質問がありました。

これに対して、執行部からは、この事業での成果品は、空き家の位置などを示す地図情報はもとより、今後、所有者情報等のさまざまな項目を追加入力していくことができるデータでの提出を想定しており、地元業者では、データベース化への対応が難しいのではないかと想像される。

また、空き家の活用や防災等の各種事業での活用も可能となるようなデータをつくり上げていきたいとの回答があります。

それに対して、委員からは、この事業に限ら

ず、全ての事業に言えることであるが、将来につながる事業計画のもとでの予算措置が重要であるとの意見がありました。

以上で、本委員会に付託されました4議案について、審査結果の報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました、議案第15号の審査結果の御報告をいたします。

議案第15号は、指定管理者の指定についてであります。

本案は、土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅の駅舎の管理運営につきまして、9月30日をもって指定管理期間が満了しますので、引き続き、土佐くろしお鉄道株式会社を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、1議案につきましては、担当課からの詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、原案を適当であると認め、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案1件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（山上庄一君） 産業厚生常任委員長、本委員会に付託されました議案5件についての審査結果を御報告いたします。

議案第11号は、宿毛市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正する条例についてであります。

内容につきましては、母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正に伴い、その法との整合を図るために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第12号は、宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する規準を定める条例の一部を改正する条例でございま

す。

内容につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める省令が一部改正されたことに伴い、省令との整合を図るために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第13号は、宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する規程を定める省令が一部改正されたことに伴い、省令との整合を図るために、本条例の一部を改正しようとするものです。

議案第14号は、宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、国民宿舎「椰子」におきまして、今年度より指定管理者となった株式会社ピアサーティーによる7月1日のリニューアルオープンにあわせ、入浴料の一部を改正しようとするものです。

議案第16号は、幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約でございます。

内容につきましては、介護認定審査会の委員の定数を増員変更することで、臨機応変に対応することができるようにするために必要が生じたので、本規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、他の関係市町村におきましても、同様に規約の変更を行うことになっております。

以上、議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

以上、本委員会に付託されました議案5件につきまして、報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第7号から議案第16号まで」の10議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第7号から議案第16号まで」の10議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 全員起立であります。

よって「議案第7号から議案第16号まで」の10議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2、「陳情第7号」を議題といたします。

これより、陳情第7号について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（野々下昌文君） 総務文教常任委員長。

本委員会に付託されました陳情第7号の審査結果を御報告いたします。

陳情第7号は、伊方原発の再稼働を認めず廃炉を求める意見書の提出についてであります。

本陳情は、未来の宿毛のために伊方原発をと

める会代表、伊与田尚子氏より提出されたものであります。

内容といたしましては、伊方原発の再稼働容認を撤回し、再稼働を認めず、全炉を廃炉にするために取り組みを進めていくよう、意見書の提出を求める陳情であります。

審査の過程で、委員からは、熊本県から大分県にかけて、中央構造線に沿って地震活動が続いたことにより、中央構造線上近くに位置する伊方原発に対し、市民の皆様が強い危機感を持っている。

また、福島第一原子力発電所の事故により、今もなお、多くの方々が避難生活を余儀なくされている中、再稼働はすべきではないとの意見が出されました。

また、委員からは、原子力規制委員会の新規規制基準は、阪神・淡路大震災及び東日本大震災を踏まえ、それを超越する安全基準を設けて策定されており、伊方原発はその基準を満たし、地元の合意も得ている。原発は減らしていかなければならないが、現時点では、意見書の提出は控えるべきではないか、との意見も出されました。

このような審議を踏まえて、採決した結果、本陳情を賛成少数で不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての報告を終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、陳情第7号について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

11番松浦英夫君。

○11番（松浦英夫君） 11番、松浦でございます。通告いたしておりますとおり、ただいまから、議案となっております事案について、討論を行います。

先ほど、総務文教常任委員長より、伊方原発の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書の提出についてを内容とする陳情第7号について、総務文教常任委員会としては、賛成少数をもって不採択とすべきとの報告がなされました。

私は、この委員長報告に反対をする立場で討論を行います。

本日は、このように多くの市民の皆さんが、本議会の傍聴に来ていております。事の重要性と、関心の深さをあらわしておるところであります。

ぜひ、それぞれの議員が、どのような賛否についての意思をあらわすかということをしつかりと見定めていただきたいと思います。

まず、本議会では、過去3回、伊方原発の再稼働に反対する意見書について議論をしてきましたが、いずれも賛成少数をもって不採択としてきました。

その中の一つは、市民の4,000名を超える署名を添えて提出したにもかかわらず、もの見事、否決され、市民の声は議会に届きませんでした。

選挙となれば、多くの議員は市民の声に真摯に応じて、議会活動に取り組んでまいりますと訴えております。こうした市民の声には、全く耳を傾けようとしませんでした。非常に残念なことであり、市民から強い怒りの声があがっております。

今回、改めて伊方原発の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書の提出についてを内容とする

陳情が、伊与田尚子さんを代表とする未来の宿毛のために伊方原発をとめる会から提出されましたが、市民の皆さんが心配し、強い危機感を持ち、伊方原発の再稼働を何としても許してはならない、と意見書の提出に至ったのは、4月14日に発生をした熊本大地震を経験したからであります。

熊本大地震は、地下の各断層が動いて起こる直下型地震でありまして、マグニチュードは最大で7.3を記録し、阪神・淡路大震災と同じぐらいの規模であります。

また、この地震の揺れによる基準地震動は、最大で1,580ガルを記録しており、阪神大震災の約2倍であります。

四国電力が想定している安全設計上の基準である基準地震動は、最大で650ガルと想定しておりますが、その2倍を超える強い揺れであります。今の熊本県や大分県を中心に、活発な地震活動が続いており、余震を繰り返しております。

そして、これまでも、幾度となく本議会で訴えてきましたが、伊方原発は御案内のとおり、日本最大の活断層である中央構造線は、6ないし8キロ北側の海域を走っております。まさに活断層の真上に立地しているのであります。

中央構造線は、今回の熊本地震の震源域とされる日奈久断層と、布田川断層と連動しております。

過去にも中央構造線上で大地震が3連動で発生しておったとの記録があります。

こうしたことが明らかになるにつれ、地震大国日本を考えたとき、必ず中央構造線が大地震の震源となるのではないかとの不安は、市民の皆様、一層強くなります。

高知大学の岡村 眞特任教授を初め、多くの地震学者も、このことについて警鐘を鳴らしております。何としても、将来にわたって、子子

孫孫まで、ふるさとの自然を守りつがなければなりません。そのためにも、伊方原発の再稼働を許してはならないとの思いは、一層強くなります。

幾ら科学が発達した現在といえ、著名な地震学者でさえ、地震の発生を予想することができないのであります。巨大地震が起きれば、甚大な事故に見舞われることになり、そのことは、福島第一原発の事故が証明をいたしております。伊方原発が原子力規制委員会において厳しい審査を受ける中で、その審査基準をクリアして、合格したとはいえ、原子力規制委員会として、安全を保障したものではありません。

そして、四国電力が安全対策を講じていると豪語しても、巨大な自然の力には手も足も出ないということを謙虚に認識しなくてはなりません。

どのような対策を講じようが、原発には安全は絶対ありません。皆さん、宿毛市のおかれた地理的、経済的な状況を考えていただきたいと思えます。

宿毛市は、地理的には、伊方原発から南東約50キロに位置しております。ひとたび伊方原発で事故があれば、数時間で放射能被害を受けるのであります。そして、経済的には、漁業や農業等一次産業が中心であります。この一次産業が壊滅的な被害をこうむるのであります。

福島第一原発の事故の教訓から、学ばなければなりません。あの事故から5年と3カ月が経過いたしました。いまだに事故の原因すら究明されておられません。しかも、人々は、住みなれたふるさを追われ、今なお、全国各地で家族がばらばらの避難生活をしているのが実態であり、避難されている方がふるさとへの帰還すら、全く見通しも立っておらず、毎日毎日、辛い生活を強いられています。

また、乳幼児や子供たち、妊婦への健康被害

は言うまでもありません。このことは、まさに東京電力福島第一原発の事故が教えてくれています。

安倍総理は、オリンピック誘致活動において、福島はコントロールされていると大見えを切りましたけれども、今なお汚染水は海へ流されております。安倍総理のこの発言は、全くのうそであります。起こってからでは遅いのであります。起こった後で嘆いても意味がないのであります。何としても、事故が起こる前に食いとめなければなりません。

しかし、残念なことに、最近の新聞報道を見ますと、原子炉に核燃料を装填する作業が始まり、来月26日には、伊方原発の3号機が再稼働との記事。また、運転から40年以上経過した老朽原発であります関西電力の高浜原子力発電所1号機と2号機の運転延長が認可されたとの記事があります。

これは、あの事故からの反省から設けられました運転期間の制限、いわゆる40年ルールを形骸化するものであります。非常に腹立たしい報道であります。

皆さん、本当にまだまだ間に合います。以上のことを考えるならば、宿毛市議会に提出された陳情第7号、伊方原発の再稼働を認めず、廃炉を求める意見書の提出についてを採択すべきであり、不採択とした委員長報告に反対をいたします。

皆さん、四国電力は企業利益の追求のみのために再稼働をしようとしているのであります。全国の原発が全基停止してから、4年5カ月経過いたしました。電力は全ての企業や家庭に供給されております。

また、原発の停止が日本の経済に重大な悪影響を与えるとの宣伝がされてきました。皆さん、どうでしょうか。全く日本経済に悪影響を及ぼしてはいないではありませんか。

ぜひ、議員の皆さん、市民の代表として負託を受けた宿毛市議会の議員として、宿毛市民の声に耳を傾け、市民の安全、宿毛の将来を考え、懸命の判断をしていただきたい。その上で、ぜひともこの意見書に賛同していただきますよう強く求め、討論を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（岡崎利久君） 5番山本 英君。

○5番（山本 英君） 5番の山本 英であります。

伊方原発廃炉を求める陳情の不採択に賛成する立場で討論を行います。

この問題は、「智に働けば角が立つ 情に棹させば流される とかくこの世は住みにくい」という夏目漱石の草枕の冒頭をほうふつさせるような問題でありまして、いわばユートピアな平和主義の方に、抑止力の意義をとくようなもので、非常に難しいんでありますけれども、年はとっても、私は新人議員ですので、勉強のため、あえて火中のクリを拾います。介護課長、やけどしたらやけどの手当を頼みます。

本件に関する市民目線は、多種多様にわたりますが、私は、二つの観点から、論述してまいります。

その一つは、エネルギーの安全保障であります。我が国の電力事情をひも解くに、発電の主要電源は、1965年ごろまでは水力、その後、1973年の第一次オイルショックまでは石油でしたが、石油に依存することのリスクの認識が深まり1975年には国際エネルギー機関の理事会で、石炭利用拡大に関するIEA宣言がなされました。

また、その際、石油火力発電所の新設禁止が盛り込まれております。その後は、石炭とLNG、液化天然ガス、そして原子力とその主力を担ってまいりました。

我が国の原子力発電は、1966年に商用の

営業運転を開始し、省資源、二酸化炭素排出量ゼロ、エネルギー安全保障の確立として、夢の技術として期待され、全発電量の約30%を担うまでに成長してきたのです。

2011年の事故に至り、全炉がとまりました。その上、2015年の気候変動枠組条約のパリ条約では、化石燃料、とりわけ石炭火力発電からの脱却を求められています。

原発がとまった今、LNGを主力としつつも、日本は世界のトレンド、要請とは逆行し、石油発電、石炭発電の発電量をふやして原発をカバーしているのが現状であります。

これらの資源のほぼ100%は輸入であります。さきの太平洋戦争の前夜、石油の輸入をとめられて、日本は苦境に立たされたことは教訓としなければなりません。

多角的輸入先の確保と、自前のエネルギー確保は重要な課題であります。

第二の論点は、環境であります。

中国は、世界最大の石炭採掘国でありました。現在もそうです。かつては輸出しておりますが、今はそれだけで足りず、輸入国となっております。その結果が、PM2.5の問題です。

かつて、日本も石油、石炭が主流だった1970年代は、光化学スモッグに悩まされました。また、大気汚染、子供のぜんそく障害問題等が発生しかねません。

さらに、地球温暖化に影響を及ぼすCO₂に着目すると、最新の2014年度の排出量も、発電部門が第1位で、その排出量は5億700トンで、日本全体の40%を占めております。

原発が高稼働をしていた2009年より、約1億トン多く排出しております。このCO₂による温暖化は、南の島、ツバルとかモルディブですが、海中に没するというおそれをもたらすだけでなく、実は、オゾン層破壊への影響が少なからずあると言われております。

オゾン層の破壊は、帰宅困難地域の発生どころか、人類がこの地球上に生息できなくなるんです。

結論であります。

人類は、これまで4度の原子力事故に遭遇してまいりました。1957年、英国の原子炉火災、1979年、米国のスリーマイル島事故、1986年、チェルノブイリ事故、2011年、日本の福島第一原発事故であります。

過去3度の事故を乗り越え、人類は安全性を追求し、化石燃料に頼らない政策として原発を維持してきたのであります。

2014年に日本政府が決めたエネルギー計画、すなわち原発依存度については、省エネルギー再生可能エネルギーの導入や、火力発電所の効率化などにより、極力、低減させるとの方針のもと、海底資源のメタンハイドレートを活用、あるいは水素発電等、すぐれたクリーンエネルギー、再生エネルギーの活用ができるまでの間、いま一度、現代の科学者が英知を絞って練り上げた原子力発電の新規制基準を信頼したいと思います。

新基準は、例えば活断層の上には、原子炉を設置しない等の耐震津波対策を含め、これまでの5項目のハードルを格段に高めるとともに、160キロ範囲内の火山の調査、竜巻対策、さらにはテロ対策等の5項目を加え、10項目の適合審査をすることとなっており、それに適合した伊方原発3号炉は稼働させ、石油や石炭の使用料を減らすのが妥当と判断し、委員長の不採択の判断を支持するものであります。

以上で終わります。

○議長（岡崎利久君） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） ほかに討論がありません。

るので、これにて討論を終結いたします。

○議長（岡崎利久君） これより、陳情第7号を採決いたします。

本件については、審査報告書のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（岡崎利久君） 起立多数であります。

よって、本件については、審査報告書のとおり決しました。

日程第3、委員会調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4、意見書案第1号「庁舎建設及び耐震補強に伴う財政支援の充実を求める意見書の提出について」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

10番野々下昌文君。

○10番（野々下昌文君） 10番、野々下昌文でございます。

意見書案第1号「庁舎建設及び耐震補強に伴う財政支援の充実を求める意見書の提出について」、提案理由の御説明をいたします。

今年4月に発生した熊本地震では、熊本県宇土市などで、災害対策の司令塔となるべき自治体庁舎そのものが大きな被害を受け、災害対策本部としての機能不全に陥る事態となりました。

本市においても、近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震対策として、老朽化した市庁舎の建てかえは喫緊の課題であります。避難道の整備や、小中学校の耐震化等と異なり、新庁舎の建設は、国、県ともに補助対象外となっております。

高台移転に伴う庁舎建設の場合は、現在のところ、緊急防災減災事業債を充当することは可能ですが、その緊急防災減災事業債も、28年度限りで終了する予定となっている上、現在地での建てかえの場合は、充当率75%で、交付税措置もない、一般事業の起債充当しかできないのが実状であります。

南海トラフ巨大地震などの大災害発生時において、自治体庁舎は地域の防災拠点として不可欠な存在であるにもかかわらず、多くの自治体では、財政上の負担がネックとなり、庁舎の建設や耐震補強に踏み切れない状況であることから、被災後の一日も早い復旧復興など、有事における防災拠点としての機能を確保するため、庁舎の建設及び耐震補強について、関係行政庁に対し、有利な起債や、新たな補助制度の創設を強く要望するものです。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

○議長（岡崎利久君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（岡崎利久君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

意見書案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、意見書案第1号について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 討論はありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。
よって、「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま「意見書案第1号」が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(岡崎利久君) 御異議なしと認めます。
よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

以上で、今期定例会の日程は全て議了いたしました。

閉会に当たり、市長から挨拶がありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中平富宏君) 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

去る6月13日に開会いたしました今期定例会は、本日までの17日間、議員の皆様におか

れましては、連日、熱心に御審議いただき、御提案申し上げました16議案につきまして、原案のとおり御決定をいただき、まことにありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今議会を通じお寄せいただきました数々の貴重な御意見や御提言につきましては、今後さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

また、千寿園問題につきましては、入居者の方々や御家族はもとより、市民の皆さんの信頼回復に向けまして、職員一丸となって取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、より一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

これから暑い季節を迎えますので、どうか御健康に御留意されまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念を申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長(岡崎利久君) 以上で、市長の挨拶は終わりました。

これにて、平成28年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 岡崎利久

宿毛市議会副議長 山戸寛

議員 原田秀明

議員 山岡力

平成28年6月28日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

予算決算常任委員長 松浦英夫

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第7号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適当
議案第8号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第9号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適当
議案第10号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	原案可決	適当

平成28年6月23日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第15号	指定管理者の指定について	原案可決	適当

平成28年6月24日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査結果	理由
議案第11号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第12号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第13号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第14号	宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について	原案可決	適当
議案第16号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について	原案可決	適当

平成28年6月23日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第143条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 7号	伊方原発の再稼働を認めず廃炉を求める意見書の提出について	不採択	不 適 当

平成28年6月23日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

総務文教常任委員長 野々下 昌 文

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 総合計画の策定状況について
 - (2) 行政機構の状況について
 - (3) 財政の運営状況について
 - (4) 公有財産の管理状況について
 - (5) 市税等の徴収体制について
 - (6) 地域防災計画について
 - (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成28年6月24日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

産業厚生常任委員長 山上庄一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成27年6月28日

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

議会運営委員長 宮本有二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

庁舎建設及び耐震補強に伴う財政支援の充実を求める意見書の提出について
地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成28年6月28日提出

提出者	宿毛市議会議員	野々下	昌文
賛成者	宿毛市議会議員	山岡	力
〃	〃	原田	秀明
〃	〃	山本	英
〃	〃	松浦	英夫
〃	〃	濱田	陸紀

宿毛市議会議長 岡崎利久 殿

説明 口頭

庁舎建設及び耐震補強に伴う財政支援の充実を求める意見書

去る4月14日に発生した熊本地震では、熊本県宇土市などで災害対応の司令塔となるべき自治体庁舎そのものが大きな被害を受け、災害対策本部としての機能不全に陥る状況となった。

宇土市においては、以前から市庁舎の耐震性の低さが課題となっていたが、財源上の負担が大きいことから、建て替え論議が先延ばしになっていたとの報道もされたところである。

本市においても、近い将来、発生が予想される南海トラフ巨大地震対策として、老朽化した市庁舎の建て替えが喫緊の課題となっているが、避難道の整備や小・中学校の耐震化等と異なり、新庁舎の建設は、国・県ともに補助対象外となっている。

高台移転に伴う庁舎建設の場合は、現在のところ緊急防災・減災事業債を充当することが可能であるが、その緊急防災・減災事業債も28年度限りで終了する予定となっているうえ、現在地での建て替えの場合は充当率75%で交付税措置もない一般事業（一般分）の起債充当しか出来ないのが実状である。

南海トラフ巨大地震などの大災害発生時において、自治体庁舎は地域の防災拠点として不可欠な存在であるにもかかわらず、多くの自治体では財政上の負担がネックとなり、庁舎の建設や耐震補強に踏みきれない状況となっている。

については、被災後の一日も早い復旧・復興など、有事における防災拠点としての機能を確保するため、庁舎の建設及び耐震補強について、有利な起債や新たな補助制度の創設を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 月 日

宿毛市議会議長 岡崎利久

内閣総理大臣殿
総務大臣殿
財務大臣殿

一 般 質 問 通 告 表

平成28年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	3 番 原田秀明君	<p>1 熊本地震を教訓にした災害対策について（市長）</p> <p>(1) 熊本地震後の市長の考えについて</p> <p>(2) 避難時における問題について</p> <p>ア 避難所で想定される問題について</p> <p>イ 罹災証明書の発行体制について</p> <p>ウ 仮設住宅用地について</p> <p>(3) 宿毛市役所本庁舎について</p> <p>2 小・中学校の英語教育について（市長、教育長）</p> <p>(1) 小学校の英語教育の現状と今後について</p> <p>(2) 新たな学びの場所の創設について</p> <p>3 宿毛市の情報発信媒体について（市長）</p> <p>(1) 宿毛市公式ウェブサイトについて</p> <p>(2) 行政チャンネルについて</p>
2	10 番 野々下昌文君	<p>1 熊本地震の教訓について（市長）</p> <p>(1) 活断層の把握と対応について</p> <p>(2) 地震土砂災害の認識と対応について</p> <p>ア 孤立地域の認識と対応について</p> <p>イ 携帯電話の不感地帯や防災情報伝達システムによる音声の届かない地域への対応について</p> <p>(3) 避難所の対応について</p> <p>ア 長時間の車中泊、関連死への対応について</p> <p>イ 要支援者の把握、受入れの取り組みについて</p> <p>ウ トイレの整備と重要性、その認識と対応について</p> <p>(4) 救援物資の配送体制について</p> <p>2 これからの地方創生について（市長）</p> <p>(1) 改正地域再生法に基づく地方創生交付金の取り組みについて</p> <p>(2) 企業版ふるさと納税の促進策について</p>
3	11 番 松浦英夫君	<p>1 千寿園問題について（市長）</p> <p>2 沖の島の医療体制の充実について（市長）</p> <p>(1) 医師の確保対策について</p> <p>(2) 看護師の配置問題について</p> <p>3 変電所の高台移転について（市長）</p>

4	5 番 山本 英君	<p>1 これまで1年間の懸案事項について（市長）</p> <p>(1) 防災関連について</p> <p>ア 避難道、避難場所、避難所、仮設住宅地の目安について</p> <p>イ 液状化対策について</p> <p>ウ 食糧の確保（目安の提示）について</p> <p>エ 本部の位置について</p> <p>(2) 危険老朽空家について</p> <p>ア 柔軟な対応策について</p> <p>2 自衛隊の寄港と誘致について（市長）</p> <p>(1) 寄港の現状と支援対策について</p> <p>(2) 誘致の効果について</p> <p>3 小学校に拡大される英語教育の取り組みについて（教育長）</p> <p>(1) 現状と具体策について</p> <p>4 改正学校教育法に基づく小中一貫教育について（教育長）</p> <p>(1) 推進するための方針策定について</p> <p>(2) 宿毛の現状について</p> <p>(3) 教育の先進地について</p>
5	7 番 山上庄一君	<p>1 景気対策について（市長）</p> <p>(1) 入札制度の改革について</p> <p>2 景観整備について（市長）</p>
6	2 番 川村三千代君	<p>1 災害発生後の取り組みについて（市長）</p> <p>(1) 外部からの支援活動への対応・体制について</p> <p>ア ボランティアについて</p> <p>イ ドローンについて</p> <p>2 参議院選挙における高知・徳島合区選挙区の見解について（市長）</p>
7	4 番 山岡 力君	<p>1 県道宿毛城辺線の冠水対策の現状について（市長）</p> <p>2 河川・海岸堤防の津波地震対策事業における地域住民への周知について（市長）</p> <p>3 国民健康保険の財政運営の今後について（市長）</p>

8	1 番 川田栄子君	<p>1 教育行政について（教育長）</p> <p>(1) 新教育長の所信表明について</p> <p>(2) 新教育委員会制度について</p> <p>(3) 教育の目的について</p> <p>(4) 18歳からの主権者教育について</p> <p>2 行政方針について（市長）</p> <p>(1) 健全財政についての取り組みについて</p> <p>(2) 予算編成方針について</p> <p>(3) 振興計画について</p> <p>(4) 経常収支比率の改善について</p> <p>3 地方創生について（市長）</p> <p>(1) 子育て支援サービスについて</p> <p>(2) 移住・定住推進室の活動について</p> <p>(3) 地方創生制度のK P I（重要業績指標）について</p> <p>(4) 小規模林業者へのさらなる行政の役割について</p> <p>4 地域公共交通の実証運行に向けた取り組み状況について (市長)</p> <p>5 原発再稼働問題について（市長）</p>
9	1 2 番 寺田公一君	<p>1 市長の政治姿勢について（市長）</p> <p>(1) 千寿園の指定管理への移行スケジュールについて</p> <p>ア 指定管理者決定から現在までの状況について</p> <p>イ 介護職員の行政職への任用替えの状況について</p> <p>ウ 今後の移行スケジュールについて</p> <p>(2) 総合運動公園の防災広場の芝生化について</p> <p>ア 芝生化することになった経緯について</p> <p>イ 使用許可の有無について</p> <p>ウ 利用料の設定について</p> <p>エ 今後の維持管理について</p> <p>(3) 木造家屋の耐震補強のスピード化について</p> <p>ア 申し込みから診断結果が出るまでの期間について</p> <p>イ 公費負担について</p> <p>2 新教育長の教育行政における基本姿勢について（教育長）</p> <p>(1) 委員会運営について</p> <p>(2) 小中学校の再編について</p> <p>(3) 給食センターの今後について</p> <p>(4) 教育相談センター適応教室の運営について</p>

平成28年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月29日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	6月29日	承 認
第 3 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	6月29日	同 意
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月29日	同 意
第 5 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月29日	同 意
第 6 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月29日	同 意
第 7 号	平成28年度宿毛市一般会計補正予算について	6月29日	原案可決
第 8 号	平成28年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	6月29日	原案可決
第 9 号	平成28年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	6月29日	原案可決
第10号	平成28年度宿毛市下水道事業特別会計補正予算について	6月29日	原案可決
第11号	宿毛市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	6月29日	原案可決
第12号	宿毛市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月29日	原案可決
第13号	宿毛市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6月29日	原案可決
第14号	宿毛市国民宿舎条例の一部を改正する条例について	6月29日	原案可決
第15号	指定管理者の指定について	6月29日	原案可決

第16号	幡多西部介護認定審査会共同設置規約の一部を 変更する規約について	6月29日	原案可決
------	-------------------------------------	-------	------

陳 情

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 7号	伊方原発の再稼働を認めず廃炉を求める意見書の提出について	6月29日	不採択